

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	公営住宅の入居者の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	公営住宅法施行令 (入居者の選考基準) 第7条 法第25条第1項の規定による入居者の選考は、条例で定めるところにより、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。 (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。) (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者 ○大和高田市営住宅条例 (入居者資格の特例) 第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 前条第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第1号、第3号及び第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 【参照条文】 ○公営住宅法 (入居者の選考等) 第25条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公

	営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	40 日
備考	
根拠規定	公営住宅法施行令第 7 条
	大和高田市営住宅条例第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	社会福祉法人等への使用許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令 (公営住宅法第 45 条第 1 項の事業) 第 1 条 公営住宅法(以下「法」という。)第 45 条第 1 項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業(次条において「児童自立生活援助事業」という。)又は同法第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業(次条において「小規模住居型児童養育事業」という。) (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業 (3) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護(次条において「共同生活介護」という。)又は同条第 16 項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業 (4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)第 8 条第 2 項第 2 号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。) (法第 45 条第 1 項の者) 第 2 条 法第 45 条第 1 項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 地方公共団体 (2) 医療法人 (3) 一般社団法人又は一般財団法人 (4) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づき設立された特定非営利活動法人 (5) 小規模住居型児童養育事業を行う者で児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により都道府県、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に規定する児童相談所設置市(以下この号において「都道府県等」という。)から委託を受けているもの又は児童自立生活援助事業を行う者で同法第 33 条の 6 第 1 項の規定により都道府県等から委託を受けているもの (6) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指

	定地域密着型サービス事業者で同法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第 8 条の 2 第 17 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの (7) 障害者自立支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活介護又は共同生活援助を行うもの ○大和高田市営住宅条例 (使用許可) 第 43 条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令(平成 8 年厚生省/建設省/令第 1 号)第 2 条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第 1 条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。 2 (略) 【参照条文】 ○公営住宅法 (社会福祉法人等による公営住宅の使用等) 第 45 条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第 22 条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者(以下この項において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。 2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号)第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第 3 条第 4 号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める基準に従って管理しなければならない。 3 前 2 項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。 4 第 1 項又は第 2 項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。

標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	過去の処分実績がなく、又は稀であつて、あらかじめ標準処理期間を定めることは困難である。
備考	
根拠規定	公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令第 1 条;第 2 条
	大和高田市営住宅条例第 43 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	改良住宅への入居者の承認
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市改良住宅等条例 (入居者の資格及び入居決定) 第 3 条 改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 住宅地区改良法第 18 条各号に掲げるもので、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者であること。 (2) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (3) 市税及び公共料金等を滞納していない者であること。 2 市長は、前項に規定する者が改良住宅に入居せず、又は入居した後転居、死亡等の理由によって当該改良住宅に居住しなくなった場合には、当該改良住宅に入居する者を大和高田市営住宅条例(平成 9 年条例第 34 号。以下「市営住宅条例」という。)第 4 条から第 8 条第 2 項まで、第 9 条及び第 10 条の規定に準じて公正な方法で選考し、入居者を決定するものとする。 第 3 条の 2 小集落改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 旧小集落地区等改進黨業制度要綱第 13 第 1 項各号に掲げるもので、小集落改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者であること。 (2) その者又は同居親族が暴力団員でないこと。 (3) 市税及び公共料金等を滞納していない者であること。 2 市長は、前項に規定する者が小集落改良住宅に入居せず、又は入居した後、転居、死亡等の理由によって当該小集落改良住宅に居住しなくなった場合には、当該小集落改良住宅に入居する者を旧小集落地区等改進黨業制度要綱第 1 に規定する地域に居住し、かつ、住宅に困窮すると認められる者の中から前条第 2 項に準じて公正な方法で選考し、入居者を決定するものとする。 【参照条文】 ○住宅地区改良法 (改良住宅に入居させるべき者) 第 18 条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを改良住宅に入居させなければな

	らない。 (1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったものイ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、 改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。ロ イただ し書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに 至った者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限 る。ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該当する者と同じの世帯に属 するに至った者 (2) 前号イ、ロ又はハに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内 において災害により住宅を失ったもの (3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者 ○住宅地区改良法施行令 (改良住宅への入居者の承認) 第8条 法第18条第1号ロの規定による承認は、住宅地区改良事業の実施 計画で定められた改良住宅の建設戸数がその承認の当時同条の規定によ り改良住宅に入居させるべき者と認められる者の世帯の数をこえる場合 において、そのこえる戸数に相当する世帯の数の範囲内であることができる。 2 法第18条第1号ロの規定による承認は、別世帯を構成するに至ったこ と又は改良地区内に居住するに至ったことが、もっぱら改良住宅への入居 のみを目的とすると認められる場合においては、してはならない。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市改良住宅等条例第3条、第3条の2

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分に対する処分
処分名	入居の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市単身者住宅条例(入居者の資格)第 3 条 単身者住宅に入居することができる者は、市営住宅及び改良住宅の入居資格を有しない 65 歳以上の単身者で現に住宅に困窮していることが明らかな者について、市長が別に定めるところによる。 2 前項の規定にかかわらず、65 歳未満の単身者であっても、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。大和高田市単身者住宅条例施行規則(入居者の資格)第 2 条 入居者の資格は、条例第 3 条に規定するほか、次の条件を具備する者とする。 (1) 申込時において、入居申込者の住居が単身者住宅の所在する地域にあること。 (2) 入居申込者の居住する地域の町総代の推薦状(別記様式)があること。 (3) その者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (4) 市税及び公共料金等を滞納していない者であること。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市単身者住宅条例第 3 条
	大和高田市単身者住宅条例施行規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	違反建築物除却、原状回復命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例 (入居者の保管義務等) 第 23 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は損傷したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 第 28 条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。 3 第 1 項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 【参照条文】 住宅地区改良法 (建築行為等の制限) 第 9 条 前条第 1 項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆(たい)積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2・3 (略) 4 都道府県知事は、第 1 項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。 5・6 (略)
標準処理期間/聴聞・	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与

弁明手続	
備考	
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 23 条;第 28 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	入居決定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例 (入居の手続) 第 11 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) 第 19 条に規定する敷金を納付すること。 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3(略) 4 市長は、入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項各号に定める手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 5・6 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 11 条第 1 項、第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	社会福祉法人等への使用許可の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例(使用許可の取消し)第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 49 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例 (罰則) 第 68 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 68 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	入居決定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市改良住宅等条例 (入居の手続) 第 11 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) 第 19 条に規定する敷金を納付すること。 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 (略) 4 市長は、入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項各号に定める手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 5・6 (略) 【参照条文】 大和高田市改良住宅等条例 (準用) 第 6 条 前各条に定めるもののほか、改良住宅等の管理については、市営住宅条例第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条、第 41 条、第 65 条、第 66 条及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅等」と読み替える。2 前項において、借上げ市営住宅に関する規定を除くものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	大和高田市営住宅条例第 11 条第 4 項を準用
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 11 条第 1 項、第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例 (罰則) 第 68 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。 【参照条文】 大和高田市改良住宅等条例 (準用) 第 6 条 前各条に定めるもののほか、改良住宅等の管理については、市営住宅条例第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条、第 41 条、第 65 条、第 66 条及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅等」と読み替える。2 前項において、借上げ市営住宅に関する規定を除くものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	大和高田市営住宅条例第 68 条を準用
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 68 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	入居決定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例 (入居の手続) 第 11 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) 第 19 条に規定する敷金を納付すること。 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 (略) 4 市長は、入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項各号に定める手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 5、6 (略) 【参考条文】 大和高田市単身者住宅条例 (準用) 第 7 条 前各条に定めるもののほか、単身者住宅の管理については、大和高田市営住宅条例(平成 9 年条例第 34 号)第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条から第 21 条まで、第 23 条から第 28 条まで、第 41 条、第 65 条、第 66 条及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「単身者住宅」と、「入居者又は同居者」とあるのは「入居者」と読み替える。 2 前項において、借上げ住宅に関する規定を除くものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号に基づく聴聞
備考	大和高田市営住宅条例第 11 条第 4 項を準用
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 11 条第 1 項、第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営住宅条例 (罰則) 第 68 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。 【参考条文】 大和高田市単身者住宅条例 (準用) 第 7 条 前各条に定めるもののほか、単身者住宅の管理については、大和高田市営住宅条例(平成 9 年条例第 34 号)第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条から第 21 条まで、第 23 条から第 28 条まで、第 41 条、第 65 条、第 66 条及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「単身者住宅」と、「入居者又は同居者」とあるのは「入居者」と読み替える。 2 前項において、借上げ住宅に関する規定を除くものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号に基づく弁明の機会の付与
備考	大和高田市営住宅条例第 68 条を準用
根拠規定	大和高田市営住宅条例第 68 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分に対する処分
処分名	空家等管理活用支援法人の指定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	法第 23 条の規定による。 (空家等管理活用支援法人の指定) 23 条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を諮る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが出来ると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は照合、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。 3 支援法人は、その名称若しくは照合、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届け出に係る事項を公示しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定は行わないとする。
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	勧告に係る措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	法第 22 条第 3 項の規定による。 第 22 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。事項においても同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5 日
備考	
根拠規定	大和高田市空家等対策の推進に関する規則第 9 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	空家等管理活用支援法人に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	法第 25 条の規定による。 （監督等） 第 25 条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 23 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定は行わないとする。
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	住宅課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	空家等管理活用支援法人の指定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	法第 25 条の規定による。 (監督等) 第 25 条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 23 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定は行わないとする。
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 定期使用の有効期間の開始日前に未使用分の使用料還付申請があった場合 ・還付額は、既納使用料全額 (施行規則第9条第1項第1号) 2 定期使用の有効期間の開始日後に未使用分の使用料還付申請があった場合 ①有効期間開始から1か月以下の日までの期間 ・還付額は、既納使用料の額から経過日数（有効期間の開始日から還付申請日までをいう。）に一時使用料の額を乗じて得た額を控除した額 ・ただし、上記算出額が既納使用料の額から1月定期使用料の額を控除した額を超える場合は、後者 ②有効期間開始から1か月を超える日までの期間 ・還付額は、既納使用料の額から経過月数（有効期間の開始日から還付申請日の属する月までの月数をいう。）に1月定期使用料の額を乗じて得た額を控除した額 (施行規則第9条第1項第2号)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7日
備考	
根拠規定	大和高田市自転車駐車場条例施行規則第9条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分に対する処分
処分名	使用料の免除
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下記のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合 1 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。） （条例第5条第1号） 2 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が、防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車 （条例第5条第2号） 3 駐車場の管理業務のために使用する自動車 （条例第5条第3号及び施行規則第4条第1号） 4 国又は地方公共団体の自動車で、駐車場の施設等を調査し、又は研究するために使用するもの。 （条例第5条第3号及び施行規則第4条第2号）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市自動車駐車場条例第5条
	大和高田市自動車駐車場条例施行規則第4条

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	前払駐車券による使用者が前払駐車券の発行年月日から１年以内に未使用分の使用料還付申請をした場合 ・還付額は、未使用分の使用料に 100 分の 90 を乗じて得た額（施行規則第 5 条第 1 項及び第 2 項）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市自動車駐車場条例施行規則第 5 条第 1 項;第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の免除
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下記のいずれかに該当する場合 1 身体障害者福祉法により身体障害者手帳の交付を受けている者 (施行規則第8条第1項第1号) 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (施行規則第8条第1項第2号) 3 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者 (施行規則第8条第1項第3号) 4 生活保護法に規定する扶助を受けている者 (施行規則第8条第1項第4号)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5 日
備考	
根拠規定	大和高田市自転車駐車場条例施行規則第8条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 許可しない場合 ①駐車場の収容能力を超えるとき ②その他駐車場の管理上支障があるとき (条例第4条第2項) 2 許可する場合 ①定期使用における申請期間 ・使用しようとする月の前月末の5日前から使用しようとする月の5日まで (施行規則第3条第3項) ②一時使用 ・使用の都度 (施行規則第4条第1項)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市自転車駐車場条例第4条第2項
	大和高田市自動車駐車場条例施行規則第3条第3項;第4条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	駐車場の使用許可を受けた者は、以下の使用料を納付しなければならない。 1 自転車 ①定期使用 1 か月 ・屋根あり：市内在住者（学生）2,200 円（2,000 円）、市外在住者（学生）2,500 円（2,300 円） ・屋根なし：市内在住者（学生）2,000 円（1,800 円）、市外在住者（学生）2,300 円（2,100 円） ②定期使用 3 か月 ・屋根あり：市内在住者（学生）6,300 円（5,700 円）、市外在住者（学生）7,200 円（6,600 円） ・屋根なし：市内在住者（学生）5,700 円（5,100 円）、市外在住者（学生）6,600 円（6,000 円） ③定期使用 6 か月 ・屋根あり：市内在住者（学生）12,300 円（10,800 円）、市外在住者（学生）14,100 円（12,600 円） ・屋根なし：市内在住者（学生）11,100 円（9,700 円）、市外在住者（学生）12,900 円（11,300 円） ④一時使用：1 日 1 回につき 150 円 2 原動機付自転車及び普通自動二輪車 ①定期使用 1 か月 ・屋根あり：市内在住者（学生）3,300 円（3,000 円）、市外在住者（学生）3,600 円（3,300 円） ・屋根なし：市内在住者（学生）3,000 円（2,700 円）、市外在住者（学生）3,300 円（3,000 円） ②定期使用 3 か月 ・屋根あり：市内在住者（学生）9,600 円（8,700 円）、市外在住者（学生）10,500 円（9,600 円） ・屋根なし：市内在住者（学生）8,700 円（7,800 円）、市外在住者（学生）9,600 円（8,700 円） ③定期使用 6 か月 ・屋根あり：市内在住者（学生）18,900 円（17,100 円）、市外在住者（学生）20,700 円（18,900 円）

	・屋根なし：市内在住者（学生）17,100 円（15,300 円）、市外在住者（学生）18,900 円（17,100 円） ④一時使用：1 日 1 回につき 200 円 （条例第 5 条）
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市自転車駐車場条例第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	放置自転車等の措置
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 放置自転車等の措置 ①放置禁止区域内において自転車等が放置されているとき ・あらかじめ定めた場所に移動し保管する。ただし、公共性又は公益性の高い業務に従事中であり、かつ、やむを得ない場合は移動しない。 (条例第9条及び施行規則第3条) ②放置禁止区域外において自転車等が放置されているとき ・放置された自転車等に当該自転車等の利用者等が自ら撤去すべき旨の警告札等を取り付け、その後なお一定の期間放置されている自転車等については、あらかじめ定めた場所に移動し、保管する。 ・ただし、緊急かつやむを得ないと認めたときは、直ちに放置された自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し保管する。 (条例第9条の2) 2 保管した自転車等の措置 ①利用者等の確認ができないもの ・保管場所その他の規則で定める事項を告示する。 ・上記告示のあった日から60日を経過してもなお利用者等から引取りのない自転車等については、相当の期限を定め、その期限後は処分する旨を告示した後、処分する。 (条例第10条第1項及び第3項) ②利用者等の確認ができるもの ・保管場所その他の規則で定める事項を告示し、かつ、利用者等に対し速やかに引き取るよう通知する。 ・上記告示のあった日から60日を経過してもなお利用者等から引取りのない自転車等については、相当の期限を定め、その期限後は処分する旨を告示した後、処分する。 (条例第10条第1項ないし第3項)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第8条;第9条;第9条の2;第10条
	大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則第7条

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 JR 高田駅西側駐車場の使用 ・下記 2 及び 3 の場合を除き、使用者が自動車を出場させるときに以下の使用料を納付しなければならない。 ①入場した日に出場する場合の使用料（1 台につき） ・ 30 分以内の場合：100 円 ・ 30 分を超え 1 時間以内の場合：200 円 ・ 1 時間を超え 8 時間以内の場合：200 円に 1 時間（1 時間未満は 1 時間とする。）につき 100 円を加算した額 ・ 8 時間を超える場合：1,000 円 ②入場した日の翌日以後に出場する場合の使用料（1 台につき） ・ 出場する日の午前 6 時に改めて入場したものとみなして、1,000 円に 1 の表により算出した金額を加えた額 ・ 出場する日が更に 1 日延びるたびに繰り返した額 （条例第 4 条第 1 項及び第 4 条の 4） 2 定期駐車券 ・ 1 台 1 月につき 10,000 円 （条例第 4 条第 2 項及び施行規則第 7 条第 1 項） 3 前払駐車券 ・ 50 円券：1 枚 50 円、22 枚綴 1,000 円 ・ 100 円券：1 枚 100 円、11 枚綴 1,000 円 ・ 200 円券：1 枚 200 円、11 枚綴 2,000 円 （条例第 4 条第 3 項）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市自動車駐車場条例第 4 条;第 4 条の 4
	大和高田市自動車駐車場条例施行規則第 7 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	費用の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 自転車等を移動し、保管したときは、以下の費用を当該自転車等の利用者等から徴収する。 ①移動費 ・ 2,000 円 ②保管費 ・ 移動の日から 14 日以内は無料とする。 ・ 15 日以後は、大和高田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる市の休日を除き、1 日当たり 50 円 ・ 総額は、1,000 円を限度とする。 (条例第 11 条及び施行規則第 7 条) 2 当該利用者等が自転車等の移動日前に警察署長に盗難の被害届又は遺失届を提出しているときは、上記費用を徴収しない。 (施行規則第 7 条)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	事案ごとに処理期間が異なるため設定しない。
備考	
根拠規定	大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第 11 条
	大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	総務課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	行政財産の使用許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 使用許可の範囲 次の基準に該当する場合に 1 年を限度として使用を許可することができる。 (1) 本市の事務事業執行上使用させることが適当であると認めるとき。 (2) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設の用に供するとき。 (3) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のため講習会等の用に短期間使用させるとき。 (4) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。 (5) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として極めて短期間使用させるとき。 (6) 国、他の公共団体その他の公共的団体において、公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。 (7) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 留意事項 使用の許可に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 行政財産は、市自ら公用又は公共の用に供することを本来の目的とするものであり、みだりに用途又は目的外の使用を許可するものではない。 (2) 使用許可の範囲は必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させるよう努めることとし、使用期間の満了等によりその使用を終了させた場合には、容易に原状回復ができる状態で使用することを原則とする。 (3) 建物の所有を目的に土地の使用を許可する場合又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部若しくは大部分の使用を許可する場合においては、使用の態様により、普通財産として貸し付けることが適当と認められることがあるので、その取扱いに当たっては慎重を期する。 【参照条文】地方自治法(行政財産の管理及び処分)第 238 条の 4 (略) 2～6 (略) 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 8・9 (略)
標準処理期間/聴聞・	14 日

弁明手続	
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	総務課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	会議室の使用許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市庁舎管理規則(会議室の使用)第10条 職員は、会議室を使用しようとするときは、市長の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市庁舎管理規則第10条

審査基準・処分基準票

所管部署名	総務課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	行政財産の使用許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 使用許可の範囲次の基準に該当する場合に 1 年を限度として使用を許可することができる。 (1) 庁舎等利用する者のための厚生施設を設置する場合 (2) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のため講習会等の用に短期間使用させる場合 (3) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合 (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として極めて短期間使用させる場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、国、他の公共団体その他の公共的団体において、公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合 (6) その他特別の事情がありやむを得ないと認められる場合 2 留意事項使用の許可に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 行政財産は、市自ら公用又は公共の用に供することを本来の目的とするものであり、みだりに用途又は目的外の使用を許可するものではない。 (2) 使用許可の範囲は必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用させるよう努めることとし、使用期間の満了等によりその使用を終了させた場合には、容易に原状回復ができる状態で使用することを原則とする。 (3) 建物の所有を目的に土地の使用を許可する場合又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部若しくは大部分の使用を許可する場合においては、使用の態様により、普通財産として貸し付けることが適当と認められることがあるので、その取扱いに当たっては慎重を期する。 【参照条文】 地方自治法 (行政財産の管理及び処分) 第 238 条の 4 (略)2～6 (略)7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。8・9 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	議会解散請求者の施設使用に要する費用の額の承認
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	施設の使用に要する費用の額が、使用する施設に係る条例等に定められた使用料の額であること。【参照条文】地方自治法施行令(演説会等のための公営施設等の使用)第 107 条第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	議員解職請求者の施設使用に要する費用の額の承認(第 107 条第 3 項の準用)
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	施設の使用に要する費用の額が、使用する施設に係る条例等に定められた使用料の額であること。【参照条文】地方自治法施行令(演説会等のための公営施設等の使用)第 107 条第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	長の解職請求者の施設使用に要する費用の額の承認(第 107 条第 3 項の準用)
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	施設の使用に要する費用の額が、使用する施設に係る条例等に定められた使用料の額であること。【参照条文】地方自治法施行令(演説会等のための公営施設等の使用)第 107 条第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	解散・解職同時投票の施設使用に要する費用の額の承認(第 107 条第 3 項及び第 116 条の 2 の準用)
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	施設の使用に要する費用の額が、使用する施設に係る条例等に定められた使用料の額であること。【参照条文】地方自治法施行令(演説会等のための公営施設等の使用)第 107 条第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	議会の解散の請求代表者証明書の交付
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	1 地方自治法施行令第 100 条で準用する第 91 条第 1 項の申請書により申請がなされていること。 2 上記 1 の申請書に地方自治法施行令第 100 条で準用する第 98 条の 4 の請求書が添付されていること。 3 市議会議員の一般選挙又は解散投票のあった日から 1 年以内の請求でないこと。(地方自治法第 79 条) 4 直接請求代表者及び請求の要旨が現在進行中の請求と同一でないこと。 5 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(地方自治法施行令第 100 条で準用する第 91 条第 2 項) 6 直接請求代表者が投票管理者、開票管理者、選挙長でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 108 条で読み替えて準用する公職選挙法第 88 条) 7 直接請求代表者が国又は地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人もしくは特定地方独立行政法人の役員、職員でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 108 条で読み替えて準用する公職選挙法第 89 条第 1 項) 8 直接請求代表者が被選挙権のない者でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 108 条で読み替えて準用する公職選挙法第 86 条の 8)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	地方自治法第 76 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	議員の解職の請求代表者証明書の交付
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	1 地方自治法施行令第 110 条で準用する第 91 条第 1 項による申請書により申請がなされていること。 2 上記 1 の申請書に地方自治法施行令第 110 条で準用する第 98 条の 4 による請求書が添付されていること。 3 当該議員の就職の日又は当該議員の解職投票のあった日から 1 年以内の請求でないこと。ただし、無投票により当選し就職した者については、就職の日から 1 年以内であっても請求することができる。(地方自治法第 84 条) 4 直接請求代表者及び請求の要旨が現在進行中の請求と同一の請求でないこと。 5 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(地方自治法施行令第 110 条で準用する第 91 条第 2 項) 6 直接請求代表者が投票管理者、開票管理者、選挙長でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 115 条で読み替えて準用する公職選挙法第 88 条) 7 直接請求代表者が国又は地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人もしくは特定地方独立行政法人の役員、職員でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 115 条で読み替えて準用する公職選挙法第 89 条第 1 項) 8 直接請求代表者が被選挙権のない者でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 115 条で読み替えて準用する公職選挙法第 86 条の 8)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	地方自治法第 80 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	選挙管理委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	長の解職の請求代表者証明書の交付
処分権者名	選挙管理委員会
審査基準・処分基準	1 地方自治法施行令第 116 条で準用する第 91 条第 1 項の申請書により申請がなされていること。 2 上記 1 の申請書に地方自治法施行令第 116 条で準用する第 98 条の 4 の様式による請求書が添付されていること。 3 当該市長の就職の日又は市長の解職投票のあった日から 1 年以内の請求でないこと。ただし、無投票により当選し就職した者については、就職の日から 1 年以内であっても請求することができる。(地方自治法第 84 条) 4 直接請求代表者及び請求の要旨が現在進行中の請求と同一の請求でないこと。 5 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(地方自治法施行令第 116 条で準用する第 91 条第 2 項) 6 直接請求代表者が投票管理者、開票管理者、選挙長でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 118 条で読み替えて準用する公職選挙法第 88 条) 7 直接請求代表者が国又は地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人もしくは特定地方独立行政法人の役員、職員でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 118 条で読み替えて準用する公職選挙法第 89 条第 1 項) 8 直接請求代表者が被選挙権のない者でないこと。(地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法施行令第 118 条で読み替えて準用する公職選挙法第 86 条の 8)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	地方自治法第 81 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市青少年会館設置条例施行規則 (使用制限) 第 7 条 青少年会館は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的計報行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) その他市長が不相当と認めるとき。 【参照条文】 大和高田市青少年会館設置条例 (使用許可) 第 3 条 青少年会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市青少年会館設置条例施行規則第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市青少年会館設置条例(使用料の納付等)第4条(略)2(略)3 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 ※「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、?使用者の責任によらない事由によって使用することができないとき、?市長の都合によって使用許可を取り消したとき、?使用の前日までに使用許可の取消しを申し出て市長において相当の理由があると認めたときとする。 ⇒⇒「利用者の責任によらない事由によって使用することができないとき」：例えば…災害その他やむを得ない理由により利用できない場合、感染症拡大を防ぐために館の利用を停止させる場合等
標準処理期間/聴聞・弁明手続	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	大和高田市青少年会館設置条例第4条第3項

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市隣保館条例 (使用の許可) 第 3 条 隣保館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要と認めるときは、その許可に条件を付けることができる。 (使用許可の制限) 第 4 条市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1) 第 1 条の隣保館設置の目的に反すると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) その他公益上又は管理上不適當と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市隣保館条例第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市青少年会館設置条例 (使用料の納付等) 第 4 条 青少年会館の使用料は、無料とする。ただし、青少年会館の体育館を使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。 2 前項ただし書の使用料は、次の各号のいずれかに該当する使用であるときは、徴収しない。 (1) 児童福祉法に規定する児童又は高校生が使用するとき。 (2) 青少年会館の設置目的の使用であるとき。 (3) 公益上その他特別の理由があると市長が認めるとき。 3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	別表に使用料額
根拠規定	大和高田市青少年会館設置条例第 4 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市隣保館条例(使用許可の取消し)第 6 条 隣保館の使用許可を受けた者であっても、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるときは、市長はその使用許可を取り消すことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市隣保館条例第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則 (対象者) 第2条2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象としない。 (1) 伝染性疾患の患者または入院加療が必要と認められる者 (2) その他市長が不適當と認める者
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則第2条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用の廃止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則 (利用申請及び決定) 第6条 市長は、前条第2項の規定により支援通所事業の利用の決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援通所事業の利用を廃止するものとする。 (1) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。 (2) 利用者が入院その他の理由により居宅以外の場所で生活する等により、この事業の利用が困難と市長が認めたとき。 (3) その他事業の利用を継続することが困難と市長が認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	人権施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用料
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則 (費用負担及び利用回数) 第 7 条 利用者は、支援通所事業の実施に要する費用として、1 人 1 回当たり 1,000 円以内を負担しなければならない。 2 前項の規定により負担する費用の支払は、利用者が支援通所事業を利用するときに、保養施設等に支払うものとする。 3 支援通所事業の利用回数は、原則として 1 人当たり月 2 回とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可、許可事項の変更の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ふれあい交通広場条例 (使用の許可) 第 6 条 広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (使用制限) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しない。 (1) その使用が、広場設置の目的に反するとき。 (2) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) その使用が、営利を目的とするとき。 (4) その使用が、広場内の建物、樹木、路面、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広場の使用を不適當と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市ふれあい交通広場条例第 6 条;第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市緊急通報システム事業実施規則 (利用の申請) 第5条 緊急通報システム事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム事業利用申請書（様式第1号）に利用誓約書（様式第2号）及び協力員承諾書（様式第3号）を添付して、市長に提出しなければならない。 2 申請者は、前項の申請に当たり、緊急通報システム事業の内容を説明した上で承諾を得た協力員を1名以上確保しなければならない。 (利用の決定) 第6条 市長は、申請の内容を審査した上、その利用の可否を決定し、申請書を受理した日から30日以内に、緊急通報システム事業利用決定通知書（様式第4号）又は緊急通報システム事業利用却下通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7日
備考	
根拠規定	大和高田市緊急通報システム事業実施規則第5条;第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高田温泉さくら荘条例 (使用の許可) 第 5 条 さくら荘に附属する施設(以下「附属施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用の制限) 第 6 条 市長は、さくら荘に入館しようとする者及び附属施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用をさせないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 政治的、宗教的活動が目的であると認めるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、さくら荘の管理上支障があると認めるとき。2 附属施設の使用は、引き続き 2 日を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市高田温泉さくら荘条例第 5 条;第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高田温泉さくら荘条例 (使用料の納付等) 第 8 条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 3 (略) 大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則(使用料の減免)第 6 条 条例第 8 条第 2 項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。(1) 市が主催し、又は共催する事業その他の行事に使用するとき 全額(2) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、高田温泉さくら荘使用料減免申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市高田温泉さくら荘条例第 8 条第 2 項
	大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高田温泉さくら荘条例 (使用料の納付等) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則(使用料の還付)第 7 条 条例第 8 条第 3 項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、さくら荘を使用することができないとき 全額 (2) 条例第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、さくら荘の使用許可の取消し等をしたとき 全額 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、高田温泉さくら荘使用料還付申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、使用料の還付の可否を決定し、高田温泉さくら荘還付決定通知書(様式第 8 号)を申請者に交付するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市高田温泉さくら荘条例第 8 条第 3 項
	大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特別の設備の設置許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高田温泉さくら荘条例 (特別の設備の設置) 第 10 条 附属施設の使用許可を受けた者は、その使用に当たり、附属施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則 (特別の設備の設置) 第 8 条 使用者は、条例第 10 条の規定により特別の設備を設置するときは、当該設備に係る仕様書その他市長が必要と認める書類を第 2 条第 1 項の申請書に添付し、市長の許可を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市高田温泉さくら荘条例第 10 条
	大和高田市高田温泉さくら荘条例施行規則第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則 (給付の申請及び決定) 第 3 条 用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、在宅高齢者日常生活用具給付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請を受けたときは、日常生活用具給付事業の利用の適否を審査し、在宅高齢者日常生活用具給付決定通知書(様式第 2 号)又は在宅高齢者日常生活用具給付却下通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。 3 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、市が指定する事業者(以下「事業者」という。)に対して、必要書類を送付するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則第 3 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則(対象者)第 2 条 寝具サービスを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するおおむね 65 歳以上の在宅の高齢者とする。 (1) 市内に居住している者 (2) 単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属している者 (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する要介護認定において要介護 1 以上と認定されている者 (4) 老衰、心身の障害、傷病等の理由により寝具の衛生管理が困難である者(利用申請及び決定)第 4 条 寝具サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用申請書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の申請があったときは、寝具サービスの利用の適否を審査し、当該サービスの利用が適当と認めるときは、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。 3 市長は、前項に規定する審査により寝具サービスの利用を不適当と認めるときは、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用却下通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則第 2 条;第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則 (利用申請及び決定) 第5条 支援通所事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、生きがい活動支援通所事業利用申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。 (1) 心身状況表(様式第2号) (2) 医師の証明書(様式第3号) 2 市長は、前項の申請があったときは、支援通所事業の利用の適否を審査し、利用が適当と認めたときは、生きがい活動支援通所事業利用決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。 3～5 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則第5条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市総合福祉会館条例 (使用の許可) 第 6 条 会館の施設(市長が指定する施設とする。以下「施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用の制限) 第 7 条 市長は、施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用をさせないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 政治的、宗教的活動が目的であると認めるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認めるとき。 2 施設の使用は、引き続き 2 日を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市総合福祉会館条例第 6 条;第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特別の設備の設置許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市総合福祉会館条例 (特別の設備の設置) 第 13 条 使用者は、その使用に当たり、施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 大和高田市総合福祉会館条例施行規則 (特別の設備の設置) 第 9 条 使用者は、条例第 13 条の規定により特別の設備を設置するときは、当該設備に係る仕様書その他市長が必要と認める書類を第 3 条第 1 項の申請書に添付し、市長の許可を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市総合福祉会館条例第 13 条
	大和高田市総合福祉会館条例施行規則第 9 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	徴収金の減免
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則 (徴収金の減免) 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する納入義務者について、特に必要があると認めた場合には、その者に対する徴収金の額を減免することができる。 (1) 天災その他の災害により家屋等について甚大な被害を受けた者 (2) 病気等により著しく生活に困窮している者 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、老人保護措置費用徴収金減免申請書(様式第 3 号)に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、減免を認めるか否かを決定し、老人保護措置費用徴収金減額に関する通知書(様式第 4 号)により納入義務者に通知するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	補助金等の返還命令
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	社会福祉法人が、社会福祉法第 58 条第 2 項に規定されている措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。 【参照条文】 社会福祉法 (助成等) 第 58 条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)及び地方自治法第 237 条第 2 項の規定の適用を妨げない。 2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。 (1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。 (2) 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。 (3) 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。 3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。 4 第 56 条第 9 項から第 11 項までの規定は、第 2 項第 3 号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	社会福祉法第 58 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	生活安全課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ふれあい交通広場条例 (使用許可の取消し等) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、その使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 詐欺その他不正の手段によって使用許可を受けたとき。 (4) 前条各号のいずれかに該当したとき。 (5) 公益上必要があるとき。 (6) 広場の管理運営に支障が生じたとき。 2 市長は、前項の規定により使用者に損害が生じてもその責を負わないものとする。大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則(広場での禁止行為) 第 8 条 広場では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 法令で禁止された行為 (2) 広場内の建物、樹木、路面等を汚損し、若しくは損傷する行為又はそのおそれのある行為 (3) その他管理上必要な指示に反する行為
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市ふれあい交通広場条例第 8 条
	大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用の廃止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市緊急通報システム事業実施規則 第 11 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム事業の利用を解除するものとする。 (1) 利用者が第 4 条第 1 項各号に掲げる条件に該当しなくなったとき。 (2) 第 5 条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。 (3) 前条第 2 号の規定による届出があったとき。 2 市長は、前項の規定により緊急通報システム事業の利用を解除したときは、緊急通報システム事業利用解除通知書（様式第 6 号）により利用者に通知し、貸与した緊急通報装置を回収するものとする。 (対象者及び対象事業) 第 4 条 緊急通報システム事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 65 歳以上の単身世帯に属する者又はこれに準ずる世帯（同居者の就労又は就学により継続的に日中において独居となる世帯（以下「日中独居世帯」という。）を除く。）に属する者として市長が認めたもの（以下「第 1 号該当者」という。） (2) 単身世帯の重度身体障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 に規定する 1 級又は 2 級に該当する身体障害者をいう。）又はこれに準ずる世帯（日中独居世帯を含む。）に属する者として市長が認めたもの（以下「第 2 号該当者」という。） 2 市長は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める事業を行うものとする。 (1) 第 1 号該当者 前条各号に掲げる事業 (2) 第 2 号該当者 前条第 1 号に掲げる事業
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	(平成 14 年規則第 63 号) 第 11 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高田温泉さくら荘条例 (使用許可の取消し等) 第 7 条 市長は、第 5 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第 5 条第 2 項の規定により付された条件に違反したとき。 (3) 詐欺その他不正の手段によって使用の許可を受けたとき。 (4) 公益上必要があるとき。 2 前項の規定により、使用の許可を取り消され、その使用を制限され、若しくは停止され、又は退去を命じられたことによって、その者に損害を生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市高田温泉さくら荘条例第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高田温泉さくら荘条例(使用料の納付等)第 8 条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。2・3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市高田温泉さくら荘条例第 8 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	経費の返還命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則(返還)第7条 市長は、詐欺その他不正の行為により用具の給付を受けた者があるときは、その者に対し、当該給付に要した経費の全部又は一部を返還させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則第7条

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用決定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則 (利用決定の取消し) 第 7 条 市長は、利用者が次に掲げる事項に該当するときは、寝具サービスの利用決定を取り消すことができる。 (1) 第 2 条各号の要件に該当しなくなったとき。 (2) 偽りその他不正な手段により寝具サービスの利用決定を受けたとき。 (3) 利用者から寝具サービスの利用を中止する申出があったとき。 (4) その他市長が不適當と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用の廃止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則 (利用の廃止) 第 6 条 市長は、前条第 2 項の規定により支援通所事業の利用の決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援通所事業の利用を廃止するものとする。 (1) 第 2 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。 (2) 利用者が入院その他の理由により居宅以外の場所で生活する等により、この事業の利用が困難と市長が認めたとき。 (3) その他事業の利用を継続することが困難と市長が認めたとき。2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則第 6 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	福祉施策課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市総合福祉会館条例 (使用許可の取消し等) 第 8 条 市長は、第 6 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第 6 条第 2 項の規定により付された条件に違反したとき。 (3) 詐欺その他不正の手段によって使用の許可を受けたとき。 (4) 公益上必要があるとき。2 (略)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市総合福祉会館条例第 8 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用の制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市老人憩いの家設置条例 (使用の制限) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、憩いの家の使用を制限することができる。 (1) その使用が憩いの家の設置の目的に反すると認められるとき。 (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) その使用が営利を目的とすると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (5) 管理運営上支障があると認められるとき。 (6) その他市長が不適當と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市老人憩いの家設置条例第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	老人福祉法 (措置の解除に係る説明等) 第 12 条 市町村長は、第 10 条の 4 又は前条第 1 項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合は、聴聞不要
備考	
根拠規定	老人福祉法第 12 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	入所措置費用の徴収
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則 (費用の徴収及び額) 第 2 条 市長は、老人保護措置に要する費用を、当該措置を受けた者(以下「被措置者」という。)及びその扶養義務者(民法(明治 31 年法律第 9 号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)のうち主たる扶養義務者から月額により徴収する。 2 法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する措置を行った場合に、前項の規定により徴収する額は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) 3～5 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	日常生活用具の給付等の措置の解除
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	老人福祉法 （居宅における介護等） 第 10 条の 4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。 (1)～(5)（略） 2 市町村は、65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項の規定による聴聞手続
備考	在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について(昭和 51 年 5 月 21 日社老第 28 号)
根拠規定	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	養護老人ホーム等への入所措置等の解除
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	大和高田市老人ホーム入所措置等実施要綱 (措置の廃止) 第8条 所長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その時点において、入所措置等を廃止するものとする。 (1) 第2条及び第3条に規定する基準に適合しなくなったとき。 (2) 入院その他の事由により、老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3月以上にわたることが明らかに予想されるとき又はおおむね3月を超えるに至ったとき。 (3) 被措置者のうち養護老人ホームへの入所措置を受けているものが、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になったとき。 (4) 被措置者のうち特別養護老人ホームへの入所措置を受けているものが、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になったとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	老人福祉法第12条の規定により適用除外
備考	
根拠規定	老人福祉法第11条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	臨時運行の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	臨時運行の許可は、道路運送車両法第 35 条第 1 項の規定による、自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合、その他特に必要がある場合に限り行うほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。 (1) 提出された自動車臨時運行許可申請書に必要事項が漏れなく記載されていること。 (2) 許可を受けようとする自動車の種別が、検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車でないこと。 (3) 許可を受けようとする自動車が、登録を受けていないものであるときは、次のいずれかに該当すること。 ア 自動車の新規登録、新規検査を受けるため回送しようとするとき。 イ 自動車の試運転を行おうとするとき。 ウ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が、販売、引渡し等のために回送しようとするとき。 (4) 許可を受けようとする自動車が、登録又は車両番号の指定を受けているものであるときは、次のいずれかに該当すること。 ア 自動車検査証の有効期間の満了した自動車を、継続その他の検査のため回送しようとするとき。 イ 自動車検査証の有効期間の満了した自動車を、整備のため回送しようとするとき。 ウ 自動車登録番号標の番号変更を受けるため回送しようとするとき。 エ 道路運送法第 43 条又は第 102 条の処分を受け、領置された自動車登録番号標の返付を受けるため回送しようとするとき。 オ 道路運送車両法第 20 条第 2 項によって領置された番号標の返付を受けるため回送しようとするとき。 カ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が、有効期間の満了した自動車を販売、引渡し等のために回送しようとするとき。 キ その他特に必要があると認められるとき。 (5) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められること。 (6) 運行の期間が、運行の目的及び経路等を勘案し、必要最少日数であると認められること。

	(7) 当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)の呈示があること。 (8) 臨時運行許可申請手数料が納付されていること。 (9) 同一車両につき継続して許可を申請する場合においては、前回の有効期間中に運行の目的を達成することができなかった正当な理由があると認められること。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	道路運送車両法第 35 条
	道路運送車両法施行規則第 21 条;第 22 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	埋葬、火葬又は改葬の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	埋葬、火葬及び改葬の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が行い、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うこととされており、次に掲げる通知の要件に適合することが必要とされる。戸籍法の一部改正に伴う墓地、埋葬等に関する法律等の一部改正について昭和 45 年 4 月 14 日環衛第 52 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省環境衛生局長通達第 2 留意すべき事項 (1) 今回の戸籍法及び死産の届出に関する規程の改正により、死亡又は死産の届出は、今後次に掲げる地の市町村長に対してすることができるものであること。 ア 死亡の届出 (a) 一般の死亡のとき 死亡地、死亡者の本籍地又は届出人の所在地 (b) 死亡地が明らかでないとき 死体が最初に発見された地、死亡者の本籍地又は届出人の所在地 (c) 汽車その他の交通機関(船舶を除く。)の中で死亡があったとき 死体をその交通機関から降ろした地、死亡者の本籍地又は届出人の所在地 (d) 航海日誌を備えない船舶の中で死亡があったとき その船舶が最初に入港した地、死亡者の本籍地又は届出人の所在地 イ 死産の届出 (a) 一般の死産のとき 死産地又は届出人の所在地 (b) 汽車その他の交通機関(船舶を除く。)の中で死産があったとき 母がその交通機関から降りた地又は届出人の所在地 (c) 航海日誌を備えない船舶の中で死産があったとき その船舶が最初に入港した地又は届出人の所在地 (2) 法第 5 条第 2 項に規定する「死亡の報告」とは、戸籍法第 89 条、第 90 条及び第 92 条に規定する死亡の報告をいい、「死産の通知」とは、死産の届出に関する規程第 9 条に規定する死産の通知をいうこと。また、法第 5 条第 2 項に規定する「死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付」とは、戸籍法第 93 条(同法第 55 条を準用)及び死産の届出に関する規程第 4 条に規定する航海日誌の謄本の送付をいうこと。 (3) 法第 5 条第 2 項が改正されたが、改葬の許可については変更がないこと。

	(4) 法第 8 条第 2 項が削除されたが、埋葬許可証又は火葬許可証は、従来どおり死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた後でなければ、交付してはならないこと。 (法第 5 条第 2 項参照)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 2 項
	大和高田市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要綱第 2 条;第 3 条;第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	事業の転換に関する計画の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 （転換計画の認定等） 第 5 条（略） 2 市町村長は、法第 7 条第 1 項の規定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 法第 3 条第 1 項の承認に係る合理化事業計画(法第 4 条第 1 項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。 3～5（略） 【参照条文】 ○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 （事業の転換に関する計画の認定） 第 7 条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	60 日
備考	
根拠規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第 5 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	事業転換計画の変更の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	「事業の転換に関する計画の認定」の基準に準ずる。 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 （転換計画の認定等） 第5条（略） 2 市町村長は、法第7条第1項の規定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 （1）法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画（法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画）に適合するものであること。 （2）転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 （3）前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。 3 法第7条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る転換計画を変更しようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。 4 第2項の規定は、前項の認定に準用する。 5（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	60 日
備考	
根拠規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条第3項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	犬の登録及び鑑札の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	狂犬病予防法 (登録) 第 4 条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日)から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	狂犬病予防法第 4 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	犬の予防注射済票の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	狂犬病予防法 (予防注射) 第 5 条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 ○狂犬病予防法施行規則 (注射済票の交付) 第 12 条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。)に対して、別記様式第 4 による注射済証を交付しなければならない。 2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	狂犬病予防法第 5 条第 2 項
	狂犬病予防法施行規則第 12 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	犬の鑑札の再交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	狂犬病予防法施行令 (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	狂犬病予防法施行令第1条の2

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	犬の予防注射済票の再交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	狂犬病予防法施行令 （注射済票の再交付） 第 3 条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	狂犬病予防法施行令第 3 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	浄化槽清掃業の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 市町村長は、浄化槽法第 35 条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準(2 参照)に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 ロ 第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者 ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの ニ 第 41 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 16 条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者 チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未

	成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの 2 環境省令で定める技術上の基準法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。 【参照条文】 ○浄化槽法 (許可) 第 35 条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 2～4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	浄化槽法第 36 条
	環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営斎場設置及び管理条例 (使用の制限) 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、斎場の使用を制限することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 斎場の管理運営上支障があると認めるとき。 【参照条文】 ○大和高田市営斎場設置及び管理条例 (使用許可) 第 4 条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可には、斎場の管理上必要な条件を付することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市営斎場設置及び管理条例第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営斎場設置及び管理条例 (使用料の減免) 第 7 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、その使用料の全部又は一部を減免することができる。 ○大和高田市営斎場管理運営規則 (使用料の減免) 第 8 条 条例第 7 条の規定による使用料の免除は、行旅死亡人のために使用する場合に行うものとする。 2 条例第 7 条の規定による使用料の減額は、次に掲げる者が市内に居住し、かつ、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助を受けている場合に行うものとし、その割合は、使用料の 5 割とする。 (1) 遺体の火葬に係る火葬場の使用については、死亡者及び申請者 (2) その他の火葬に係る火葬場の使用については、申請者 (3) 霊安室及び葬祭場の使用については、死亡者及び申請者 (4) 法事に係る和室の使用については、申請者 3 前 2 項に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市営斎場設置及び管理条例第 7 条
	大和高田市営斎場管理運営規則第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営斎場管理運営規則 (使用料の還付) 第 9 条 条例第 8 条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、斎場を使用することができないとき。 (2) 市長が公益上の都合により斎場の使用許可を取り消したとき。 (3) 使用者が使用許可の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 2 (略) 【参照条文】 ○大和高田市営斎場設置及び管理条例 (使用料の還付) 第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市営斎場管理運営規則第 9 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営墓地条例 (使用の目的) 第 4 条 墓地は、墳墓の造営及び墓碑の建立の目的以外に使用することができない。ただし、祭祀のための臨時使用で市長が許可する場合は、この限りでない。 (使用の資格) 第 5 条 墓地を使用することができる者は、本市に住所を有する世帯主であつて、墳墓の祭祀を主宰する者に限る。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 【参照条文】 ○大和高田市営墓地条例 (使用の許可) 第 6 条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2・3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市営墓地条例第 4 条;第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営墓地条例 (使用料の還付) 第 14 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第 12 条第 1 項の規定により使用者が墓地を返還した場合には、当該墓地に係る使用料について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。 (1) 未使用 既納の使用料の 10 分の 6 (2) 既使用 既納の使用料の 10 分の 22 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市営墓地条例第 14 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	墓地使用許可証の書換え、再交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営墓地条例施行規則(墓地使用許可証の書換え及び再交付)第7条 使用者は、墓地使用許可証の記載事項に変更が生じたとき、又は墓地使用許可証を紛失し、若しくは汚損したときは、墓地使用許可証書換え・再交付申請書(様式第5号)に墓地使用許可証、住民票の写し等市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市営墓地条例施行規則第7条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市墓地等の経営の許可等に関する規則 (墓地等の経営の許可)第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、法第10条第1項の許可をしないものとする。 (1) 法第10条第1項の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合 (2) 法第10条第1項の許可を受けようとする者が宗教法人等又は地縁による団体であつて、市の経営する墓地等では地域の需要を満たせない等相当な理由があり、墓地等の管理等が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、経営の永続性及び公益性を有し、営利を目的としないと認められる場合 (3) 災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとする場合 2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者について準用する。 【参照条文】 ○墓地、埋葬等に関する法律 (墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可)第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	60日
備考	
根拠規定	大和高田市墓地等の経営の許可等に関する規則第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	墓地、納骨堂又は火葬場施設変更の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市墓地等の経営の許可等に関する規則 (墓地等の経営の許可)第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、法第10条第1項の許可をしないものとする。 (1) 法第10条第1項の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合 (2) 法第10条第1項の許可を受けようとする者が宗教法人等又は地縁による団体であつて、市の経営する墓地等では地域の需要を満たせない等相当な理由があり、墓地等の管理等が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、経営の永続性及び公益性を有し、営利を目的としないと認められる場合 (3) 災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとする場合 2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者について準用する。 【参照条文】 ○墓地・埋葬等に関する法律第10条第2項 (墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可)第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30日
備考	
根拠規定	大和高田市墓地等の経営の許可等に関する規則第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	悪臭発生施設の改善命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	悪臭防止法(改善勧告及び改善命令)第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを、勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与
備考	悪臭防止法の施行について(昭和47年6月7日環大特第31号)悪臭防止法の施行について(昭和47年8月31日環大特第48号)
根拠規定	悪臭防止法第8条第2項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	事故時の応急措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	悪臭防止法(事故時の措置)第 10 条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しない恐れが生じたときは、直ちに、その自己について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。 2 (略) 3 市町村長は、第 1 項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずるべきことを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	悪臭防止法第 10 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	転換計画の認定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則(転換計画の認定等)第5条 (略) 2～4 (略) 5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の転換計画)に従って事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなった場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかったときは、その認定を取り消すことができる。 【参照条文】下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合理化事業計画の変更)第4条 市町村は、前条第1項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。 2 前条第3項の規定は、前項の承認について準用する。 (事業の転換に関する計画の認定)第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であって、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条第5項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	公害防止事業費の費用負担決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	公害防止事業費事業者負担法 (事業者負担金の額の決定及び通知) 第 9 条 施行者は、第 6 条第 1 項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者を除き、当該費用負担計画に基づき費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額(負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、設置費に係る事業者負担金の額。以下この条において同じ。)を定めて、当該各事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。 2 施行者は、第 6 条第 2 項第 2 号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者で、同条第 1 項の規定により費用負担計画を定める際現に当該公害防止事業に係る区域に工場又は事業場が設置されていないものについては、当該工場又は事業場の設置後遅滞なく、同項の費用負担計画に基づき事業者負担金の額を定めて、当該事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。 3 施行者は、第 1 項又は前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があったとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、当該各事業所に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	公害防止事業費事業者負担法第 9 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	浄化槽清掃業の許可の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準(2 参照)に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。 (3) 第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。 2 環境省令で定める技術上の基準法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	浄化槽法第 41 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定施設の振動防止方法の改善命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 市町村長は、振動規制法第 9 条の規定(2 参照)による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定(3 参照)による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 2 第 9 条の規定市町村長は、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 第 12 条第 1 項の規定市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	振動規制法の施行について(昭和 51 年 12 月 1 日付環大特第 154 号)
根拠規定	振動規制法第 9 条;第 12 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定建設作業の振動防止方法の改善命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 市町村長は、振動規制法第 15 条第 1 項の規定(2 参照)による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 2 第 15 条第 1 項の規定市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	振動規制法の施行について(昭和 51 年 12 月 1 日付環大特第 154 号)
根拠規定	振動規制法第 15 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定施設の騒音防止方法の改善命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 市長は、騒音規制法第 9 条の規定(2 参照)による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定(3 参照)による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 2 第 9 条の規定市町村長は、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 3 第 12 条第 1 項の規定市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	騒音規制法の施行について(昭和 44 年 1 月 30 日厚生省環第 30 号、同 44 農経 C 第 229 号、同 44 企第 678 号、同官第 35 号、同建設省計建発第 2 号)
根拠規定	騒音規制法第 9 条;第 12 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定建設作業の騒音防止方法の改善命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 市町村長は、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定(2 参照)による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 2 第 15 条第 1 項の規定市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	騒音規制法の施行について(昭和 44 年 1 月 30 日厚生省環第 30 号、同 44 農経 C 第 229 号、同 44 企第 678 号、同官第 35 号、同建設省計建発第 2 号);特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について(昭和 63 年 12 月 16 日付環大特第 140 号)
根拠規定	騒音規制法第 15 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営斎場設置及び管理条例(使用料)第 6 条 斎場の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市営斎場設置及び管理条例第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	永代使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営墓地条例(永代使用料)第 9 条 墓地の使用者は、永代使用料 37 万円を使用許可の際に納付しなければならない。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市営墓地条例第 9 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	永代管理料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営墓地条例(永代管理料)第 10 条 墓地の使用者は、市営墓地の管理(墓地の清掃及び墓碑等の管理を除く。)に要する経費として、永代管理料 3 万円を使用許可の際に納付しなければならない。2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市営墓地条例第 10 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市営墓地条例 （使用許可の取消し） 第 13 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。 (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。 (3) 使用权を他人に譲渡し、又は転貸したとき。 (4) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。 2、3（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市営墓地条例第 13 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	雑草の除去命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市内の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例 (措置命令) 第 4 条 市長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わないとき、又は緊急に雑草を除去する必要があると認めたときは、当該空き地の所有者等に対し、期限を定めて雑草の除去を命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市内の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	公害防止統括者等の解任命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (公害防止統括者等の解任命令) 第 10 条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	公害防止統括者の選任の届出等について(昭和 47 年 8 月 25 日付保局第 392 号)
根拠規定	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 10 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民衛生課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	墓地等の使用禁止等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	墓地、埋葬等に関する法律 （施設の整備改善その他の強制処分命令） 第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り消すことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第 19 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	小学校等又は中学校等への就学義務の猶予又は免除
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	学校教育法 (病弱等による就学義務の猶予又は免除) 第 18 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。 ○学校教育法施行規則 (就学義務の猶予又は免除等) 第 34 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	学校教育法施行規則第 34 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	小学校又は中学校の変更
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	学校教育法施行令 第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	区域外就学等の承諾
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	申請することができる者は、原則として児童又は生徒の保護者とする。申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により速やかにその申請内容について審査を行う。 (1) 区外転出後の継続通学児童又は生徒が市外に転出した後、転出先の住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校に就学することが当該児童又は生徒にとって著しい環境の変化に当たるため、継続して現に籍のある市立学校に就学することが望ましいと認められる場合 (2) 市外への一時転出家の建替え等で一時的に市外に転出し、在学期間中かつ概ね1年以内に市内に転入することが確実な場合で、継続して現に籍のある市立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合 (3) 転入予定住宅の購入、改築等により、概ね1年以内に転入することが確実であるため、転入予定住所地の通学区域の市立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合 (4) 身体的理由 ア 児童又は生徒が身体的理由により通学距離に配慮を必要とし、市立学校へ就学することの必然性が認められる場合 イ 児童又は生徒が慢性疾患等により、住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校に就学することが著しく困難であり、かつ、市立学校に就学しなければ義務教育を受ける機会が確保できないと認められる場合 (5) 家庭の事情保護者等の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等により、児童又は生徒を監護できない状況にあるために保護者の親族に児童又は生徒を預け、その住所地の通学区域の学校への就学することが望ましいと認められる場合 (6) その他上記に掲げるもののほか、区域外就学を承諾する特段の理由があると認められる場合
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	平成9年1月27日文初小第78号
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	形質変更等に関する許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 ○学校施設の確保に関する政令 (形質変更等の制限) 第 11 条 第 6 条又は第 7 条の交付、通知又は公告があつた後は、返還の目的である学校施設の占有者及び当該学校施設又は当該学校施設にある工作物その他の物件につき権利を有する者は、返還後の使用に支障を及ぼす虞がない場合を除く外、管理者の許可を受けなければ、当該学校施設の形質を変更し、当該学校施設を収去し、その他当該学校施設の効用を害する行為をすることができない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	社会教育のための学校施設利用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	社会教育法第 44 条第 2 項の運用について (1) 「学校教育上支障がないと認める限り」とは、学校教育本来の目的である学校の教育課程として行われる教育活動(授業、行事等)を阻害し、若しくは支障をきたし、又は児童、生徒の学習に悪影響を及ぼす状態が起きないかどうかを使用申請者に十分に聴取したうえで判断する。 (2) 「社会教育のために」とは、社会教育法第 2 条において、「この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と規定されていることを踏まえ、申請書に記載された使用目的について、それが組織的かつ継続して行われる活動であるかどうかを確認する。なお、今日では生涯学習等を含め社会教育の範囲は多様化していることから、使用許可に当たっては事項の場合を除いて活動の内容より判断する。 (3) 宗教活動、政党活動に該当する場合は、使用の許可をしない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	社会教育法第 44 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立学校施設使用条例 (使用許可) 第3条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 第4条 教育委員会は、学校教育上又は管理上の支障があると認めるときその他公益を害するおそれがあると認めるときは、施設の使用を許可することができない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市立学校使用条例 →大和高田市立学校施設使用条例第5条 →第4条

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立学校施設使用条例 (使用料等) 第 7 条 施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、使用者が本市に住所を有する者であるとき、又は使用者が団体の場合であって当該団体を通じて施設を利用する予定がある者の過半数が本市に住所を有する者であるときは、使用料を徴収しない。 2 (略) 3 (略) 別表 (略)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市立学校使用条例 →大和高田市立学校施設使用条例第 2 条第 1 項 →第 7 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用の取消し等
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立学校施設使用条例 (取消し等) 第 5 条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、第 3 条第 1 項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。 (2) 前条に規定する支障又はおそれがあることが明らかとなったとき。 (3) その他前 2 号に準ずるときとして教育委員会が認めるとき。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市立学校使用条例 →大和高田市立学校施設使用条例第 9 条第 1 項 →第 5 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	学校教育課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立学校施設使用条例 (使用料の不還付) 第 8 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない事由によって使用することができないとき。 (2) 使用の前日までに使用の許可の取消しを申し出た場合であって、教育委員会がその申出に相当の理由があると認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市立学校使用条例 →大和高田市立学校施設使用条例第 11 条 →第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (行為の制限等) 第 24 条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 (1) 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)。 (2) 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 (3) 公共下水道の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)。 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 3 (略) 下水道法施行令 (公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準) 第 17 条 法第 24 条第 2 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。 イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

	ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠(きよ)の開渠(きよ)である構造の部分(以下この条において「開渠(きよ)部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。 ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するときは、その上端から 2.5 メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。 ホ 公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。 (2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。 イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠(きよ)部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。 ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠(きよ)とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 ホ 流入施設、建築基準法第 42 条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端から 2・5 メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1・5 メートルを超えないこと。 (3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。 イ 公共下水道の管渠(きよ)を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。 ロ 流入施設は、公共下水道の開渠(きよ)部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠(きよ)部分の壁に設

	けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。 (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。 (6) 法第 12 条第 1 項又は法第 12 条の 11 第 1 項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	下水道法第 24 条
	下水道法施行令第 17 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認（雨水流域下水道以外）
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 （準用規定） 第 25 条の 30 第 7 条から第 8 条まで、第 11 条の 2、第 12 条から第 12 条の 9 まで、第 12 条の 11 から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条の 2 まで、第 21 条から第 23 条の 2 まで、第 21 条から第 23 条の 2 まで及び第 25 条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。（以下略） 2（略） （公共下水道管理者以外の者の行う工事等） 第 16 条 公共下水道管理者以外の者は、前 2 条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 下水道法施行令 （承認を要しない軽微な施設の維持） 第 10 条 法第 16 条ただし書（法第 25 条の 30 及び第 31 条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠（きよ）の開渠（きよ）である構造の部分又はますの清掃とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	下水道法第 16 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	排水設備設置義務の免除に係る許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	次に掲げる要件がすべて満たされている場合に免除に係る許可をすることができる。 (1) 公共下水道以外の水域又は水路に排水する下水の排除時の水質が、下水道法施行令第 6 条に定める基準に適合すること。ただし、公共用水域(水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。)から取水する工場冷却水等に係る下水については、当該下水の排除時の水質が取水時の水質と同等又はそれ以上に良質化していること。 (2) 下水の排水系統は排水設備と完全に分離された状態のものであって、それを容易に確認できること。 (3) 下水を排除する施設内で生じた汚泥は、公共下水道及び公共用水域へ排除しないこと。 (4) 源水の取水量及び下水の排除量が測定できる設備を設置すること。 【参照条文】 下水道法 (排水設備の設置等) 第 10 条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。 (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 (3) 道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第 3 号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。 3 第 1 項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法

	令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。 下水道法施行令 (放流水の水質の技術上の基準) 第6条 法第8条(法第25条の10において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。 (1) 水素イオン濃度 (2) 大腸菌群数 (3) 浮遊物質 (4) 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量 2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。)からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第8条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。)の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、1リットルにつき5日間に40ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。 3 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、第1項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。 4 前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、同条第1項の排出基準のうち同法第2条第4項に規定する排水に係るもの(以下「水質排出基準」という。)が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類(以下単に「ダイオキシン類」という。)の量に係る水質の基準とする。 (排水設備の設置を要しない場合)

	第 7 条 法第 10 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 8 条第 1 号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。 (排水設備の設置及び構造の技術上の基準) 第 8 条 法第 10 条第 3 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。 (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。 (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 (5) 管渠(きよ)の勾(こう)配は、やむを得ない場合を除き、100 分の 1 以上とすること。 (6) 排水管内径及び排水渠(きよ)の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (7) 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠(きよ)は、暗渠(きよ)とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 (8) 暗渠(きよ)である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。イ もつぱら雨水を排除すべき管渠(きよ)の始まる箇所 下水の流路の方向又は勾(こう)配が著しく変化する箇所。ただし、管渠(きよ)の清掃に支障がないときは、この限りでない。ハ 管渠(きよ)の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍をこえない範囲内において管渠(きよ)の清掃上適当な箇所 (9) ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。 (10) ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが 15 センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠(きよ)の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。 (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	下水道法施行令第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	公共下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる許可基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 公共下水道計画に適合したものであること。 (2) 下水道法施行令第 17 条の技術基準に適合したものであること。 (3) 下水道排水設備技術指針に適合したものであること。 (4) 当該行為によって布設される排水施設が、公共下水道施設として利用でき、維持管理が可能なものであること。 (5) 排水施設のうち雨水の排水に係る施設については、開発区域内及び当該区域に隣接する周辺地域の雨水を有効に排除できる構造であること。 (6) 排水施設の施工は、建設業法第 3 条に基づき登録をしているもので、かつ、下水道管渠工事に従事した経験を有するものであること。 下水道法施行令 (公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準) 第 17 条 法第 24 条第 2 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。 イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。 ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠(きよ)の開渠(きよ)である構造の部分(以下この条において「開渠(きよ)部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。 ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するときは、その上端から 2.5 メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の

	給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。 ホ 公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。 (2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。 イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠(きよ)部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。 ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠(きよ)とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 ホ 流入施設、建築基準法第 42 条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5 メートルを超えないこと。 (3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。 イ 公共下水道の管渠(きよ)を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。 ロ 流入施設は、公共下水道の開渠(きよ)部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠(きよ)部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。 (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。 (6) 法第 12 条第 1 項又は法第 12 条の 11 第 1 項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

	公共下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる許可基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 公共下水道計画に適合したものであること。 (2) 下水道法施行令第 17 条の技術基準に適合したものであること。 (3) 下水道排水設備技術指針に適合したものであること。 (4) 当該行為によって布設される排水施設が、公共下水道施設として利用でき、維持管理が可能なものであること。 (5) 排水施設のうち雨水の排水に係る施設については、開発区域内及び当該区域に隣接する周辺地域の雨水を有効に排除できる構造であること。 (6) 排水施設の施工は、建設業法第 3 条に基づき登録をしているもので、かつ、下水道管渠工事に従事した経験を有するものであること。 下水道法施行令 (公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準) 第 17 条 法第 24 条第 2 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。 イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。 ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠(きよ)の開渠(きよ)である構造の部分(以下この条において「開渠(きよ)部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。 ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するときは、その上端から 2.5 メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。 ホ 公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。 (2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによるこ

	と。 イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠(きよ)部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。 ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠(きよ)とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 ホ 流入施設、建築基準法第 42 条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠(きよ)部分の壁の上端から 2.5 メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5 メートルを超えないこと。 (3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。 イ 公共下水道の管渠(きよ)を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。 ロ 流入施設は、公共下水道の開渠(きよ)部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠(きよ)部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。 (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。 (6) 法第 12 条第 1 項又は法第 12 条の 11 第 1 項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	下水道法施行令第 17 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	公共下水道の暗渠に設置する物件を認める処分
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法(行為の制限等)第 24 条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。(1) 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)(2) 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること(3) 公共下水道の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設ける場合を除く。) 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠きよである構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。(1)排水施設を固着して設けるとき。(2)あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠きよを設けるとき。(3)次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。 イ 同意水防計画で定める水防管理者(水防法第 2 条第 3 項に規定する水防管理者をいう。)又は量水標管理者(同法第 10 条第 3 項に規定する量水標管理者をいう。)が設置する量水標等(同法第 2 条第 7 項に規定する量水標等をいう。) ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)第 2 条第 3 項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器 下水道法施行令(公共下水道の暗渠(きよ)に設けることのできる物件)第 17 条の 2 法第 24 条第 3 項第 3 号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない

	構造であると認めたものとする。(1)量水標等を支持し、又は保護するための工作物(2)電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物(3)下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物大和高田市下水道条例(行為の許可等)第 34 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。2 第 4 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、法第 24 条第 1 項の許可を受けてしようとする行為が下水を流入させるため公共下水道に固着して排水施設を設けることである場合について準用する。大和高田市下水道条例施行規則(行為の許可申請等)第 21 条 条例第 34 条の規定により法第 24 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けようとするときは、制限行為(変更)許可申請書(様式第 23 号)に次に掲げる図書を添付し市長に提出しなければならない。(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図(2) 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図(3) 条例第 34 条第 2 項の規定に該当する場合にあっては、前 2 号に掲げるもののほか、第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる図面(4) 施設又は工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 2 市長は、法第 24 条第 2 項の規定により許可することを決定したときは、制限行為(変更)許可書(様式第 24 号)を交付するものとする。3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	10 日
備考	
根拠規定	下水道法第 24 条
	下水道法施行令第 17 条の 2
	大和高田市下水道条例第 34 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	排水設備の計画の確認
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 (排水設備の新設方法等) 第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道の公共ますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、取付ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。 (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市長が定めるところによること。 (3) 排水設備の構造の技術上の基準は、市長が定めるところによること。 大和高田市下水道条例施行規則 (排水設備の固着方法等) 第5条 条例第4条第2号の規定による規則で定める固着箇所及び工事の実施方法は次のとおりとする。 (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共汚水ますのインバート上流端の接続孔の管底高と食い違いが生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、漏水のないようにその周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充てんし、内外面をセメントモルタルで上塗り仕上げとすること。 (2) 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの上流端の接続孔と下流端の管底高とくいちがいが生じないようにし、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充てんし、セメントモルタルで仕上げとし、かつ、管底高より15センチメートル以上の泥だめを設け、インバートは作らないこと。 (3) 排水管の土かぶり(地表から埋設された排水管の管頂までをいう。)は、私道内では45センチメートル以上、公道に準ずる私道内では80センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上としなければならないこと。

	(4) 前 3 号により難い特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。 (排水設備の構造基準) 第 6 条 条例第 4 条第 3 号の規定による市長が定める排水設備の構造基準は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、別に指示する。 (1) 汚水を排除すべき管渠の内径及び勾配は、下表の左欄の区分に応じて中欄の内径と右欄の勾配とすること。 (2) 雨水を排除すべき管渠の内径及び勾配は、次の表の左欄の区分に応じて中欄の内径と右欄の勾配とする。 (3) 汚水ますの設置箇所及びますの深さと内径は、次のとおりとする。 ア 管渠の起点、合流点及び屈曲点若しくは勾配が著しく変化する箇所 イ 管渠の直線部の長さが、その内径又は内径の 120 倍を超えない範囲 ウ ますの内径又は内径及び深さの関係は次のとおりとする。ただし、排水管の接続本数が接続可能本数より多くなるときは、これより大きいますを用いる。 (4) 汚水を排除すべき器具接続管の内径 (附帯設備) 第 7 条 排水設備を設置するときは、次に定める附帯設備を設置しなければならない。 (1) ごみよけ装置浴場、流し場等の汚水流出口に固形物の流下をとめるに必要な有効目幅 10 ミリメートル以下のごみよけスクリーンを設ける。 (2) 防臭装置 ア 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流水箇所には、トラップを取り付けなければならない。 イ トラップの封水が破れるおそれがあるときは、通気管を設けなければならない。 (3) 油脂しゃ断装置油脂類を排水する箇所には、油脂しゃ断装置を設けなければならない。 (4) 沈砂装置土砂等を多量に排除する箇所には、沈砂装置を設けなければならない。 (5) 水洗便所の附帯装置 ア 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブ(洗浄弁)を用いる場合には、バキュームブレーカー(逆流防止器)を装置しなければならない。 イ 洗浄装置 小便器に洗浄装置を装置しなければならない。 (6) 排水槽及びポンプ施設公共下水道より低い建築の地階等からの排水される汚水は、一度自然流下によって集水し、ポンプ施設を設けて排水しなければならない。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	14 日

備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 4 条
	大和高田市下水道条例施行規則第 5 条, 第 6 条, 第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	申請に対する処分
処分名	公共下水道の一時使用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 （公共下水道の一時使用） 第 31 条 土木又は建築に関する工事の施工に伴う排水その他一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、必要と認めるときは、処理区域内で多量の汚水を排除する者に対し公共下水道の一時使用を命じ、使用させるものとする。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 31 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	占用の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 （占用の許可） 第 38 条 公共下水道の敷地又は排水施設(以下「公共下水道の敷地等」という。)に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地等を占用しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。ただし、占用物件の設置について第 34 条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 38 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 （使用料の免除等） 第 44 条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で規定する使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 44 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	助成金の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市水洗便所改造助成条例 (助成の対象) 第 2 条 助成金は、処理区域内における居住の用に供する建築物の所有者又はその同意を得た者で、かつ、水洗便所に改造しようとする者のうち、次の要件を備えているものに対して行う。 (1) 官公署、会社その他の法人でない者で、市内に 1 年以上居住し、住民基本台帳に記録され、独立の生計を営み、かつ、市税を滞納していない者 (2) 処理区域となった日から 3 年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間に改造工事を行うことができなかったことについて相当の事由があると認められる場合は、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市水洗便所改造助成条例第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	指定工事店の指定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則 (指定工事店の資格) 第 2 条 指定工事店として指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。 (1) 奈良県内に営業所に適する店舗を有している者 (2) 専属の責任技術者を 1 名以上有する者 (3) 工事に必要な設備及び器材を備えている者 (4) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者にあつては、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなっている者 (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でない者 (6) 第 10 条第 1 項の規定により、指定の取消しを受けた者は、取消しの日から 2 年以上経過している者 (7) その他市長が必要と認める条件を備える者
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	責任技術者の登録
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則 (責任技術者の登録) 第 12 条 条例第 7 条第 2 項の規定により市長が行う責任技術者の登録(以下「責任技術者の登録」という。)は、新たに責任技術者の登録を受けようとする者(第 15 条の規定により登録を取消された者又は責任技術者としての登録資格を失った者で、再びその登録を受けようとする者を含む。)について行う新規登録及び第 14 条第 2 項に規定する有効期間の満了に伴い、その更新を受けようとする者について行う更新登録とする。 2 条例第 7 条第 2 項の規定により市長が行う責任技術者の登録資格の認定は、新規登録にあつては、市長が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者について書類審査の方法によって行うものとし、更新登録にあつては次条第 3 項の排水設備工事責任技術者更新講習を修了した者(同項ただし書に該当する者を含む。)について書類審査の方法によって行うものとする。 3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則第 12 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定施設の設置計画の廃止命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (計画変更命令) 第 12 条の 5 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める基準又は同条第 3 項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 12 条の 5

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	汚濁原因者への工事費用負担命令(流域下水道)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (汚濁原因者負担金) 第 18 条の 2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 62 条第 1 項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第 6 条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 18 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定施設の設置計画の廃止命令等(流域下水道)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (計画変更命令) 第 12 条の 5 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める基準又は同条第 3 項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 12 条の 5

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	施設損傷者への工事費用負担命令(流域下水道)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (損傷負担金) 第 18 条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 18 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	水洗便所への改造命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (水洗便所への改造義務等) 第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。 2 建築基準法第 31 条第 1 項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。 3 公共下水道管理者は、第 1 項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 4～6 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 11 条の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	建築物所有権取得者に対する水洗便所への改造命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (水洗便所への改造義務等) 第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。 2 建築基準法第 31 条第 1 項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。 3 公共下水道管理者は、第 1 項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 4 第 1 項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。 5・6 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 11 条の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	施設損傷者への工事費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法(損傷負担金)第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第18条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	汚濁原因者への費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (汚濁原因者負担金) 第 18 条の 2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 62 条第 1 項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第 6 条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該下水道に排除した特定施設の設置者に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 下水道法施行令 (汚濁原因者負担金の額) 第 10 条の 2 法第 18 条の 2(法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第 6 条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 18 条の 2
	下水道法施行令第 10 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	改築工事原因者への費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (工事負担金) 第 19 条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 下水道法施行令 (工事負担金に係る下水の量の算出方法) 第 11 条 法第 19 条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠(取付管渠を除く。)の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量(合流式の公共下水道にあつては、そのうち汚水に係る部分)に 5 分の 1 を乗じて計算するものとする。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 19 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	下水の排除の停止命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 (改善命令等) 第 37 条の 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項(第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第 12 条の 2 第 3 項(第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第 12 条の 2 第 6 項本文(第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 37 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	許可等の取消し、工事中止命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 （公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等） 第 38 条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この法律(第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項(第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 3～6（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	下水道法第 38 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	補償金の原因者に対する負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	下水道法 （公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等） 第 38 条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この法律(第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項(第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 3 前 2 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第 2 項

	の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 5 第 32 条第 9 項及び第 10 項の規定は、前項の補償について準用する。 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第 4 項の規定による補償の原因となつた損失が第 2 項第 3 号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	下水道法第 38 条第 6 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 (罰則) 第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者 (2) 第 7 条第 1 項(第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して排水設備等の新設等の設計及び工事を行い、又は行わせた者 (3) 第 14 条の規定による命令に従わなかった者 (4) 第 15 条、第 16 条第 2 項、第 20 条、第 20 条の 2、第 22 条第 1 項及び第 23 条の規定による届出を怠った者 (5) 第 18 条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者 (6) 第 19 条又は第 33 条の規定による報告及び資料の提出を求められてこれを拒否し、又はこれを怠った者 (7) 第 9 条第 1 項(第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による工事検査を受けなかった者 (8) 第 21 条の規定に違反した者 (9) 第 31 条第 1 項の規定による許可を受けないで、一時的に公共下水道を使用した者 (10) 第 38 条の規定による許可を得ないで占有物件の新設等を行った者 (11) 第 43 条第 3 項の規定による指示に従わなかった者 (12) 第 6 条及び第 34 条第 1 項の規定による申請書又は書類、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 20 条、第 22 条第 1 項及び第 23 条の規定による届出書、第 26 条第 2 項の規定による申告書又は第 19 条及び第 33 条の規定による資料で虚偽の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は提出者第 48 条 偽りその他不正な行為により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。 第 49 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても各本条の過料を処する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与

備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 47 条、第 48 条、第 49 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	登録及び資格登録手数料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例(登録及び資格登録手数料)第 8 条 指定工事店又は責任技術者の登録を受けた者(更新を含む。)は、次の表に定める手数料を納付しなければならない。表(略)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	除害施設の設置命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 (除害施設の設置等) 第 12 条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。 (1) 温度 45 度以下 (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 以上 9 以下 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下 (4) 沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム以下 第 13 条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、市長が定める量又は水質の汚水を排除する場合については、次に定める基準のうち市長が定める項目は適用しない。 (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。)第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値 (2) 温度 45 度以下 (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 380 ミリグラム以下 (4) 水素イオン濃度 水素指数 5 以上 9 以下 (5) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 1,500 ミリグラム以下 (6) 浮遊物質 1 リットルにつき 1,500 ミリグラム以下 (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下 (8) 窒素含有量 1 リットルにつき 240 ミリグラム以下 (9) 燐含有量 1 リットルにつき 32 ミリグラム以下 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環

	境保全条例(平成 8 年奈良県条例第 8 号)により当該公共下水道(当該公共下水道が法第 6 条第 4 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値 (停止命令等) 第 14 条 市長は、前 2 条の規定に違反して公共下水道(前条に規定する場合にあっては、終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続するものに限る。以下この条において同じ。)に下水を排除する者に対し、除害施設の設置その他の必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは公共下水道への下水の排除を停止することを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 12 条、第 13 条、第 14 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 (使用料) 第 25 条 使用者は、使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を加算した額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。 (1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量(以下「汚水排出量」という。)によって定める使用料(以下「水量使用料」という。)の額 (2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質によって定める使用料(以下「水質使用料」という。)の額の合計額 3 水量使用料の額は、次のとおりとする。 表(略) 4 水質使用料の額は、次のとおりとする。 表(略) (汚水排出量の認定等) 第 26 条 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。 (1) 水道水（奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和 7 年奈良県広域水道企業団条例第 35 号。以下「給水条例」という。）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。 (2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して市長が認定する。 (3) 第 31 条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、汚水の排除の方法その他の態様を勘案して市長が認定する。 2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他市長が認める業を営む場合で、当該営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水排出量と著しく異なるときは、市長は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の

	態様を勘案して、汚水排出量を認定する。 (特定排水の水質等の申告及び認定) 第 27 条 第 25 条第 2 項第 2 号の水質使用料を納付すべき使用者は、規則で定めるところにより、その汚水の水質及び排出量を市長に申告しなければならない。 2 市長は、前項の申告に基づき、その水質及び排出量を認定するものとする。 (使用料算定の基準) 第 29 条 使用料は、市長が定める定例日(給水条例第 28 条の規定により水道水の使用水量を認定する日及び水道水以外の水の使用水量を認定する日をいう。)現在における使用水量をもって算定する。 2 使用料算定の基準となる月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合の使用料は、公共下水道の使用日数を基礎として日割りにより算定した額とする。 大和高田市下水道条例施行規則 (汚水排出量の認定) 第 17 条 条例第 26 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する場合の汚水排出量は、次に定めるところによる。 (1) 水道水の計量装置と同種又は類似の計量装置が設けられている場合は、条例第 29 条第 1 項に規定する定例日において当該計量装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した使用水量とする。 (2) 条例第 30 条第 1 項の規定により計測装置が設けられている場合は、定例日において当該計測装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した汚水排出量とする。ただし、水道水及び水道水以外の水を併用した場合における当該水道水以外の水に係る汚水排出量は、当該計測装置により計量した汚水排出量から当該計量に係る期間の水道水の使用水量を控除した量とする。 (3) 水道水以外の水を家事のみに使用した場合で、揚水設備が手動式であるときの排出汚水量は、1 世帯 1 人につき 1 月 2 立方メートルとする。 (4) 水道水以外の水を営業用を使用する場合その他前 3 号以外の場合は、人員、業態その他の事実を考慮して認定する。 2 市長は、前項第 4 号の規定により汚水排出量の認定をする場合において、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前日までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。 3 前項の認定月は、毎 1 月及び 7 月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、毎月の汚水排出量が平均している場合その他特別の理

	由がある場合は、市長が別に定める。 4 第1項第1号若しくは第2号に規定する計量装置又は計測装置の指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを取り外す場合を除き、翌月に繰り越して計算するものとし、条例第26条第2項又は第1項第4号の規定により市長が認定した汚水排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 5 条例第26条第2項の規定により汚水排出量の認定の申告をしようとする者は、汚水排出量認定申告書(様式第18号)に汚水排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付して、当該汚水排出に係る使用料を納付すべき月の前月の15日までに市長に提出しなければならない。 (特定排水の水質の認定) 第18条 条例第27条に規定する特定排水の水質の認定は、条例第33条に規定する資料又は水質測定の実施その他の方法により市長が行う。 2 前項の規定により実施する水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に規定する方法その他の方法により行うものとし、測定の回数は、1月を超えない排水の期間に3回以上とする。 3 市長は、特定排水の水質を認定する場合において、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。 4 前項の認定月は、毎年1月及び7月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、特定排水の水質が平均している場合、特定排水の水質の変動が著しい場合その他特別の理由がある場合は、市長が別に定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第25条、第26、;第27条、第29条
	大和高田市下水道条例施行規則第17条、第18条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	公共下水道の一時使用命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 （公共下水道の一時使用） 第 31 条（略） 2 市長は、必要と認めるときは、処理区域内で多量の汚水を排除する者に対し公共下水道の一時使用を命じ、使用させるものとする。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 31 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	占用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 （占用料の徴収） 第 39 条 前条の規定による許可を受けて公共下水道の敷地等を占用する者(以下「占用者」という。)は、占用料を納付しなければならない。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。 2 前項の占用料の額及び徴収方法については、大和高田市道路占用料条例(昭和 31 年条例第 7 号)第 2 条から第 6 条までの規定を準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 39 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	占用許可の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市下水道条例 （占用許可の取消し等） 第 42 条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、公共下水道の敷地等の占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。 （1）偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。 （2）許可の目的又は条件に違反したとき。 （3）第 40 条ただし書の規定による市長の承認を受けないで、その権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。 （4）占用料を滞納したとき。 2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市下水道条例第 42 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	助成金の交付決定の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市水洗便所改造助成条例 (助成金の取消し等) 第 7 条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は交付した助成金の全部の返還を命ずることができる。 (1) 虚偽の申請又は不正の方法によって、助成金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。 (2) 水洗便所に改造しようとする家屋が取り壊され、又は火災その他の災害により滅失したとき。(3) 前 2 号のほか、市長において助成の必要がないと認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市水洗便所改造助成条例第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定工事店指定の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則 (指定の取消し等) 第 10 条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を停止させ、又は指定を取り消すものとする。 (1) 第 2 条各号に規定する資格要件を欠くに至ったとき。 (2) 第 7 条各号に規定する義務に違反したとき。 (3) 責任技術者その他の雇用従業員に業務上不都合な行為があったとき。 (4) その他指定工事店としてふさわしくない行為があったとき。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則第 10 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	下水道課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	責任技術者資格の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則 (資格の取消し) 第 15 条 市長は、責任技術者が条例、施行規則若しくはこの規則に違反し、又はその他不正若しくは業務上不都合な行為があったと認めるときは、その登録資格の効力を取り消し又は処分することができる。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則第 15 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	児童手当の額の改定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	次のいずれかに該当する場合は、児童手当の額を改定する。 (1) 新たに児童が出生したとき。 (2) 配偶者の連れ子を養子として養育することとなったとき。 (3) 父母の死亡した児童を養育することとなったこと。 (4) その他児童手当法第 4 条に規定する要件に該当する児童が生じたとき。 児童手当法 (支給要件) 第 4 条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1) 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの (4) 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 2 前項第 1 号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護

	され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 (児童手当の額の改定) 第 9 条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第 3 項の規定は、前項の改定について準用する。3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	児童手当法第 4 条;第 9 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	児童手当の受給資格及び額の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法 (支給要件) 第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1) 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの (4) 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 【参照条文】 (認定) 第7条 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について

	て、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	児童手当法第 4 条;第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	児童手当の受給資格及び額の認定(他の市町村に住所を変更した場合)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法 (支給要件) 第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1) 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの (4) 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 【参照条文】 (認定) 第7条 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について

	て、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。 3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	児童手当法第 4 条;第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	児童手当の未払請求
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法第 12 条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	児童手当法第 12 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	児童扶養手当の受給資格認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法 (支給要件) 第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する

	手当にあつては児童が第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。 三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。 3 第 1 項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	45 日
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども家庭課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	徴収金の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則 （徴収金の減免） 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する納入義務者について、特に必要があると認めた場合には、その者に対する徴収金の額を減免することができる。 (1) 天災その他の災害により家屋等について甚大な被害を受けた者 (2) 病気等により著しく生活に困窮している者 2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則第 6 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童手当の受給資格の喪失
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法第 4 条に定める支給要件に該当しなくなった場合は、児童手当の受給資格を喪失する。 児童手当法 (支給要件) 第 4 条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 (1) 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。） (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの (4) 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者 2 前項第 1 号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	

根拠規定	児童手当法第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童手当の支払いの調整
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法 (支払の調整) 第 13 条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。 ※ 「児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれた」場合とは、児童手当の支給を受けている者が、一時的に支給要件に該当しなくなった期間があつたにもかかわらず、その期間においてもなお児童手当の支給を受けたような場合をいう。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童手当法第 13 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童手当の支給の制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法 (支給の制限) 第 10 条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第 27 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 【参照条文】 (調査) 第 27 条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童手当法第 10 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童手当の調査拒否等による手当支払差止め
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法第 11 条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第 26 条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差し止めることができる。 【参照条文】 (届出) 第 26 条 第 8 条第 1 項の規定により児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の 6 月 1 日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 2 第 8 条第 1 項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の 6 月 1 日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。 ※内閣府令で定める届出とは、「現況の届出」、「氏名変更等の届出」、「住所変更等の届出」、「受給事由消滅の届出」、「住民基本台帳法の届出」の 5 つをいう。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童手当法第 11 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童手当の不正利得の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童手当法 （不正利得の徴収） 第 14 条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童手当法第 14 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の受給資格の喪失
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第 4 条の支給要件に該当しなくなったときは、児童扶養手当の受給資格を喪失する。 児童扶養手当法 (支給要件) 第 4 条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第 1 号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

	2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四に規定する里親に委託されているとき。 三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 四 母の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。 五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 六 父の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の返還
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法 第 12 条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第 9 条から前条までの規定を適用しない。 2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。 (1) 当該被災者(第 9 条第 1 項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当 (2) 当該被災者(第 9 条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当 (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 10 条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 12 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の支給の制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第 13 条の 3 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき(第 6 条第 1 項の規定による認定の請求をした日において 3 歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が 3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の 2 分の 1 に相当する額を超えることができない。 2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 13 条の 3 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の支給の制限(所得限度超過)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法 (支給の制限) 第9条 手当は、受給資格者(第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 【参照条文】 (支給要件) 第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場

	合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四に規定する里親に委託されているとき。 三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 四 母の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。 五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 六 父の配偶者(前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第9条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の支給の制限(所得限度超過)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第9条の2 手当は、受給資格者(前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第9条の2

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の支給の制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第 10 条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 10 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の支給の制限(養育者に対する支給制限)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第 11 条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 11 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の不支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第 14 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 (2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 (4) 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 (5) 受給資格者が、第 6 条第 1 項の規定による認定の請求又は第 28 条第 1 項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。 【参照条文】 （調査） 第 29 条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。 2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項第 1 号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 14 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当の調査拒否等による手当支払差止め
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法第 15 条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。 【参照条文】 (届出) 第 28 条 手当の支給を受けている者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 15 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	児童扶養手当に係る不正受給者の受給額相当額の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	児童扶養手当法 (不正利得の徴収) 第 23 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	児童扶養手当法第 23 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	保護の開始の申請に対する処分
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	保護の要否、保護の種類、保護の程度及び保護の方法を審査し、世帯の要保護者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用した上で、なお厚生労働大臣が定める基準により測定した当該世帯の最低生活費が当該世帯の収入を上回ると認められるときに、保護を行うものとする。厚生労働大臣の定める基準については、「生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」のとおりとする。 【参照条文】 生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。) 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。 (基準及び程度の原則) 第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不

	足分を補う程度において行うものとする。 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号） （1） 資産の活用（第 3）最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用する。 （2） 扶養義務の履行（第 4）要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させる。 （3） 他法他施策の活用（第 5）他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努める。 （4） 保護の決定（第 10）保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日。ただし、特別な事情があるときは、30 日
備考	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号）、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)
根拠規定	生活保護法第 8 条、第 24 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	保護の開始の申請に対する処分
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	保護の要否、保護の種類、保護の程度及び保護の方法を審査し、世帯の要保護者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用した上で、なお厚生労働大臣が定める基準により測定した当該世帯の最低生活費が当該世帯の収入を上回ると認められるときに、保護を行うものとする。厚生労働大臣の定める基準については、「生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」のとおりとする。 【参照条文】 生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第 24 条 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。 3～6 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日。ただし、特別な事情があるときは、30 日
備考	生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)
根拠規定	生活保護法第 24 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	保護の変更の申請に対する処分
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	保護の要否、保護の種類、保護の程度及び保護の方法を審査し、世帯の要保護者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用した上で、なお厚生労働大臣が定める基準により測定した当該世帯の最低生活費が当該世帯の収入を上回ると認められるときに、保護を行うものとする。厚生労働大臣の定める基準については、「生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」のとおりとする。 【参照条文】 生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。) 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 4～8 (略) 9 第 1 項から第 7 項までの規定は、第 1 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

	(基準及び程度の原則) 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号） （1） 資産の活用（第3）最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用する。 （2） 扶養義務の履行（第4）要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させる。 （3） 他法他施策の活用（第5）他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努める。 （4） 保護の決定（第10）保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14日。ただし、特別な事情があるときは、30日
備考	生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)
根拠規定	生活保護法第8条、第24条第3項、第9項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	保護の変更の申請に対する処分
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	保護の要否、保護の種類、保護の程度及び保護の方法を審査し、世帯の要保護者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用した上で、なお厚生労働大臣が定める基準により測定した当該世帯の最低生活費が当該世帯の収入を上回ると認められるときに、保護を行うものとする。厚生労働大臣の定める基準については、「生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」のとおりとする。 【参照条文】 生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第 24 条 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 2 前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。 3・4 (略) 5 前 4 項の規定は、第 7 条に規定する者から保護の変更の申請があつた場合に準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日。ただし、特別な事情があるときは、30 日
備考	生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)
根拠規定	生活保護法第 24 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	職権による保護の変更
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	生活保護法 (職権による保護の開始及び変更) 第 25 条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第 4 項の規定は、この場合に準用する。 (基準及び程度の原則) 第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号） (1) 資産の活用（第 3）最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用する。 (2) 扶養義務の履行（第 4）要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させる。 (3) 他法他施策の活用（第 5）他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努める。 (4) 保護の決定（第 10）保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	生活保護法第 29 条の 2 の規定により適用除外
備考	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号）、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)
根拠規定	生活保護法第 8 条、第 25 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保護の停止、廃止
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	次のいずれかに該当するときは、保護の停止又は保護の廃止をする。 1 保護の停止をするとき (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね 6 月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。 (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。 2 保護の廃止をするとき (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。 (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね 6 月を越えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。 【参照条文】 生活保護法 (保護の停止及び廃止) 第 26 条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	生活保護法第 29 条の 2 の規定により適用除外
備考	生活保護法による保護の実施要領について(昭和 36 年 4 月 1 日発社第 123 号厚生事務次官通知)、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)
根拠規定	生活保護法第 26 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	調査に応じないときの保護廃止等
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	生活保護法 （報告、調査及び検診） 第 28 条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条（第 3 項を除く。次項及び次条第 1 項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 2～4（略） 5 保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	生活保護法第 29 条の 2 の規定により適用除外
備考	生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日構成労働省社会・援護局保護課長事務連絡通知）
根拠規定	生活保護法第 28 条第 1 項、第 5 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保護の変更、停止、廃止
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	被保護者が生活保護法第 62 条第 1 項及び第 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をする。 【参照条文】 生活保護法 （指示等に従う義務） 第 62 条 被保護者は、保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 保護施設を利用する被保護者は、第 46 条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。 3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	生活保護法第 62 条第 4 項による弁明の機会の付与
備考	生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日構成労働省社会・援護局保護課長事務連絡通知）
根拠規定	生活保護法第 62 条第 1 項、第 2 項、第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	費用返還額決定
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	被保護者が、被災時において補償金が直ちに支払われない場合や、土地等の資産があっても直ちにこれを換金して生活費に充てることが不可能である場合等、当面の生活に困窮する急迫の場合において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときであって次のいずれかに該当する場合は、実施機関の定める額を返還しなければならない。 (1) 被保護者に不当に保護費を受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき。 (2) 保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき。 【参照条文】 生活保護法 (費用返還義務) 第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号該当のため適用除外
備考	生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日構成労働省社会・援護局保護課長事務連絡通知）、第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第 63 条の適用について（昭和 47 年 12 月 5 日社保第 196 号厚生省社会局保護課長通知）
根拠規定	生活保護法第 63 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	扶養義務者からの費用徴収
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	民法第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者、同条第 2 項の規定に基づき家庭裁判所の審判により扶養の義務を負わされた 3 親等以内の親族及び第 752 条に規定する夫婦が、扶養義務の円滑な履行について保護の実施期間が誠心誠意の努力を尽くしたにもかかわらずこれに応じず、なおかつ、要保護者との親近関係、従来の際状状況、収入、資産等の諸事情を検討した結果、十分扶養能力があると認められる場合は、これらの者から費用の全部又は一部を徴収する。 【参照条文】 民法 （同居、協力及び扶助の義務） 第 752 条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。 （扶養義務者） 第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。 3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。 生活保護法 第 77 条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立てにより家庭裁判所が、これを定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号該当のため適用除外
備考	生活保護法による保護の実施要領について(昭和 36 年 4 月 1 日発社第 123 号厚生事務次官通知)
根拠規定	生活保護法第 77 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	不正受給者からの費用徴収
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	次のいずれかに該当するときは、不正な手段により保護を受けた者又は他人をして保護を受けさせた者から、不正受給額の全部又は一部を徴収する。 （１）保護の実施機関による届出又は申告についての口頭又は文書による指示に応じず、扶助費を不正に受給したとき。 （２）届出又は申告に当たり明らかに作為を加え、扶助費を不正に受給したとき。 （３）届出又は申告に当たり作為を加えたとはまではいえないが、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行い、扶助費を不正に受給したとき。 （４）その他不実の申請又は不正な手段により保護を受け、又は他人をして保護を受けさせたとき。 【参照条文】 生活保護法第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号該当のため適用除外
備考	生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号）、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号）、生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日構成労働省社会・援護局保護課長事務連絡通知）
根拠規定	生活保護法第 78 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	就労自立給付金の支給
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	生活保護法 （就労自立給付金の支給） 第 55 条の 4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。 生活保護法施行規則 （厚生労働省令で定める安定した職業） 第 18 条の 2 法第 55 条の 4 第 1 項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね 6 月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。 （厚生労働省令で定める事由） 第 18 条の 3 法第 55 条の 4 第 1 項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 被保護者が事業を開始し、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。 二 就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。 三 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。 （就労自立給付金の支給） 第 18 条の 5 就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとする。 （3 年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給） 第 18 条の 6 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から

	起算して3年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給する者が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由がある場合には30日まで延ばすことができる。
備考	生活保護法による就労自立給付金の支給について（平成26年4月25日社援発0425第3号）
根拠規定	生活保護法第55条の4
	生活保護法施行規則第18条の2、第18条の3、第18条の5、第18条の6

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	進学・就職準備給付金の支給
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	生活保護法 (進学・就職準備給付金の支給) 第 5 5 条の 5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。 一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれる者 二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。 生活保護法施行規則 (進学・就職準備給付金の支給の対象者) 第 18 条の 7 法第 55 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める者は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であつて、法第 55 条の 5 第 1 項第 1 号に該当する者にあつては第 1 号及び第 2 号に掲げるもの(同項第 2 号に該当する者にあつては第 3 号から第 6 号までに掲げるもの)とする。 一 保護の実施機関が、高等学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)、中等教育学校(同法第 66 条に規定する後期課程に限る。)若しくは特別支援学校(同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。)(いずれも同法第 58 条第 1 項(同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。)に規定する専攻科及び別科を除く。)又は同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校(高等学校に準ずると認められるものに限る。)をいう。以下同じ。)に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者(以下「高等学校等就学者」という。)であつて、当該高等学校

	等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの 二 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかつた者に限る。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後 1 年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの 三 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き第 18 条の 8 の 2 に規定する安定した職業に就こうとするもの（これに準ずる者として第 18 条の 8 の 3 各号に掲げるものを含む。以下この条において同じ。） 四 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得（支給機関が被保護者の自立を助長することに効果的であると認めるものに限る。第 6 号において同じ。）を行い、その後引き続き第 18 条の 8 の 2 に規定する安定した職業に就こうとするもの 五 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き第 18 条の 8 の 2 に規定する安定した職業に就くことができなかつた者（これに準ずる者として第 18 条の 8 の 3 各号に掲げるものとなることができなかつた者を含む。次号において同じ。）に限る。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後 1 年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの 六 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続き第 18 条の 8 の 2 に規定する安定した職業に就くことができなかつた者に限る。）であつて、当該知識及び技能の習得後 1 年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの （特定教育訓練施設） 第 18 条の 8 法第 55 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。 一 学校教育法第 1 条に規定する大学 二 学校教育法第百 24 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する専門課程に限る。） 三 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第 3 号に規定する職業能力開発大学校及び同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校 四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）第 12 条第 1 項第 5 号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・

	教育機構の施設 五 独立行政法人海技教育機構法（平成 11 年法律第 214 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（16 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときに入学するものを除く。） 六 国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）第 23 条第 1 項第 12 号に規定する国立健康危機管理研究機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設 七 高等学校及び学校教育法第 1 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）（いずれも同法第 58 条第 1 項（同法第 70 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する専攻科に限る。）、同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する一般課程に限る。）並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校のうち、被保護者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるもの 八 前各号に掲げるもののほか、被保護者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められる教育訓練施設 （法第 55 条の 5 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める安定した職業） 第 18 条の 8 の 2 法第 55 条の 5 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね 6 月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。 （法第 55 条の 5 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者） 第 18 条の 8 の 3 法第 55 条の 5 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 事業を確実に開始すると見込まれる者であつて、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの 二 職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に確実に就くと見込まれる者であつて、その者が属する被保護世帯において、その者の就労による収入の増加により、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの
標準処理期間/聴聞・弁明手続	申請のあった日から 14 日以内。ただし、特別な理由がある場合には 30 日まで延ばすことができる。
備考	生活保護法による進学・就職準備金の支給について（令和 6 年 4 月 24 日

	社援発 0424 第 11 号)
根拠規定	生活保護法第 55 条の 5
	生活保護法施行規則第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 8 の 2、第 18 条の 8 の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分処分
処分名	保護を受けた者からの費用徴収
処分権者名	社会福祉事務所長
審査基準・処分基準	生活保護法 第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。 生活保護法施行規則 （厚生労働省令で定める徴収することが適当でないとき） 第 22 条の 3 法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号） IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応 3 法第 77 条の 2 の適用の判断 法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになるが、どちらを適用するかは、当該債権を強制徴収債権とする必要性の有無や、当該返還金を法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。以下同じ。）の一部又は就労自立給付金の全部若しくは一部（以下「保護金品等」という。）から徴収するのか否か等を勘案の上、都道府県及び市町村において判断されたい。また、法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 23 条の 3 に基づき、法第 63 条の返還金に係る債権が「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」を原因とするものである場合は、法第 77 条の 2 の規定は適用できず、自ずと当該返還金を保護金品等から徴収することもできない。実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提

	出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の決定を誤った場合等であり、取扱いに留意されたい。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号該当のため適用除外
備考	生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成 18 年 3 月 30 日社援保発 0330001 号）
根拠規定	生活保護法第 77 条の 2
	生活保護法施行規則第 22 条の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分処分
処分名	不正に就労自立給付金の支給を受けた者からの費用徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	生活保護法 第 78 条 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号該当のため適用除外
備考	生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成 18 年 3 月 30 日社援保発 0330001 号）
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分処分
処分名	不正に費用の支払を受けた指定医療機関等からの費用徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	生活保護法第 78 条 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号） 第 6 指導及び検査 3 検査後の措置等 （4）経済上の措置 ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第 78 条第 2 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 5 号該当のため適用除外
備考	生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）
根拠規定	生活保護法第 78 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	生活困窮者住居確保給付金の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	(生活困窮者住居確保給付金の支給) 第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【その他の基準となる法令・通知等】 ○生活困窮者自立支援法施行規則 (法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第十二条第一項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年））を経過していない者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者 三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同

	一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。 四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。 五 公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。 （生活困窮者住居確保給付金の額等） 第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。 一 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 二 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額 2 前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。 （生活困窮者住居確保給付金の支給期間等） 第十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号（第一号を除く。）のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることがで

	きる。 2 都道府県等は、前項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号の要件に該当しなくなった後、二年以内に第十条各号（第一号を除く。）の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	申請日から 30 日以内に支給決定
備考	
根拠規定	生活困窮者自立支援法施行規則第 10 条から第 12 条まで

審査基準・処分基準票

所管部署名	保護課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分処分
処分名	不正利得の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	(不正利得の徴収) 第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号該当のため適用除外
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	土地改良法(土地改良事業に参加する資格)第 3 条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者 (2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者 ※申請に当たっては、政令第 1 条の 3 第 1 項及び省令第 2 条第 2 項の手続による。 ○土地改良法施行令第 1 条の 3 法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第 1 条の 7 までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 2～5 (略) ○土地改良法施行規則第 2 条第 2 項 第 2 条 (略) 2 土地改良法施行令(昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。)第 1 条の 3 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 申出者の氏名又は名称及び住所 (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積 (4) 申出の理由

	(5) その他必要な事項 3 (略)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	7 日 (土地改良法施行規則第 2 条第 3 項)
備考	
根拠規定	土地改良法施行令第 1 条の 3
	土地改良法施行規則第 2 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	土地改良法(土地改良事業に参加する資格)第3条(略) 2 前項第2号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第4号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。 3～8(略) ※申請に当たっては、政令第1条の5の準用規定により政令第1条の3第1項並びに省令第2条第2項及び第4条の手続による。 ○土地改良法施行令第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 2～5(略) ○土地改良法施行規則第2条(略) 2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 申出者の氏名又は名称及び住所 (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積 (4) 申出の理由 (5) その他必要な事項 3(略) (事業参加資格交替の申出) 第4条 第3条第2項前段の規定による申出をしようとする者は同条第1

	項第 2 号に規定する農用地の所有者が当該申出に同意する旨を記載した申出書を、同条第 2 項後段の規定による申出をしようとする者は同条第 1 項第 4 号に規定する土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が当該申出に同意する旨を記載した申出書を、それぞれ農業委員会に提出しなければならない。 2 令第 1 条の 5 において準用する令第 1 条の 4 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 資格の交替をしようとする両当事者の氏名又は名称及び住所 (2) 同条第 1 項第 2 号に規定する農用地又は同項第 4 号に規定する土地の所在、地番、地目、用途及び地積 (3) その他必要な事項
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日(土地改良法施行規則第 2 条第 3 項)
備考	
根拠規定	土地改良法第 3 条第 1 項
	土地改良法施行規則第 2 条第 2 項
	土地改良法施行令第 1 条の 3 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	土地改良法施行令 （一時耕作の場合の認定） 第 1 条の 6 農業委員会は、法第 3 条第 3 項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。 ○土地改良法施行規則 （一時耕作の場合の自作不能の事由） 第 5 条 法第 3 条第 3 項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 就学 (2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの ※省令第 5 条第 2 号中「その他の事由」については、将来的に処分が見込めず、上記の条文に定める以外の基準を設定する実益がない。 【参照条文】 ○土地改良法 （土地改良事業に参加する資格） 第 3 条（略） 2（略） 3 前 2 項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	農業委員会への議案提出締切日(毎月 25 日)から 14 日前後
備考	
根拠規定	土地改良法施行令第 1 条の 6
	土地改良法施行規則第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	農地保有合理化法人の借受農用地に係る事業参加資格の認定
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	土地改良法第 3 条（略） 2・3（略） 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業（同条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	農業委員会への議案提出締切日(毎月 25 日)から 14 日前後
備考	
根拠規定	土地改良法第 3 条第 4 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特定農地貸付けに関する承認
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (特定農地貸付けの承認) 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。 (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 ※法第3条第2項第5号の「省令で定める事項」は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第2条において、次の事項とされている。

	○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則 第2条 法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類 (2) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類 ※法第3条第3項第4号の「政令で定める基準」は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行第3条において、特定貸付けの用に供する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととされている。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	農業委員会への議案提出締切日(毎月25日)から14日前後
備考	
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条
	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条
	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第1条;第2条

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特定農地貸付けの変更の承認
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	・変更前と変更後について、同一性があること。 ・特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項において、貸付規程の記載事項の変更の承認を行うときは、法第3条第3項の規定を準用することとされている。 ○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (特定農地貸付けの承認) 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。 (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な

	事項は、政令で定める。 ※法第 3 条第 2 項第 5 号の「省令で定める事項」は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第 2 条において、次の事項とされている。 ○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則 第 2 条 法第 3 条第 2 項第 5 号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類 (2) 法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類 ※法第 3 条第 3 項第 4 号の「政令で定める基準」は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 3 条において、特定貸付けの用に供する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととされている。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	農業委員会への議案提出締切日(毎月 25 日)から 14 日前後
備考	
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 2 項;第 3 項
	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 3 条
	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第 1 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	農地等の権利移動の許可
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	農地法 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限) 第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。 (1) 第46条第1項又は第47条の規定によつて所有権が移転される場合 (3) 第37条から第40条までの規定によつて農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合 (4) 第41条の規定によつて同条第1項に規定する利用権が設定される場合 (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合 (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合 (9の2) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第17条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条

	第 4 項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 768 条第 2 項(同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法 958 条の 2 の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合 (14) 農業協同組合法第 10 条第 3 項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第 7 条第 2 号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (14 の 2) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権又は経営受託権(同法第 8 条第 3 項第 3 号ロに規定する経営受託権をいう。)を取得する場合 (14 の 3) 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項第 2 号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (15) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)第 20 条の規定に基づいてする同法第 12 条第 1 項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合 (16) その他農林水産省令で定める場合 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第 1 号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第 1 号、第 2 号及び第 4

	号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合 (2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合 (2の2) 農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人（第5条第2項第9号において単に「認定経営発展法人」という。）から第1号に掲げる権利を取得しようとする場合（当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画（同法第16条の2第1項に規定する農業経営発展計画をいう。第5条第2項第9号において同じ。）に記載する同法第16条の2第2項第5号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第1項又は同法第16条の3第1項の認定を受けている場合を除く。） (3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合 (4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合 (5) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。） (7) (6)第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、

	前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。 (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。 (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。)のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 4 農業委員会は、前項の規定により第1項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長にを通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べるることができる。 5 第1項の許可は、条件をつけてすることができる。 6 第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。 ※農地法第3条第2項ただし書の政令で定める事項は、農地法施行令第2条第2項において、次のように規定されている。 ○農地法施行令第2条(略) 2 法第3条第2項第2号及び第4号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。 (2) 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められること。 (3) 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

	(4) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められること。 ○法令の規定のほか、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B404 号農林水産省事務次官通知)第 2 法 3 条関係を審査基準とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	農業委員会への議案提出締切日(毎月 25 日)から 14 日前後
備考	
根拠規定	農地法第 3 条第 2 項
	農地法施行令第 3 条第 2 項;第 6 条
	農地法施行規則第 3 条の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	農業委員会
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	特定農地貸付の承認の取消し
処分権者名	農業委員会
審査基準・処分基準	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条（略） 2（略） 3 農業委員会は、法第 3 条第 3 項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第 1 項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの）に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」（平成元年 9 月 11 日元構改 B 第 1014 号農林水産事務次官依命通達）第 4 に、特定農地貸付けを行っていない場合とは、貸付規程どおりに特定農地貸付けを行っていない場合だけでなく、特定農地貸付けの承認を受けた後も長期にわたって特定農地貸付けを開始しない場合や、特定農地貸付けを廃止した場合もこれに該当すると記載されている。また、承認の取消しを行うに当たっては、一般の利用者の農地利用に不都合をもたらさないよう、貸付期間が満了する時期等適切な時期の設定が必要である旨の規定がある。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項の規定による聴聞手続
備考	・「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」（平成元年 9 月 11 日元構改 B 第 1014 号農林水産事務次官依命通達）・ 「特定農地貸付規程例について」（平成元年 9 月 11 日元構改 B 第 1015 号農林水産省構造改善局長通達）
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	永久標識等の移転の請求等(公共測量)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 【参照条文】 ○測量法 (測量標の移転の請求) 第 24 条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもって、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。 2～4 (略) (基本測量に関する規定の準用) 第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。
備考	
根拠規定	大和高田市公共測量作業規定

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	測量成果の複製(公共測量)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 【参照条文】 ○測量法(測量成果の複製)第 43 条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。
備考	
根拠規定	大和高田市公共測量作業規定

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	測量成果の使用(公共測量)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 【参照条条文】 ○測量法 （測量成果の使用） 第 44 条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2～4（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。
備考	
根拠規定	大和高田市公共測量作業規定

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	占用料の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市道路占用規則 (占用料の減免) 第 9 条 条例第 4 条の規定により、占用が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、占用料を免除するものとする。 (1) 法第 35 条に規定する事業(道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)第 19 条に規定するものを除く。)又は地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業のために占用するとき。 (2) 水道、ガス及び下水道の各戸引込管の設置のため占用するとき。 (3) 街路灯、防犯灯その他公共的な目的で占用するとき。 (4) 電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を設置するため占用するとき。ただし、本柱が民地にあり支柱又は支線が道路を占用しているときは、本柱の占用料を徴収する。 2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めた場合は、占用料の額を減免するものとする。 3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	10 日
備考	
根拠規定	大和高田市道路占用規則第 9 条第 1 項、第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	占用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 【参照条文】 ○大和高田市道路占用料条例 （占用料の還付） 第5条 既納の占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項各号に掲げる理由に基づいて道路占用の許可を取り消した場合において、許可の日から取り消した日までの期間につき算出した占用料の額を既納された占用料の額から差し引いた額については、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用等の許可、変更の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市法定外公共物管理条例 (使用等の許可) 第 4 条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可の期間の満了後引き続いてこれらの行為をしようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地内において工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を設け、継続して占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状の変更を伴う行為をすること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法定外公共物の現状に影響を及ぼす行為をすること。 2 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 3 市長は、前 2 項の許可(以下「使用等の許可」という。)の申請に係る行為が法定外公共物の管理上特に支障があると認められるときは、当該許可をしてはならない。 4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市法定外公共物管理条例第 4 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市法定外公共物管理条例 (使用料の減免) 第 7 条 市長は、使用等の許可に係る工作物等が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、使用料を減免することができる。 (1) 国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。)が行う事業に係るもの (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるもの
標準処理期間/聴聞・弁明手続	10 日
備考	
根拠規定	大和高田市法定外公共物管理条例第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市法定外公共物管理条例 (使用料の還付) 第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (1) 第 13 条第 2 項の規定により使用等の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他の不可抗力により、法定外公共物を使用することが不可能となったとき。 (3) 前 2 号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	10 日
備考	
根拠規定	大和高田市法定外公共物管理条例第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特殊車両の通行許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法第 47 条の 2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第 2 項の規定又は同条第 3 項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第 1 項の政令で定める最高限度又は同条第 3 項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。 2～6（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	・車両の通行の制限について(昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 96 号)・特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 97 号)
根拠規定	道路法第 47 条の 2 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 (道路予定区域) 第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきものの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45 (第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。 4 第 69 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を定めることは困難である。
備考	道路法第 24 条の承認及び第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について(平成 6 年 9 月 30 日建設省道政発第 49 号)
根拠規定	道路法第 91 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第 32 条第 1 項及び第 3 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	一般基準 1 道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合に限り、道路の占用を認めるものとする。 2 占用物件は、倒壊、破損、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない堅固な構造とすること。 3 冬期間の積雪を考慮した構造とし、落雪等のおそれがある場合は、必要に応じ防護策を施すこと。 4 赤、青及び黄の濃色で交通信号機、消防施設の色彩と紛らわしいものは、使用しないこと。 5 交通、地先及び居住者等の支障とならない場所に設置すること。 6 街路樹又は他の占用物件等に影響を及ぼさない場所に設置すること。 7 道路の交差点及び消火栓から 10 メートル以上、横断歩道から 5 メートル以上離して設置すること。 8 道路標識、消防施設等の効用を妨げない場所に設置すること。 9 道路を横断して埋設する場合は、斜横断としないこと。 特定基準 1 道路法第 32 条第 1 項第 1 号該当 (1) 電柱等 ア 原則として法面に設置すること。 イ 法面のない道路については、路端寄りに設置すること。ただし、歩車道の区別のある道路でやむを得ない場合には、歩道の車道寄りに設置することができる。 ウ 歩車道の区別のない道路については、対側の占用物件との距離を 8 メートル以上とすること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。 (2) 地上電線地上電線の高さは、路面から 5 メートル以上の距離を保つこと。ただし、やむを得ない場合は、4.5 メートル以上、歩車道の区別ある道路の歩道上においては、2.5 メートル以上とすることができる。 (3) 街灯 ア 柱の位置は、電柱の占用に準ずること。 イ 街灯の高さは、路面から 5 メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5 メートル以上とすることがで

	きる。 ウ 形状、色彩等は、原則として同一にすること。 (4) 地下電線等 ア 地下電線は、車道(歩車道の区別のない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部。以下同じ。)以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、やむを得ない場合は、車道に埋設することができる。 イ 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さ(路面から路盤最下面までの距離をいう。以下同じ。)に0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下、歩道の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。 ウ マンホール等のふたの高さは、路面と同一面かつ同一勾配とすること。 (5) 郵便差出箱等 ア 歩車道の区別のある道路では、歩道上の路端寄りに設置すること。ただし、歩道幅員を1.5メートル以上確保しなければならない。 イ 歩車道の区別のない道路においては、路端寄りに設置すること。ただし、ポール式のものについては、電柱の場合に準じて設置すること。 (6) 公衆電話所 ア 歩車道の区別のある道路の歩道上に設ける場合は、ポール式以外のものは認めないものとし、設置の方法は、郵便差出箱等の場合に準ずること。 イ 歩車道の区別のない道路においては、郵便差出箱等の場合に準ずること。 2 道路法第32条第1項第2号該当 (1) 水管、下水道管、ガス管等 ア 水管、ガス管等の本線を埋設する場合は、歩道又は路端寄りとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 イ 水管又はガス管の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下、歩道の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。 ウ 下水道管の本線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1メートル以下としないこと。 エ 下水道管の本線以外の線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下、歩道の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。 オ マンホール等のふたの高さ等は、地下電線の場合に準ずること。 3 道路法施行令第7条第2号該当 (1) 工事用板囲い、足場等 ア 工事用板囲い及び足場のための占用は、原則として、占用幅員0.5メ

	ートルを超えない場合に限り認めるものとする。 イ 道路の上空に設ける工事用詰所については、歩車道の区別のある道路の歩道上に限り認めるものとする。 ウ 路面上の板囲い、足場等には、歩行者等の通行の安全のための措置を必ず施すものとする。 (2) 広告物の添加及び塗装による広告は、認めないものとする。 4 道路法施行令第7条第3号該当 (1) 工事用材料置場等 ア 原則として法面に置くこと。 イ 長期にわたる占用は、認めない。 ウ 材料が散乱して交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間の照明設備等を施すこと。 5 電線、水道管、ガス管等の橋梁添架 (1) 木橋には、新たな添架占用は原則として認めない。 (2) 新設橋梁に添架する場合は、原則として橋りょう工事と同時に施行すること。 【参照条文】 ○道路法 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 (略) 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。 4・5 (略) (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当す

	るものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。 (1) 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (2) 前条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの ・法第 32 条第 1 項第 7 号の「政令で定めるもの」は、道路法施行令第 7 条の規定による。 ・法第 33 条第 1 項の「政令で定める基準」は、道路法施行令第 9 条から第 15 条までの規定による。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	道路法第 32 条;第 33 条
	道路法施行令第 7 条;第 9 条;第 10 条;第 11 条;第 12 条;第 13 条;第 14 条;第 15 条
	道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 9

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路管理者以外の者は、道路法第 12 条、第 13 条第 3 項、第 17 条第 4 項若しくは第 6 項から第 8 項まで、第 19 条から第 22 条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について、次に掲げる基準及び別に定める基準により承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。 (1) 施行後の地盤面(自動車乗入部を除く。)は、現状又は将来計画に基づく道路の路面形状及び横断勾配等に合せて水たまり等が生じないようにすること。 (2) 民有地内の雨水、汚水等については、工事により設置した道路敷内の側溝等に流入させないようにすること。 (3) 民有地内の適当な位置(自動車乗入部を除く。)に駒止め等を設置し、駐車した自動車等が道路敷を侵すことのないようにすること。 (4) 側溝等を設置する場合は、種類、構造、断面、渠底勾配等が周囲の既施設及び将来計画と合致するようにすること。 (5) 自動車乗入部を設置する場合は、次に掲げる場所以外に設置するものとし、その構造等は別に定めるところによること。 ア 交差点の車道の外側線から 15 メートル以内及び曲角から 8 メートル以内 イ 横断歩道(歩道橋を含む。)の外側から 5 メートル以内 ウ バス停留所及び踏切の付近 エ 車庫又は自動車の駐車する余地が確保されていない土地 オ その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を及ぼすおそれのある場所 (6) 前各号に定める工法等により難しい場合は、別に指示をする工法等によること。 【参照条文】 ○道路法 (道路管理者以外の者の行う工事) 第 24 条 道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項、第 17 条第 3 項又は第 19 条から第 22 条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

	○道路法施行令 （道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持） 第 3 条 法第 24 条ただし書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	道路法第 24 条の承認及び道路法第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について(平成 6 年 9 月 30 日建設省道政発第 49 号)
根拠規定	道路法施行令第 3 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	道路の占用の許可、変更の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	一般基準 1 道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合に限り、道路の占用を認めるものとする。 2 占用物件は、倒壊、破損、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない堅固な構造とすること。 3 冬期間の積雪を考慮した構造とし、落雪等のおそれがある場合は、必要に応じ防護策を施すこと。 4 赤、青及び黄の濃色で交通信号機、消防施設の色彩と紛らわしいものは、使用しないこと。 5 交通、地先及び居住者等の支障とならない場所に設置すること。 6 街路樹又は他の占用物件等に影響を及ぼさない場所に設置すること。 7 道路の交差点及び消火栓から 10 メートル以上、横断歩道から 5 メートル以上離して設置すること。 8 道路標識、消防施設等の効用を妨げない場所に設置すること。 9 道路を横断して埋設する場合は、斜横断としないこと。 特定基準 1 道路法第 32 条第 1 項第 1 号該当 (1) 電柱等 ア 原則として法面に設置すること。 イ 法面のない道路については、路端寄りに設置すること。ただし、歩車道の区別のある道路でやむを得ない場合には、歩道の車道寄りに設置することができる。 ウ 歩車道の区別のない道路については、対側の占用物件との距離を 8 メートル以上とすること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。 (2) 地上電線地上電線の高さは、路面から 5 メートル以上の距離を保つこと。ただし、やむを得ない場合は、4.5 メートル以上、歩車道の区別ある道路の歩道上においては、2.5 メートル以上とすることができる。 (3) 街灯 ア 柱の位置は、電柱の占用に準ずること。 イ 街灯の高さは、路面から 5 メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5 メートル以上とすることができる。

	ウ 形状、色彩等は、原則として同一にすること。 (4) 地下電線等 ア 地下電線は、車道(歩車道の区別のない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部。以下同じ。)以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、やむを得ない場合は、車道に埋設することができる。 イ 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さ(路面から路盤最下面までの距離をいう。以下同じ。)に0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下、歩道の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。 ウ マンホール等のふたの高さは、路面と同一面かつ同一勾配とすること。 (5) 郵便差出箱等 ア 歩車道の区別のある道路では、歩道上の路端寄りに設置すること。ただし、歩道幅員を1.5メートル以上確保しなければならない。 イ 歩車道の区別のない道路においては、路端寄りに設置すること。ただし、ポール式のものについては、電柱の場合に準じて設置すること。 (6) 公衆電話所 ア 歩車道の区別のある道路の歩道上に設ける場合は、ポール式以外のものは認めないものとし、設置の方法は、郵便差出箱等の場合に準ずること。 イ 歩車道の区別のない道路においては、郵便差出箱等の場合に準ずること。 2 道路法第32条第1項第2号該当 (1) 水管、下水道管、ガス管等 ア 水管、ガス管等の本線を埋設する場合は、歩道又は路端寄りとすること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 イ 水管又はガス管の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下、歩道の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。 ウ 下水道管の本線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、1メートル以下としないこと。 エ 下水道管の本線以外の線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下、歩道の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。 オ マンホール等のふたの高さ等は、地下電線の場合に準ずること。 3 道路法施行令第7条第2号該当 (1) 工事用板囲い、足場等 ア 工事用板囲い及び足場のための占用は、原則として、占用幅員0.5メートルを超えない場合に限り認めるものとする。

	イ 道路の上空に設ける工事用詰所については、歩車道の区別のある道路の歩道上に限り認めるものとする。 ウ 路面上の板囲い、足場等には、歩行者等の通行の安全のための措置を必ず施すものとする。 (2) 広告物の添加及び塗装による広告は、認めないものとする。 4 道路法施行令第7条第3号該当 (1) 工事用材料置場等 ア 原則として法面に置くこと。 イ 長期にわたる占用は、認めない。 ウ 材料が散乱して交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間の照明設備等を施すこと。 5 電線、水道管、ガス管等の橋梁添架 (1) 木橋には、新たな添架占用は原則として認めない。 (2) 新設橋梁に添架する場合は、原則として橋りょう工事と同時に施行すること。 【参照条文】 ○道路法 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 (略) 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。 4・5 (略) (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであ

	り、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (2) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの ・法第32条第1項第7号の「政令で定めるもの」は、道路法施行令第7条の規定による。 ・法第33条第1項の「政令で定める基準」は、道路法施行令第9条から第15条までの規定による。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7日
備考	
根拠規定	道路法第32条;第33条
	道路法施行令第7条;第9条;第10条;第11条;第12条;第13条;第14条;第15条
	道路法施行規則第4条の3～第4条の4の9

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	督促手数料及び延滞金の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市道路占用料条例 (督促手数料及び延滞金) 第 6 条 (略) 2 督促手数料は、1 通につき 100 円とする。 3 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、滞納金額につき年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市道路占用料条例第 6 条第 2 項、第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市法定外公共物管理条例 (使用料) 第 6 条 (略) 2 使用料の額は、次のとおりとする。 (1) 大和高田市道路占用料条例(昭和 31 年条例第 7 号)別表に規定する占用物件同表に規定する占用料と同額 (2) 通路橋及び通路(道路の占用に係るものを除く。)使用面積 1 平方メートルにつき年額 230 円 3 前項第 2 号に規定する使用料の額の計算方法については、大和高田市道路占用料条例別表備考第 6 号から第 8 号までの規定を準用する。 4 (略) 5 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市法定外公共物管理条例第 6 条第 2 項、第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	許可の取消し等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市法定外公共物管理条例 (許可の取消し等) 第 13 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作物等の改築、移転若しくは除却若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例の規定又は使用等の許可に付された条件に違反したとき。 (2) 使用料を納期限までに納入しないとき。 (3) 詐欺その他不正な手段により使用等の許可を受けたとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。 (1) 法定外公共物に関する工事等のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 法定外公共物の管理又は利用に著しい支障が生じたとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が公益上の必要があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市法定外公共物管理条例第 13 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市法定外公共物管理条例 (過料) 第 18 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市法定外公共物管理条例第 18 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	他の工作物管理者に対する工事施行命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 【参照条文】道路法 （他の工作物の管理者に対する工事施行命令等） 第 21 条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第 31 条の規定によって協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	工事原因者への工事施工命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	過去の処分実績がなく、又は稀であって、あらかじめ基準を定めることは困難である。 【参照条文】 道路法 （工事原因者に対する工事施行命令等） 第 22 条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。 2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	原状回復に係る措置の指示
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 （原状回復） 第 40 条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 40 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	車両積載物の落下予防等措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 （車両の積載物の落下の予防等の措置） 第 43 条の 2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 43 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	工作物管理者の危険防止措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	事案ごとの裁量が大きく、条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 【参照条文】 道路法 （沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務） 第 44 条（略） 2(略) 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	違反車両の通行中止等の措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	(車両の通行に関する措置) 第 47 条の 3 道路管理者は、第 47 条第 2 項の規定に違反し、若しくは同条第 1 項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第 1 項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。 2 (略) 車両制限令 (車両の幅等の最高限度) 第 3 条 法第 47 条第 1 項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。 (1) 幅 2・5 メートル (2) 重量 次に掲げる値 イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 25 トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあっては 20 トン ロ 軸重 10 トン ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が 1・8 メートル未満である場合にあっては 18 トン(隣り合う車軸に係る軸距が 1・3 メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・5 トン以下である場合にあっては、19 トン)、1・8 メートル以上である場合にあっては 20 トン ニ 輪荷重 5 トン (3) 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 4・1 メートル、その他の道路を通行する車両にあっては 3・8 メートル (4) 長さ 12 メートル (5) 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて 12 メートル道路法 2 バン型のセミトレーラ連結車(自動車と前車軸を有しない被けん引車と

	の結合体であつて、被けん引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被けん引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によって支えられるものをいう。以下同じ。)、タンク型のセミトレーラ連結車、幌(ほろ)枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車(自動車と一の被けん引車との結合体であつて、被けん引車及びその積載物の重量が自動車によって支えられないものをいう。以下同じ。)で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌(ほろ)枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、前項の規定にかかわらず、高速自動車国道を通行するものにあつては 36 トン以下、その他の道路を通行するものにあつては 27 トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする。 3 高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車又はフルトレーラ連結車で、その積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみ出していないものの長さの最高限度は、第 1 項の規定にかかわらず、セミトレーラ連結車にあつては 16・5 メートル、フルトレーラ連結車にあつては 18 メートルとする。 (車両についての制限の基準) 第 4 条 法第 47 条第 4 項の車両についての制限に関する基準は、次条から第 12 条までに定めるとおりとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 47 条の 3 第 1 項
	車両制限令第 3 条;第 4 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路に関する必要な措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 （車両の通行に関する措置） 第 47 条の 14（略） 2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第 47 条第 4 項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 車両制限令 （車両についての制限の基準） 第 4 条 法第 47 条第 4 項の車両についての制限に関する基準は、次条から第 12 条までに定めるとおりとする。 （幅の制限） 第 5 条 市街地を形成している区域(以下「市街地区域」という。)内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員(歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が 1 メートル未満(トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0・5 メートル未満)のものにあっては、当該道路の路面の幅員から 1 メートル(トンネル、橋又は高架の道路にあっては、0・5 メートル)を減じたものとする。以下同じ。)から 0・5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。 2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0・5 メートルを減じたものの 2 分の 1 をこえないものでなければならない。 3 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についての前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「0・5 メートルを減じたもの」とあるのは「1 メートルを減じたもの」と、第 2 項中「0・5 メートル」とあるのは「1・5 メートル」とする。 第 6 条 市街地区域外の道路(道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以下次項において同じ。)で、一方通

	行とされているもの又はその道路におおむね 300 メートル以内の区間ごとに待避所があるもの(道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。)を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から 0・5 メートルを減じたものをこえないものでなければならない。 2 市街地区域外の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の 2 分の 1 をこえないものでなければならない。 (総重量、軸重及び輪荷重の制限) 第 7 条 道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)第 23 条第 2 項の基準(強度に係るものに限る。)に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。 2 融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。 3 前項の規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。(カタピラを有する自動車の制限)第 8 条 舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。 (1) その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合 (2) その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合 (3) その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合 (路肩通行の制限) 第 9 条 歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩(路肩が明らかでない道路にあつては、路端から車道寄りの 0・5 メートル(トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0・25 メートル)の幅の道路の部分)にはみ出してはならない。 (通行方法の制限) 第 10 条 第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定を受けた道路について、高さが 3・8 メートルを超え 4・1 メートル以下の車両に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められ

	る路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。 2 第 7 条第 2 項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。 (幅の制限の特例) 第 11 条 道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、第 5 条及び第 6 条の規定は、適用しない。 (1) 道路が破損し、又は欠壊している場合 (2) 道路に関する工事が行なわれている場合 (3) 車両の通行が著しく停滞している場合 2 道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあっては、方面公安委員会)の意見をきかなければならない。(特殊な車両の特例)第 12 条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第 3 条に規定する最高限度をこえず、かつ、第 5 条から第 12 条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 47 条の 3 第 2 項
	車両制限令第 4 条;第 5 条;第 6 条;第 7 条;第 8 条;第 9 条;第 10 条;第 11 条;第 12 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	原因者への工事費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 （原因者負担金） 第 58 条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 58 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	原因者への工事費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 (附帯工事に要する費用) 第 59 条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第 32 条第 1 項及び第 3 項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第 35 条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。 3 道路管理者は、第 1 項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 59 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	工作物管理者への費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 （他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用） 第 60 条 第 21 条の規定によって道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 60 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	受益者への工事費用負担命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	将来的に処分が見込めず、あらかじめ基準を設定する実益がない。 【参照条文】道路法第 61 条 道路管理者は、道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	許可等の取消し、工作物除却命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 (道路管理者等の監督処分) 第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者 2～7 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	道路法第 71 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	やむを得ない必要が生じた場合における許可等の取消し、工作物除却命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	事案ごとの裁量が大きく、条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 【参照条文】 道路法 （道路管理者等の監督処分） 第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 （1） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 （2） この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 （3） 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者 2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 （1） 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 （2） 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 （3） 前 2 号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合 3～7（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	負担金等の督促
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 （負担金等の強制徴収） 第 73 条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 2～5（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 73 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路予定区域における道路占用料の徴収(第 39 条第 1 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法施行令 (指定区間内の国道に係る占用料の額) 第 19 条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち特定連結路付属地に設けるもの及び同条第 13 号掲げる施設にあっては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第 1 項及び別表の備考第 9 号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)の合計額とする。 2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位

	の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該年度において道外道路を占用させることにつき課されるべき消費税額に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）の合計額とする。 3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 (1) 応急仮設住宅 (2) 法第 35 条に規定する事業(前条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業に係るもの (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設 (4) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件 (5) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 17 条第 1 項に規定する都市計画において定められた路外駐車場 (6) 前各号に掲げるもののほか、前 2 項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの 4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第 39 条第 2 項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。 (指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法) 第 19 条の 2 指定区間内の国道に係る占用料は、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から一月以内に納入告知書(法第 13 条第 2 項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあっては、納入通知書)により一括して徴収す

	るものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第 71 条第 2 項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。 3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前 2 項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第 39 条第 2 項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。 大和高田市道路占用料条例 (占用料の額) 第 2 条 前条の占用料の額は、別表のとおりとする。 【参照条文】 道路法 (占用料の徴収) 第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2 (略) (道路予定区域) 第 91 条 (略) 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきものの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2、第 47 条の 10、第 48 条、第 71 条から第 73 条まで、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	道路法施行令第 19 条;第 19 条の 2
	大和高田市道路占用料条例第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路予定区域における原状回復に係る措置の指示(第 40 条第 2 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 (原状回復) 第 40 条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 【参照条文】 道路法 (道路予定区域) 第 91 条 (略) 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45、(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	道路法第 40 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第 44 条第 4 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	事案ごとの裁量が大きく、条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 【参照条文】 道路法 （沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務） 第 44 条（略） 2(略) 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路予定区域内での措置命令(第 48 条第 2 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	事案ごとの裁量が大きく、条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 【参照条文】 道路法 (道路保全立体区域内の制限) 第 48 条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3・4 (略) (道路予定区域) 第 91 条 (略) 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45、(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。) 第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路予定区域での行為の中止、物件の除却等の命令(第 48 条第 4 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	事案ごとの裁量が大きく、条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 【参照条文】 道路法 (道路保全立体区域内の制限) 第 48 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であって、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。(道路予定区域) 第 91 条 (略)2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45、(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除却命令等(第 71 条第 1 項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法 (道路管理者等の監督処分) 第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可を受けた者 2～7 (略) 【参照条文】 道路法 (道路予定区域) 第 91 条 (略) 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45、(第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。)、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2 (第 2 項を除く。)、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続

備考	
根拠規定	道路法第 71 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	やむを得ない必要が生じた場合における道路予定区域における許可等の取消し、工作物除却命令等(第71条第2項準用)
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	事案ごとの裁量が大きく、条文に定める以外の基準を設定することは困難である。 【参照条文】 道路法 (道路管理者等の監督処分) 第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者 2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合 3～7 (略) (道路予定区域) 第91条 (略) 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきも

	の(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2、第 47 条の 10、第 48 条、第 71 条から第 73 条まで、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	土木管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	道路占用料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	道路法施行令 (指定区間内の国道に係る占用料の額) 第 19 条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち特定連結路付属地に設けるもの及び同条第 13 号掲げる施設にあっては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第 1 項及び別表の備考第 9 号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)の合計額とする。 2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が 1 月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位

	の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該年度において道外道路を占用させることにつき課されるべき消費税額に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）の合計額とする。 3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 (1) 応急仮設住宅 (2) 法第 35 条に規定する事業(前条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業に係るもの (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設 (4) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件 (5) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 17 条第 1 項に規定する都市計画において定められた路外駐車場 (6) 前各号に掲げるもののほか、前 2 項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの 4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第 39 条第 2 項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。 (指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法) 第 19 条の 2 指定区間内の国道に係る占用料は、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から一月以内に納入告知書(法第 13 条第 2 項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあっては、納入通知書)により一括して徴収す

	るものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第 71 条第 2 項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。 3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前 2 項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第 39 条第 2 項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。 大和高田市道路占用料条例 （占用料の額） 第 2 条 前条の占用料の額は、別表のとおりとする。 【参照条文】 道路法 （占用料の徴収） 第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 2（略） （道路予定区域） 第 91 条（略） 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきものの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2、第 47 条の 10、第 48 条、第 71 条から第 73 条まで、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3・4（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	道路法施行令第 19 条;第 19 条の 2
	大和高田市道路占用料条例第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	指定地域密着型サービス事業者の指定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(指定地域密着型サービス事業者の指定)第78条の2 第42条の2 第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が29人以下であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。2・3 (略)4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第42条の2 第1項本文の指定をしてはならない。(1) 申請者が法人でないとき。(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4 第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。(3) 申請者が、第78条の4 第2項又は第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。(4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。(5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(5)の2 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第79条第2項第4号の2、第115条の12 第2項第5号の2 及び第115条の22 第2項第4号の2 において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第79条第2項第4号の2、第

	115 条の 12 第 2 項第 5 号の 2 及び第 115 条の 22 第 2 項第 4 号の 2 において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。(6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。))が、第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。(6)の 2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。))が、第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。))を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。(6)の 3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。))が、第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。(7) 申請者が、第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係

	る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。(8) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。(9) 申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はヘ(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はヘ)のいずれかに該当する者があるとき。イ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者ロ 第 5 号又は前号に該当する者ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第 79 条第 2 項第 8 号ハ、第 86 条第 2 項第 7 号ハ、第 115 条の 12 第 2 項第 9 号ハ及び第 115 条の 22 第 2 項第 8 号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第 79 条第 2 項第 8 号ハ、第 86 条第 2 項第 7 号ハ、第 115 条の 12 第 2 項第 9 号ハ及び第 115 条の 22 第 2 項第 8 号ハにおいて同じ。)を引き続き滞納している者ニ 第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものホ 第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものヘ 第 7 号に規定する期間内に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前 60 日以内にその役員等であつた者で当該届出又は

	指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの 5 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしないことができる。(1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第 78 条の 10 第 2 号から第 5 号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。(1)の 2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第 78 条の 10 第 2 号から第 5 号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。(1)の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第 78 条の 10 第 2 号から第 5 号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。(2) 申請者が、第 78 条の 10 第 2 号から第 5 号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。(2)の 2 申請者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第 78 条の 10 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。(3) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。イ 第 78 条の 10 第 2 号から第 5 号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものロ 第 2 号に規定する期間内に第 78 条の 5 第 2 項の規定

	による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前 60 日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないもの(4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第 1 項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第 117 条第 2 項第 1 号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。6 市町村長は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行おうとするとき又は前項第 4 号の規定により同条第 1 項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。7 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項、第 5 項、第 6 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法 (指定地域密着型サービス事業者の指定) 第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が 29 人以下であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。 2・3 (略) 4 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。 (1) 申請者が法人でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 78 条の 4 第 1 項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第 4 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 (3) 申請者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 4 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。 (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。 (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5)の 2 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第 79 条第 2 項第 4 号の 2、第 115 条の 12 第 2 項第 5 号の 2 及び第 115 条の 22 第 2 項第 4 号の 2 において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日まで

	に、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第79条第2項第4号の2、第115条の12第2項第5号の2及び第115条の22第2項第4号の2において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。 (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 (6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのう

	ち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 (7) 申請者が、第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第 78 条の 8 の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 (8) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 (9) 申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はへ(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はへ)のいずれかに該当する者があるとき。 イ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ロ 第 5 号又は前号に該当する者 ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第 79 条第 2 項第 8 号ハ、第 86 条第 2 項第 7 号ハ、第 115 条の 12 第 2 項第 9 号ハ及び第 115 条の 22 第 2 項第 8 号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第 79 条第 2 項第 8 号ハ、第 86 条第 2 項第 7 号ハ、第 115 条の 12 第 2 項第 9 号ハ及び第 115 条の 22 第 2 項第 8 号ハにおいて同じ。)を引き続き滞納している者 ニ 第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日か

	ら起算して五年を経過しないもの ホ 第 78 条の 10(第 2 号から第 5 号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものへ 第 7 号に規定する期
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 12 第 1 項、2 項、第 3 項、第 4 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	支給の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市介護用品支給事業実施規則(対象者)第 2 条 介護用品の支給を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するおおむね 65 歳以上の在宅で介護を受ける高齢者とする。(1) 市内に居住している者(2) 市町村民税非課税世帯に属している者(3)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)において要介護 3 以上と認定されている者。ただし、要介護 3 と認定されている者については、次に掲げる基準に該当する者に限る。ア 要介護認定における認定調査票の調査項目のうち「排尿」又は「排便」の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する者イ 支給申請時において、要介護認定における認定調査票の調査項目のうち「排尿」又は「排便」の項目について職員による確認により必要性が認められる者【参照条文】○大和高田市介護用品支給事業実施規則(支給申請及び決定)第 4 条 介護用品の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護用品支給申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者本人が申請手続きをすることができないときは、その者を介護する者が代わって申請することができる。2 市長は、前項の申請があったときは、介護用品の支給の適否を審査し、介護用品支給決定通知書(様式第 2 号)又は介護用品支給却下通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。3 市長は、前項の規定により、支給決定をしたときは、事業者に対して、必要書類を送付するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市介護用品支給事業実施規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱(対象者)第3条 短期宿泊事業を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するおおむね65歳以上の在宅の高齢者とする。(1) 市内に居住している者(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護又は要支援の認定を受けていない者、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象者としなない。(1) 伝染性疾患の患者又は入院加療が必要と認められる者(2) 施設の秩序を乱すおそれがあると認められる者(3) 施設管理上著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる者、前項の規定にかかわらず、市長は、生命、身体又は財産の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その者を対象者とみなすことができる。(利用要件)第4条 短期宿泊事業の利用は、対象者が次のいずれかに該当する場合とする。(1) 虐待等が原因で一時的に養護する必要があると認められるとき。(2) 認知症等による症状が原因で在宅生活が困難であると認められるとき。(3) 前2号に掲げるもののほか、短期宿泊事業の利用が必要であると市長が認めるとき。【参照条文】○大和高田市高齢者短期宿泊事業実施規則(利用申請及び決定)第7条 短期宿泊事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、大和高田市短期宿泊事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。(1) 心身状況表(様式第2号)(2) 医師の証明書(様式第3号)2 市長は、前項の申請があったときは、短期宿泊事業の利用の適否を審査し、当該事業の利用を適当と認めるときは、大和高田市短期宿泊事業利用決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14日
備考	
根拠規定	大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱第3条;第4条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(勧告、命令等)第 78 条の 9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(1) 第 78 条の 2 第 7 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 78 条の 4 第 1 項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。(3) 第 78 条の 4 第 2 項又は第 4 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。(4) 第 78 条の 4 第 6 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。2～4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号の規定による適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 78 条の 9 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(指定の取消し等)第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(1) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 9 号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。(2) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 5 項第 3 号に該当するに至ったとき。(3) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 7 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。(4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 78 条の 4 第 1 項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第 4 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。(5) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 4 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。(6) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。(7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第 28 条第 5 項(第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。第 84 条、第 92 条、第 104 条及び第 114 条において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。(8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。(9) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業

	者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。(11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。(13) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。(14) 指定地域密着型サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 78 条の 10

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(勧告、命令等)第 115 条の 18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第 115 条の 12 第 5 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 14 第 1 項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。(3) 第 115 条の 14 第 2 項又は第 4 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。(4) 第 115 条の 14 第 6 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。2 (略)3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 18 第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(指定の取消し等)第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第5号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第3項第3号に該当するに至ったとき。(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第5項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、

	この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 19

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	支給の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市介護用品支給事業実施規則(異動の届出及び支給の取消し)第6条 (略)2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護用品の支給を取り消すことができる。(1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。(2) 詐欺その他不正の行為により介護用品の支給を受けたとき。(3) その他市長が不相当と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市介護用品支給事業実施規則第6条第2項

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	経費の返還命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市介護用品支給事業実施規則(不正使用等の禁止)第 7 条 市長は、利用者が支給を受けた介護用品を不正に使用し、譲渡等したとき又は前条第 3 号に該当したときは、当該利用者に対し当該支給に要した経費の全部又は一部を返還させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市介護用品支給事業実施規則第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用の廃止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱（利用決定の取消し）第 7 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、短期宿泊事業の利用の決定を取り消すものとする。（１）第 3 条に規定する対象者要件に該当しなくなったとき。（２）第 4 条に規定する利用要件に該当しなくなったとき。（３）その他短期宿泊事業の利用を継続することが困難と市長が認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱第 7 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市緊急通報システム事業実施規則（対象者及び対象事業）第 4 条 緊急通報システム事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１） 65 歳以上の単身世帯に属する者又はこれに準ずる世帯（同居者の就労又は就学により継続的に日中において独居となる世帯を除く。）に属する者として市長が認めたもの（２） 単身世帯の重度身体障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 に規定する 1 級又は 2 級に該当する身体障害者をいう。）又はこれに準ずる世帯（日中独居世帯を含む。）に属する者として市長が認めたもの）大和高田市緊急通報システム事業実施規則（利用の申請）第 5 条 緊急通報システム事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム事業利用申請書（様式第 1 号）に利用誓約書（様式第 2 号）及び協力員承諾書（様式第 3 号）を添付して、市長に提出しなければならない。2 申請者は、前項の申請に当たり、緊急通報システム事業の内容を説明した上で承諾を得た協力員を 1 名以上確保しなければならない。大和高田市緊急通報システム事業実施規則（利用の決定）第 6 条 市長は、申請の内容を審査した上、その利用の可否を決定し、申請書を受理した日から 30 日以内に、緊急通報システム事業利用決定通知書（様式第 4 号）又は緊急通報システム事業利用却下通知書（様式第 5 号）により申請者に通知しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市緊急通報システム事業実施規則第 5 条
	（平成 14 年 12 月 27 日規則第 63 号）

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用の解除
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市緊急通報システム事業実施規則（利用の解除）第 11 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム事業の利用を解除するものとする。（１） 利用者が第 4 条第 1 項各号に掲げる条件に該当しなくなったとき。（２） 第 5 条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。（３） 前条第 2 号（緊急通報システム事業の利用を辞退するとき。）の規定による届出があったとき。 2 市長は、前項の規定により緊急通報システム事業の利用を解除したときは、緊急通報システム事業利用解除通知書（様式第 6 号）により利用者に通知し、貸与した緊急通報装置を回収するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	利用手続
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱（対象者）第3条 事業の対象者は、認知症高齢者等であって、本市に住所を有するものとする。ただし、認知症高齢者等が別表に掲げる施設又は医療機関に入所し、若しくは入院しているときは、事業の対象者とししない。大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱（利用手続）第5条 事業を利用しようとする者は、大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。2 申請者は、前項の規定による申請を行う場合において、緊急連絡先を1人以上確保するものとする。大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱（利用決定等）第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否について大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱第5条
	（令和3年8月13日告示第119号）

審査基準・処分基準票

所管部署名	地域包括ケア推進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	利用決定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱（利用決定の取消し）第11条 市長は、利用決定者が虚偽その他不正の手段により利用決定を受けた場合は、当該利用決定を取り消すことができる。2 前項の規定による取消しを行った場合の通知は、前条第3項に定めるところによる。（大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱第10条第1項第3号 市長は、前項の規定により見守りを終了したときは、大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業利用解除通知書（様式第5号）により利用決定者に通知するものとする。）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7日
備考	
根拠規定	大和高田市高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱第10条第1項第3号

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(使用の許可)第 4 条 センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 (略)※許可申請時において、条例第 5 条各号に該当すると認めるときは、使用が制限されることがある。(使用の制限)第 5 条 教育委員会は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、又は停止することができる。(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。(2) センターを汚損するおそれがあるとき。(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。(4) 管理上支障があるとき。(5) その他教育委員会が不適當と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則(使用料の減免)第7条 条例第10条に規定する使用料の減免は、次のとおりとする。(1) 市又は教育委員会が使用するとき 全額(2) 国又は県が市民を対象として使用するとき 全額(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく市内の学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に基づく団体又は社会福祉協議会に属する団体が使用するとき 全額(4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 教育委員会が必要と認める額2(略)【参照条文】○大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(使用料の減免)第10条 教育委員会は、必要と認めるときは、第8条の使用料を減免することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5日
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則第7条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則(使用料の還付)第8条 条例第11条に規定する使用料の還付は、次のとおりとする。(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、センターを使用することができないとき。(2) 教育委員会が公益上の都合により、センターの使用許可を取り消したとき。(3) 使用者が使用許可の取消しを申し出た場合で、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。2 (略)【参照条文】(使用料の還付)第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則第8条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特別の設備の使用許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(設備)第 13 条 使用者は、センターの使用に際し、特別な設備を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。※特別の設備の使用許可は、センターの使用制限の要件に該当しない場合に認めるものとする。【参照条文】○大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(使用の制限)第 5 条 教育委員会は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、又は停止することができる。(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。(2) センターを汚損するおそれがあるとき (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。(4) 管理上支障があるとき。(5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例第 13 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	許可事項変更の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則(申請事項の変更)第6条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5 日
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市中央公民館管理運営規則(使用の申請)第3条 (略)2 (略)3 教育委員会は、中央公民館の使用を許可したときは、大和高田市中央公民館使用許可書(様式第2号)を交付する。4・5 (略)(使用許可の禁止)第4条 教育委員会は、使用申請の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。(1) 専ら営利を目的とするとき。(2) 公益を害するおそれがあるとき。(3) 施設、設備を損傷する等管理上支障があると認めたとき。(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。 (5) その他教育委員会において支障があると認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3日
備考	
根拠規定	大和高田市中央公民館管理運営規則第4条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	現状変更の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市文化財保護条例(現状変更等の制限)第9条 市指定文化財の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。※過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則(使用の申請)第4条 校区公民館を使用しようとする者は、大和高田市立(土庫・菅原・陵西)公民館使用申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。2 前項の申請は、使用しようとする日の1月前から3日前までにしなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。3 委員会は、校区公民館の使用を許可したときは大和高田市立(土庫・菅原・陵西)公民館使用許可書(様式第2号)を交付する。4 委員会は、前項の許可書交付後に市の公の行事が生じた場合は、使用者に使用日時又は使用場所を変更させることができる。5 校区公民館の使用期間は、7日を超えることができない。ただし、委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。※許可しない要件については、大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則第5条において定めている。(使用許可の禁止)第5条 委員会は、使用申請の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。(1) 専ら営利を目的とするとき。(2) 公益を害するおそれがあるとき。(3) 施設、設備を損傷する等管理上支障があると認めたとき。(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。(5) その他委員会において支障があると認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3日
備考	
根拠規定	大和高田市立土庫公民館・菅原公民館・陵西公民館管理運営規則第5条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	公民館の事業・行為の停止命令
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	社会教育法(公民館の運営方針)第 23 条 公民館は、次の行為を行つてはならない。(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。(公民館の事業又は行為の停止)第 40 条 公民館が第 23 条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	社会教育法第 23 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し等
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(使用許可の取消し等)第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、センターの使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。(1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。(2) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。(3) センターが災害その他の理由により使用できなくなったとき。(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(使用料)第 8 条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市・葛城コミュニティセンター条例第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	生涯学習課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	図書利用の制限
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立図書館規則(利用の制限)第98条 教育委員会は、この規則の規定に違反した者に対しては、図書の利用を一時停止し、又は禁止することができる。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市立図書館規則第98条

審査基準・処分基準票

所管部署名	財政課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	延滞金の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(延滞金の減免)第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞金を減免することができる。(1) 災害により納付の資力を失ったとき。(2) その他市長においてやむを得ない事情があると認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第5条

審査基準・処分基準票

所管部署名	財政課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	手数料の還付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市手数料条例(徴収の時期及び還付)第3条 (略)2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	大和高田市手数料条例第3条第2項

審査基準・処分基準票

所管部署名	財政課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	手数料の免除
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市手数料条例(手数料の免除)第 5 条 次に掲げるものについては、手数料を免除することができる。(1) 法令の規定により取り扱うもの(2) 国又は地方公共団体から事務上の必要により請求があったとき。(3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている者から手数料免除の申請があったとき。(4) その他市長が免除を必要と認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市手数料条例第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	財政課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	督促手数料及び延滞金の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(延滞金)第 3 条 税外収入金の納付義務者は、当該税外収入金を納期限後に納付する場合においては、当該税外収入金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。2 前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入金の額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。3 前 2 項の規定により計算した延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。4 第 1 項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第 3 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	財政課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	手数料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市手数料条例(手数料の名称及び金額等)第 2 条 徴収する手数料の名称、金額等は、別表のとおりとする。2 公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付及び閲覧は、市長（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条の規定に基づき審理員（同法第 9 条第 3 項の規定により読み替える場合においては、審査庁。他の法律において準用する場合においては、当該法律の規定により読み替えられたもの。この項において同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第 81 条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。この条、第 5 条及び第 7 条において同じ。）が公衆に示しても支障がないと認めたものに限る。3 手数料は、別表に定めがあるもののほか、1 申請又は 1 請求を 1 件としてこれを徴収する。ただし、次に掲げる手数料の徴収については、この限りでない。 （１） 複数の事項を一括して申請又は請求があつたときは、各事項ごとに 1 件とする。 （２） 同一事項について 2 通以上の申請又は請求があつたときは、1 通を 1 件とする。 （３） 数人を列記し、各々その者に対して証明するときは、1 人を 1 件とする。 （４） その他市長が特に必要と認める場合は、別に定める方法による。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市手数料条例第 2 条;第 3 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	財政課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市手数料条例(過料)第 6 条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市手数料条例第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	健康増進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市保健センターの施設を使用しようとする者は、条例第3条第1項の規定により施設の使用許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。施設の使用許可に係る申請(許可を受けた事項の変更を含む。)があったときは、その内容を審査し、条例第4条各号のいずれにも該当しないときは、施設の使用許可を決定する。条例第4条のうち第3号及び第5号に規定する使用を不許可とする事由について、次のとおり例示する。 条例第4条のうち第3号及び第5号については、使用の取消し事由について、次のとおり例示する。 ①条例第4条第3号に規定する「その使用が営利を目的とすると認められるとき」を例示する。 ・商品(役務の提供を含む。)の宣伝、展示、販売その他これに類する目的として利用するとき ・参加者から入場料その他費用を徴収する催物にあっては、当該費用の金額が類似する他の催物等において徴収する費用の額に比して高額であるとき ②条例第4条第5号に規定する「センターの管理運営上支障があると認められるとき」を例示する。 ・利用者数が施設の収容能力を超過する催物を開催するとき ・人の密集により感染症がまん延するおそれがある等公衆衛生上支障があるとき ・施設の点検・補修等、施設の維持に係る作業を要するとき (参照条文) 条例第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 条例第4条 市長は、前条の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。 (1) その使用がセンターの設置の目的に反すると認められるとき。 (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

	(3) その使用が営利を目的とすると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (5) センターの管理運営上支障があると認められるとき。 (6) その他市長が不適當と認めるとき。 条例施行規則第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、次に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、大和高田市保健センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 (1) 多目的ホール (2) 栄養指導室 (3) 健康教育室 (4) 会議室 (5) プレイルーム (6) 歯科検診室 (7) 集団検診室 2 使用許可の申請期間は、使用日の1月前から7日前までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、条例第4条各号のいずれにも該当しないときは大和高田市保健センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。 4 市長は、第1項の規定による申請を不許可と決定したときは、大和高田市保健センター使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。 5 第3項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、大和高田市保健センター使用変更許可申請書（様式第4号）に大和高田市保健センター使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。 6 市長は、前項の申請書を審査し、適當と認めたときは、大和高田市保健センター使用変更許可書（様式第5号）を交付するものとする。 条例施行規則第6条 市長は、1日に4時間を超える使用、引き続き2日以上の使用又は定期に日時若しくは曜日を指定して行う使用に係る申請があったときは、これを許可しない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市保健センター条例第3条及び第4条
	大和高田市保健センター条例施行規則第5条及び第6条

審査基準・処分基準票

所管部署名	健康増進課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	予防接種健康被害救済給付の支給又は不支給の決定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	定期の予防接種等を受けた者であつて、予防接種による健康被害(疾病、障害又は死亡)を受けたと厚生労働大臣の認定若しくは否認を受けたものに対して、予防接種健康被害救済給付の支給又は不支給を決定する。市長による当該処分は、厚生労働大臣の認定若しくは否認に拘束されるため、具体的な審査基準は設定しないものとする。 (参照条文)第 15 条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第 17 条に定めるところにより、給付を行う。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	市長による当該処分は、厚生労働大臣の認定若しくは否認に拘束されるため、具体的な標準処理期間は設定しないものとする。
備考	
根拠規定	予防接種法第 15 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	健康増進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市保健センターの施設の使用者が条例第3条第2項の規定により付された条件に違反したときや条例第4条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたときは、条例第5条の規定により使用の許可を取り消すものとする。条例第4条のうち第3号及び第5号に規定する使用の取消し事由について、次のとおり例示する。 ①条例第4条第3号に規定する「その使用が営利を目的とすると認められるとき」を例示する。 ・商品(役務の提供を含む。)の宣伝、展示、販売その他これに類する目的として利用するとき ・参加者から入場料その他費用を徴収する催物にあっては、当該費用の金額が類似する他の催物等において徴収する費用の額に比して高額であるとき ②条例第4条第5号に規定する「センターの管理運営上支障があると認められるとき」を例示する。 ・利用者数が施設の収容能力を超過する催物を開催するとき ・人の密集により感染症がまん延するおそれがある等公衆衛生上支障があるとき ・施設の点検・補修等、施設の維持に係る作業を要するとき (参照条文) 条例第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 条例第4条 市長は、前条の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。 (1) その使用がセンターの設置の目的に反すると認められるとき。 (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) その使用が営利を目的とすると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

	(5) センターの管理運営上支障があると認められるとき。 (6) その他市長が不適當と認めるとき。 条例第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。 条例施行規則第8条 市長は、条例第5条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用の許可を取り消すものとする。 (1) 条例第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。 (2) 条例第4条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市保健センター条例第4条及び第5条
	大和高田市保健センター条例施行規則第8条

審査基準・処分基準票

所管部署名	健康増進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	予防接種健康被害救済給付における損害賠償を受けた場合の給付相当額の返還
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	予防接種健康被害救済給付を既に受けている者が同一の事由について損害賠償(定期の予防接種等による健康被害について損害賠償責任を負う者その他関係者より現に当該健康被害に対する損害や損失を賠償する趣旨により支払われる金銭給付等をいう。)を受けたときは、損害賠償の価格の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。公平、公正の観点から特段の事情が認められない限りは、原則として、法第18条第2項の要件を満たす場合には返還の措置を講じるものとする。なお、予防接種による健康被害に対する国家賠償請求にて賠償が認められ、その賠償から予防接種健康被害救済給付の額が控除されている場合には、返還は不要とする。 (参照条文)第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	予防接種法第18条第2項

審査基準・処分基準票

所管部署名	健康増進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	予防接種健康被害救済給付における不正利得の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	偽りその他不正の手段により予防接種健康被害救済給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。公平、公正の観点から特段の事情が認められない限りは、原則として、法第 19 条第 1 項の要件を満たす場合には徴収の措置を講じるものとする。 なお、「相当する金額の全部又は一部を徴収する」とは偽りその他不正の手段により支給された部分の全額を徴収することを意味し、情状により一部の金額のみを徴収することを意味するのではない。 (参照条文) 第 19 条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	予防接種法第 15 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	健康増進課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	予防接種健康被害救済給付における年金受給者への診断命令、報告徴取又は年金の一時差し止め
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	予防接種健康被害救済給付のうち障害年金若しくは障害児養育年金について、受給者が法令に基づく手続を怠っている、受給者が行った届出等の内容に疑義がある場合等の年金の適正な支給を図るために特に必要と認める場合には、受給者に対して医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。受給者が命令に従わず、又は報告をしないときは、障害児若しくは障害者が重篤な病気等により診断を受けられない等の正当な理由がない限り、年金の支給を一時差し止めることができる。 (参照条文) 第 16 条 市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、予防接種に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。 2 予防接種に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。 第 23 条 第 16 条の規定は、法第 16 条第 2 項第 3 号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	予防接種法施行令第 16 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	災害の拡大防止措置の指示
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 次のいずれかに該当するときは、災害を拡大するおそれのある設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対して、必要な措置をとることを指示することができる。(1) 災害に関する予報又は警報が発せられている場合において、その規模、程度その他の状況を総合的に判断し、放置することによって倒壊、損壊その他の被害が生じるおそれがある設備又は施設で、当該倒壊等によって次に掲げる事態が発生するおそれがあるとき。ア 人命に危害を及ぼすとき。イ 災害が発生した場合に応急措置又は住民の避難に著しく支障が生じるとき。ウ 他の設備又は施設に著しく被害を及ぼすとき。(2) 火災の規模、延焼の状況、飛び火の状況、天候の状況その他火災の状況を総合的に判断し、火災が拡大するおそれがある場合において、放置することによって爆発その他の危険を発生させ、又は火災を著しく拡大するおそれのある危険物又は大量の可燃物を保管する設備又は施設で、延焼の方向、火災の規模その他の状況により防災上必要があると市長が認めたとき。(3) 水防に関する予報又は警報が発せられている場合に、その規模、程度その他の状況を総合的に勘案し、放置することによって河川その他の水防の障害となるおそれがあるとき。2 「災害を拡大するおそれのある設備又は物件」とは例えば、洪水に際して、多大な被害を生じさせる流木のようなものを、「必要な措置」とは、補修、補強、移動等をいう。【参照条文】災害対策基本法(市町村長の事前措置等)第 59 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	
根拠規定	災害対策基本法第 59 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	応急措置業務への従事命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。2・3（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・ 不利益処分	不利益処分
処分名	居住者等への水防業務従事命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	水防法(居住者等の水防義務)第 24 条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。※水防法第 24 条中「水防のためやむを得ない必要があるとき」とは、洪水、豪雨等の被害による具体的な危険が、現に発生している場合又は明らかにその発生が予知される場合であつて、当該命令が客観的に妥当であると判断されるときである。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	災害弔慰金の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害傷害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害傷害見舞金の額を控除した額とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	個々の事案により大きく異なるため設定困難
備考	
根拠規定	大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	危機管理室危機管理課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	災害障害見舞金の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	個々の事案により大きく異なるため設定困難
備考	
根拠規定	大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	要介護認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(要介護認定)第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。3 市町村は、第 1 項の申請があつたときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。4 市町村は、第 2 項の調査(第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)の結果、前項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第 1 項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。(1) 第 1 号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分(2) 第 2 号被保険者 要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。5～12 (略)法第 27 条第 4 項で準用する法第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定による省令第 36 条の規定による。○介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日

備考	
根拠規定	介護保険法第 27 条第 1 項、第 2 項
	介護保険法施行規則第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	指定居宅介護支援事業者の指定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（指定居宅介護支援事業者の指定）第 79 第 46 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 46 条第 1 項の指定をしてはならない。（1）申請者が市町村の条例で定める者でないとき。（2）当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。（3）申請者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。（3 の 2）申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。（4）申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。（4 の 2）申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。（4 の 3）申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。（5）申請者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して

	当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。(5の2) 申請者と密接な関係を有する者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。(6) 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。(6の2) 申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第84条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。(6の3) 第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。(7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。(8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。(9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法法令
	平成 9 年号外法律第 123 号第 35 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(勧告、命令等)第 83 条の 2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。(2) 第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。(3) 第 81 条第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。）について、第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 29 条の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	介護保険法第 83 条の 2 第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定居宅介護支援事業者の指定取消し、指定の効力停止
処分権者名	
審査基準・処分基準	介護保険法（指定の取消し等）第 84 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第 46 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(1) 指定居宅介護支援事業者が、第 79 条第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号（同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第 9 号（同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。(3) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。(5) 第 28 条第 5 項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。(6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。(7) 指定居宅介護支援事業者が、第 83 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。(8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 83 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第四十六条第一項の指定を受けたとき。(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。(12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。2 市町村長

	は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第 28 条第 5 項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。）について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 84

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	住所移転後の要介護認定及び要支援認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（住所移転後の要介護認定及び要支援認定）第 36 条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から 14 日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第 27 条第 4 項及び第 7 項前段又は第 32 条第 3 項及び第 6 項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	介護給付等対象サービスの種類指定変更
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(介護給付等対象サービスの種類の指定)第 37 条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第 29 条第 2 項において準用する第 27 条第 7 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定又は第 33 条の 2 第 2 項において準用する第 32 条第 6 項若しくは第 33 条の 3 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をするに当たっては、第 27 条第 5 項第 1 号（第 28 条第 4 項、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 32 条第 4 項第 1 号（第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項及び第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る認定審査会の意見に基づき、当該認定に係る被保険者が受けることができる居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービスの種類を指定することができる。この場合において、市町村は、当該被保険者の被保険者証に、第 27 条第 7 項後段（第 28 条第 4 項及び第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 30 条第 1 項後段若しくは第 35 条第 4 項後段又は第 32 条第 6 項後段（第 33 条第 4 項及び第 33 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 33 条の 3 第 1 項後段若しくは第 35 条第 2 項後段若しくは第 6 項後段の規定による記載に併せて、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載するものとする。2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。3 (略)4 市町村は、第 2 項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。5 (略)法第 37 条第 4 項の「厚生労働省令で定めるところ」は、省令第 59 条第 3 項の規定による。○介護保

	険法施行規則(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)第 59 条 (略)2 (略)3 市町村は、第 1 項の申請を受けたときは、同項第 1 号に掲げる事項（個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第 2 号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第 27 条第 3 項から第 6 項まで（第 5 項後段を除く。）の規定の例による。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 37 条第 4 項
	介護保険法施行規則第 59 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	居宅介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	(居宅介護サービス費の支給) 第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。 ２ 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第六十二条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第六条、第八条又は第十一条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 ２ 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第十三条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 41 条第 1 項
	介護保険法施行規則第 62 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	地域密着型介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(地域密着型介護サービス費の支給) 第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	居宅介護サービス計画費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(居宅介護サービス計画費の支給) 第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。2～6（略）7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 （居宅介護サービス費の支給） 第四十一条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 介護保険法施行規則 （居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等） 第六十二条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第六条、第八条又は第十一条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第十三条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 46 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	施設介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（施設介護サービス費の支給） 第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。） 二 介護保健施設サービス 三 介護医療院サービス 2～6 略 7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 （居宅介護サービス費の支給） 第四十一条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下略 介護保険法施行規則 （施設介護サービス費の支給が必要と認める場合） 第八十条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費（法第四十八条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）は、第二十条に規定する要介護者に限り支給するものとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 48 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特定入所者介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（特定入所者介護サービス費の支給） 第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。 一 指定介護福祉施設サービス 二 介護保健施設サービス 三 介護医療院サービス 四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 五 短期入所生活介護 六 短期入所療養介護 介護保険施行規則 （法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） 第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を

	受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの イ 第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であつて、次の（１）から（３）までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合 千五百万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、五百万円） （１） 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。（２）及び（３）並びに第四号イ並びに次条第一項第六号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第四号イにおいて同じ。） （２） 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第

	三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。) (3) 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額 ロ 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、五百五十万円) ハ 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合 千六百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、六百五十万円) ニ 第二号被保険者(ホに掲げる者を除く。)である場合 二千万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、一千万円) ホ 令第二十二条の二の二第七項に規定する老齢福祉年金(以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有する者である場合 二千万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、一千万円) 二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費(法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 三 被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。) 四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法

	第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十) を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万九千円以下であること。 ロ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。 ハ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 ニ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあっては保険料の、第二号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 51 条の 3 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（介護予防サービス費の支給） 第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。2～6略 7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 以下略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 53 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	地域密着型介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（地域密着型介護予防サービス費の支給） 第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつており、かつ、その他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 介護保険法施行規則 （地域密着型介護予防サービス費の支給の要件） 第八十五条の二 法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。 イ 当該居宅要支援被保険者が法第五十八条第四項の規定により指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつており、かつ、

	ロ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。 ハ 当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービスを含む指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。 二 居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。 三 介護予防認知症対応型共同生活介護を受けるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項
	介護保険法施行規則第 85 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	介護予防サービス計画費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（介護予防サービス計画費の支給） 第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 58 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	高額医療合算介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。 2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 61 条の 2
	介護保険法施行令第 29 条の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特定入所者介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（特定入所者介護予防サービス費の支給） 第六十一条の三 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者（以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 一 介護予防短期入所生活介護 二 介護予防短期入所療養介護
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	要介護認定の更新
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(要介護認定の更新)第 28 条 (略)2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 (略)4 前条(第 8 項を除く。)の規定は、前 2 項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。5～10 (略)要介護更新認定については、法第 28 条第 4 項で準用する法第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定による省令第 36 条の規定による。○介護保険法(要介護認定)第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。○介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 27 条第 1 項、第 2 項
	介護保険法施行規則第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	要介護状態区分の変更の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(要介護状態区分の変更の認定)第 29 条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。2 第 27 条及び前条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。要介護状態区分の変更の認定については、法第 29 条第 2 項で準用する法第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定による省令第 36 条の規定による。○介護保険法(要介護認定)第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる○介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 27 条第 1 項、第 2 項;第 29 条
	介護保険法施行規則第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	要支援認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(要支援認定)第 32 条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第 150 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。3 市町村は、前項において準用する第 27 条第 2 項の調査(第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)の結果、前項において準用する第 27 条第 3 項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第 1 項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。(1) 第 1 号被保険者 要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分(2) 第 2 号被保険者 要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。4～9 (略)法第 32 条第 2 項で準用する法第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定による省令第 36 条の規定による。○介護保険法(要介護認定)第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる

	○介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 27 条第 1 項、第 2 項;第 32 条
	介護保険法施行規則第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	要支援認定の更新
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(要支援認定の更新)第 33 条 (略)2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができる。3 (略)4 前条(第 7 項を除く。)及び第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前 2 項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。5・6 (略)法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条第 2 項にて準用する法第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定による省令第 36 条の規定による。○介護保険法(要介護認定)第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に住所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。○介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 27 条第 1 項、第 2 項;第 33 条
	介護保険法施行規則第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	要支援状態区分の変更の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(要支援認定の更新)第 33 条 (略)2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができる。3 (略)4 前条(第 7 項を除く。)及び第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前 2 項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。5・6 (略)法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条第 2 項にて準用する法第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定による省令第 36 条の規定による。○介護保険法(要介護認定)第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に住所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。○介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 27 条第 1 項、第 2 項;第 33 条の 2
	介護保険法施行規則第 36 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例居宅介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法介護保険法（特例居宅介護サービス費の支給） 第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。 一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 四 その他政令で定めるとき。2～4（略） 法第42条第1項第4号に規定する「政令で定めるとき」は、政令第15条の規定による。 介護保険法施行令（特例居宅介護サービス費を支給する場合） 第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第二十二条の五及び第二十九条の五において同じ。）を受けた場合において、必要がある

	と認めるとき。 三 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 42 条第 1 項
	介護保険法施行令第 15 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例地域密着型介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法介護保険法（特例地域密着型介護サービス費の支給） 第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。 一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。2～4（略）法第42条の3第1項第3号に規定する「政令で定めるときは」、政令第15条の3の規定による。 介護保険法施行令（特例地域密着型介護サービス費を支給する場合） 第十五条の三 法第四十二条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 法第四十二条の三第一項第二号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第42条の3第1項
	介護保険法施行令第15条の3

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	居宅介護(予防)福祉用具購入費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。 4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えない。 5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。 7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号(介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて)
根拠規定	介護保険法第 44 条;第 56 条
	介護保険法施行規則第 70 条;第 73 条;第 89 条;第 92 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	居宅介護(予防)住宅改修費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 ２ 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 ３ 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。 ４ 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えない。 ５ 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。 ６ 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。 ７ 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。 ８ 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 ９ 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平

	成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号)・居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について(平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号)
根拠規定	介護保険法第 45 条;第 57 条
	介護保険法施行規則第 74 条 ; 第 76 条;第 93 条;第 95 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例居宅介護サービス計画費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（特例居宅介護サービス計画費の支給） 第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。 一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。2～5(略)法第 47 条第 1 項第 3 号に規定する「政令で定めるとき」は、介護保険法施行令第 20 条の規定による。 ○介護保険法施行令（特例居宅介護サービス計画費を支給する場合） 第二十条 法第四十七条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 47 条第 1 項
	介護保険法施行令第 20 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例施設介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法介護保険法（特例施設介護サービス費の支給） 第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。 一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 その他政令で定めるとき。2～4（略）法第 49 条第 1 項第 2 号に規定する「政令で定めるとき」は、政令第 22 条の規定による。 介護保険法施行令（特例施設介護サービス費を支給する場合） 第二十二条 法第四十九条第一項第二号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 49 条第 1 項
	介護保険法施行令第 22 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	高額介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 51 条
	介護保険法施行令第 22 条の 2 の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	高額医療合算介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 51 条の 2 第 1 項
	介護保険法施行令第 22 条の 3

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例特定入所者介護サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（特例特定入所者介護サービス費の支給） 第五十一条の四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。 一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 その他政令で定めるとき。 2（略）法第51条の4第1項第2号の「政令で定めるとき」は、政令第22条の5の規定による。 介護保険法施行令（特例特定入所者介護サービス費を支給する場合） 第二十二条の五 法第五十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 特定入所者（法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 四 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 51 条の 4 第 1 項
	介護保険法施行令第 22 条の 5

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（特例介護予防サービス費の支給） 第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの）に限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 四 その他政令で定めるとき。2～5（略）法第54条第1項第4号に規定する「政令で定めるとき」は、施令第24条の規定による。 介護保険法施行令（特例介護予防サービス費を支給する場合） 第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要

	支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 54 条第 1 項
	介護保険法施行令第 24 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例地域密着型介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法介護保険法（特例地域密着型介護予防サービス費の支給） 第五十四条の三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。2～4（略）法第54条の3第1項第3号に規定する政令で定めるときは、施令第24条の3の規定による。 介護保険法施行令（特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合） 第二十四条の三 法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第54条の3第1項
	介護保険法施行令第24条の3

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例介護予防サービス計画費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法介護保険法（特例介護予防サービス計画費の支給） 第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。2～5（略）法第59条第1項第3号に規定する「政令で定めるとき」は、政令第29条の規定による。 介護保険法施行令（特例介護予防サービス計画費を支給する場合） 第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法施行令第29条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	高額介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。 ２ 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 61 条第 1 項
	介護保険法施行令第 29 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特例特定入所者介護予防サービス費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法介護保険法（特例特定入所者介護予防サービス費の支給） 第六十一条の四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。 一 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 その他政令で定めるとき。2（略）法第61条の4第2項の「政令で定めるとき」は、政令第29条の5の規定による。 介護保険法施行令（特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合） 第二十九条の五 法第六十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 特定入所者（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 特定居宅サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 四 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理期間/聴聞・	90 日

弁明手続	
備考	
根拠規定	介護保険法第 61 条の 4 第 1 項
	介護保険法施行令第 29 条の 5

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	指定介護予防支援事業者の指定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（指定介護予防支援事業所の指定第 115 条の 22 第 58 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 58 条第 1 項の指定をしてはならない。(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。(3) 申請者が、第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。 (3 の 2) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(4 の 2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。(4 の 3) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。(5) 申請者が、第 115 条の 29 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る

	行政手続法第十五条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。（5 の 2） 申請者と密接な関係を有する者が、第 115 条の 29 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。（6） 申請者が、第 115 条の 29 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 25 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。（6 の 2） 申請者が、第 115 条の 27 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の 29 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 115 条の 25 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。（6 の 3） 第 6 号に規定する期間内に第 115 条の 25 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。（7） 申請

	者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。(8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 3 号の 2 から第 5 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。(9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第 3 号の 2 から第 5 号まで又は第 6 号から第 7 号までのいずれかに該当する者であるとき。3 市町村が前項第 1 号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。4 市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90 日
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 22 第 2 項、第 3 項
	介護保険法施行令第 35 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	保険料の徴収猶予
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月以内の期間に限って徴収猶予することができる。 (1) 第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。　２（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	７日
備考	
根拠規定	大和高田市介護保険条例第９条第１項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	保険料の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。 (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの 2・3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	大和高田市介護保険条例第 10 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	被保険者に対する不正利得の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（不正利得の徴収等） 第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	
根拠規定	介護保険法第 22 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	職権による要介護状態区分の変更の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法第 30 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第 27 条第 5 項後段の規定による認定審査会の意見（同項第 2 号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。2 第 27 条第 2 項から第 6 項まで及び第 7 項前段並びに第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。法第 30 条第 2 項で準用する法第 27 条第 2 項の厚生労働省で定める事項は、省令第 45 条による。介護保険法施行規則（法第 30 条第 2 項において準用する法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項）第 45 条 法第 30 条第 2 項において準用する法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、法第 30 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	介護保険法第 30 条第 1 項
	介護保険法施行規則第 45 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	職権による要支援状態区分の変更の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法第 33 条の 3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第 32 条第 4 項後段の規定による認定審査会の意見（同項第 2 号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。2 第 28 条第 5 項から第 8 項まで並びに第 32 条第 2 項から第 5 項まで及び第 6 項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条第 2 項で準用する法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、省令第 36 条の規定による。介護保険法施行規則第 36 条 法第 27 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項は、同条第 1 項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	介護保険法第 33 条の 3 第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	故意の場合の給付制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	第六十四条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 64 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	市町村が行う調査に応じなかった場合の給付制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法第 65 条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第 23 条の規定による求め(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。【参照条文】介護保険法(文書の提出等)第 23 条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 65 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。3（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第67条第1項、第2項
	介護保険法施行規則第103条, 第105条
	介護保険法施行令第32条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	不正利得の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(不正利得の徴収等) (不正利得の徴収等) 第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。 2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 22 条第 1 項、第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定居宅サービス事業者等の費用返納命令等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(不正利得の徴収等) 第二十二条 1(略)2(略) 3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 22 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	要介護認定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（要介護認定の取消し）第 31 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第 27 条第 7 項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。(2) 正当な理由なしに、前条第 2 項若しくは次項において準用する第 27 条第 2 項の規定による調査（第 24 条の 2 第 1 項第 2 号又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 28 条第 5 項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。2 第 27 条第 2 項から第 4 項まで、第 5 項前段、第 6 項及び第 7 項前段並びに第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項第 1 号の規定による要介護認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 31 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	要支援認定の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（要支援認定の取り消し）第 34 条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第 32 条第 6 項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。(2) 正当な理由なしに、前条第 2 項若しくは次項において準用する第 32 条第 2 項の規定により準用される第 27 条第 2 項の規定による調査（第 24 条の 2 第 1 項第 2 号又は前条第 2 項若しくは次項において準用する第 28 条第 5 項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は次項において準用する第 32 条第 2 項の規定により準用される第 27 条第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。2 第 28 条第 5 項から第 8 項まで並びに第 32 条第 2 項、第 3 項、第 4 項前段、第 5 項及び第 6 項前段の規定は、前項第 1 号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 34 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保険料滞納の場合の支払方法変更の制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(保険料滞納者に係る支払方法の変更)第 66 条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。 2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。3・4 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	介護保険法第 66 条第 1 項、第 2 項
	介護保険法施行規則第 100 条
	介護保険法施行令第 30 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保険給付一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1-2(略) 3 市町村は、前条第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定による適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 67 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保険料滞納の場合の第 2 号被保険者に対する保険給付の一時差止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。 2・3（略） 4 市町村は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。5（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第 68 条第 4 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	保険料滞納の場合の保険給付の額の減額等
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。2～4（略）
標準処理期間/聴聞・	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外

弁明手続	
備考	
根拠規定	介護保険法第 69 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定介護予防支援事業者に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(勧告、命令等)第 115 条の 28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。(2) 第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。(3) 第 115 条の 24 第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 29 条の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 28 第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定介護予防支援事業者の指定取消し、指定の効力停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（指定の取消し等）第 115 条の 29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第 58 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(1) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 22 第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号（同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第 9 号（同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。(3) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 24 第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。(4) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 24 第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。(6) 指定介護予防支援事業者が、第 115 条の 27 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。(7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第 115 条の 27 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第 58 条第 1 項の指定を受けたとき。(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。(11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は

	著しく不当な行為をした者があるとき。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 29

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	第 1 号被保険者に係る保険料の賦課
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。3・4（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 29

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	延滞金の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	法第 132 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限後の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市介護保険条例第 8 条第 1 項, 第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	市は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき（同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。第 15 条 市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。第 16 条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。第 17 条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市介護保険条例第 14 条;第 15 条;第 16 条;第 17 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法(勧告、命令等) 第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 一 第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 三 第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。 四 第七十八条の四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2～4(略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第3号の規定による適用除外
備考	
根拠規定	介護保険法第78条の9第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（指定の取消し等） 第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。 三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。 七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第百四条及び第百十四条の六において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

	八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。 十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十八項の規定による通知を受けたとき。 十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 十五 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 十六 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 78 条の 10

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（勧告、命令等） 第百十五条の十八 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 一 第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 三 第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。 四 第百十五条の十四第七項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2（略） 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第3号の規定により適用除外
備考	

根拠規定	介護保険法第 115 条の 18 第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	長寿介護課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	介護保険法（指定の取消し等） 第百十五条の十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。 三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。 七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所

	の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	介護保険法第 115 条の 19

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民協働課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 書面による請求であること。 2 請求書には、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地が正しく記載されていること。 3 証明書の交付を受ける際には、市町村に所要の手数料を納めること。 【参照条文】地方自治法(地縁による団体)第 260 条の 2 (略)2～11 第 12 項 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。 地方自治法施行規則(告示事項の証明書の請求)第 21 条第 1 項 地方自治法第 260 条の 2 第 12 項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。2・3 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	地方自治法施行規則第 21 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民協働課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	認可地縁団体の規約の変更の認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	次の要件を満たすものであること。1 規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の4分の3以上の同意があること(地方自治法260条の3)。 2 規約変更を総会で議決したことを証する議事録が適正に作成され、かつ、議長及び議事録署名人の署名があること。 3 申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類が添付されていること。 4 変更が同法第260条の2各項の要件に合致すること。具体的基準については、同法第260条の2第1項「地縁による団体の認可」の審査基準を準用する。 5 規約の変更が、地方自治法施行規則第19条に規定する告示事項の変更に該当する場合は、同規則第20条に定められた様式(告示事項変更届出書)を併せて提出すること。 【参照条文】地方自治法(地縁による団体)第260条の2(略)2～10第11項 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。12～17(略)(規約の変更)第260条の3第1項 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 第2項 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。 地方自治法施行規則(告示事項の変更についての届出)第20条第1項 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。第2項 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	10日
備考	
根拠規定	地方自治法第260条の2第11項
	地方自治法施行規則第20条第1項、第2項

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民協働課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 原則として、当該地縁団体による団体の規約により指定された者に財産が帰属するものであること。2 規約中にその旨の記載がない場合は、次の要件を満たすものであること。(1) 地縁団体と類似の目的を有する団体であること。(2) 残余財産の帰属権者を決定する総会において、規約で定める手続を経て議決されたものであることを証する書類が添付されており、議長及び議事録署名人の署名がされていること。 【参照条文】地方自治法(残余財産の帰属)第260条の31第1項 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。第2項 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。第3項 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	10 日
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民協働課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	認可地縁団体の認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 地縁による団体は以下の要件を充たしていなければならない(地方自治法第 260 条の 2 第 2 項)。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ※規約により、目的が良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うこととされているかを確認する。それには、活動の目的が特定(スポーツだけ、美化活動だけなど)の目的でないこと、また、団体の権利能力の範囲が明確にわかるように、できるだけ具体的に定めることが必要となる。現にその活動を行っていることとは、おおむね 1 年以上は目的に定められた活動を行っていることが必要であり、活動状況を示す書類により確認する。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※住居表示、地番などで地域住民に客観的にわかるように表示しなければならない。区域は、当該「地縁による団体」が相当の期間(おおむね 1 年間)にわたって存続している区域の現況によらなければならない(地方自治法第 260 条の 2 第 4 項)。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※規約により、区域に住所のあるすべての人が構成員になることができ、また、正当な理由がない限り、加入を拒んではならないことを定められているかを確認する。また、名簿に登載された人が区域内の住民数の過半数をこえていなければならない。 (4) 規約を定めていること。規約には、次の事項が定められていなければならない(地方自治法第 260 条の 2 第 3 項)。 (ア) 目的 (イ) 名称※他の法令で定められている名称(財団法人等)や、既存の法人と誤認されるような名称でないこと。(ウ) 区域 (エ) 主たる事務所の所在地※事務所の所在地は、代表者の自宅でも集会所の所在地でもかまわないが、当該「地縁団体」の区域内に所在していなければならない。 (オ) 構成員の資格に関する事項 (カ) 代表者に関する事項※代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について規定していなければならない。(キ) 会議に関する事項※総会、臨時会の招集方法

	や議決方法、議決事項等を定めなければならない。(ク) 資産に関する事項※資産の構成、管理方法等について規定していなければならない。 なお、(ア)～(ク)の8つの事項以外にも、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましい。 2 申請には以下の書類が必要となる(地方自治法施行規則第18条)。 (1) 認可申請書(2) 規約(3) 認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類※総会議事録の写しで、議長、議事録署名人の署名・又は記名押印が必要となる。(4) 構成員の名簿※世帯単位ではなく個人単位で氏名・住所を記載する。区域外の人には記載できない。(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会設備の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を現に行っていることを記載した書類※前年度事業報告書・本年度事業計画書・前年度収支決算書・本年度収支予算書がこれに当たる。総会議事録に記載されていれば不要である。(6) 申請者が代表者であることを証する書類※申請者を代表者に選ぶことを議決した総会の議事録の写しと申請者が代表者となることを受諾したことを示す承諾書(申請者の署名又は記名押印のあるもの)がこれらの書類に当たる。(8) 区域を明示した地図※規則で定めている提出書類ではないが、区域を確認するために必要となる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	15 日
備考	
根拠規定	地方自治法施行規則第18条

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民協働課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	認可地縁団体の認可の取消し
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	次のいずれかに該当する場合は、地縁による団体の許可を取り消すものとする。 (1) 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。(2) 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。(3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。(4) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。(5) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、脅迫等不正な手段により認可を受けたとき。 【参照条文】地方自治法(地縁による団体)第260条の2(略)第2項 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。(4) 規約を定めていること。3～13(略)第14項 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	市民協働課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 次の要件を満たすものであること(地方自治法第 260 条の 46 第 1 項)。 (1) 申請を行う認可地縁団体が当該不動産を所有（占有）していること。 (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって、平穏かつ公然と占有していること。(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。 2 申請には以下の書類が必要となる(地方自治法第 260 条の 46 第 1 項、地方自治法施行規則第 22 条の 2 の 5)。 (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 (2) 申請不動産の登記事項証明書 (3) 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請（所有不動産の登記移転等に係る公告申請）をすることについて総会で議決したことを称する書類※令和 3 年 11 月 26 日より前に認可を受けた団体は、認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができる。(4) 申請者が代表者であることを証する書類 (5) 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
標準処理期間/聴聞・弁明手続	4 か月間
備考	3 か月間の告示が必要であるため。
根拠規定	地方自治法施行規則第 22 条の 2 の 5

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市運動場条例(使用料)第6条 夜間照明施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を申込みと同時に納付しなければならない。2(略)3(略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市運動場条例第6条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し等
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市運動場条例(使用の停止等)第 8 条 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したときその他教育委員会において必要と認めたときは、使用を停止し、又は取り消すことができる。2 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市運動場条例第 8 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立総合体育館条例(使用料及び受講料)第5条 総合体育館を使用しようとする者は、使用許可を受けたときに使用料を支払わなければならない。2 使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。3 総合体育館を使用しようとする者は、総合体育館の設備又は器具を使用する場合には、前項に規定するほか規則で定める使用料を支払わなければならない。4 (略)5 (略)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市立総合体育館条例第5条第2項、第3項

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用の取消し
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立総合体育館条例(使用の拒絶及び取消し)第 8 条 総合体育館使用の許可を受けた者であっても、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、その使用を拒絶し、又は取り消すことがある。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市立総合体育館条例第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用許可の取消し等
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立武道館条例(使用許可の取消し等)第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、武道館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用の許可を取り消すことができる。(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	大和高田市立武道館条例第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益処分
処分名	使用料の徴収
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立武道館条例(使用料)第 7 条 武道館の使用料は、別表のとおりとする。2 (略)総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則(附属施設及び器具の使用料)第 8 条 体育館条例第 5 条第 3 項及び武道館条例別表備考 3 に規定する附属設備及び器具の使用料は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める。ただし、使用者の住所(団体及び法人にあっては、その事務所)が市外であるときは、当該使用料の 10 割相当額を加算する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市立武道館条例第 7 条第 1 項
	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市運動場条例（使用の申込み）第2条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の定める使用許可申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。（不許可の条件）第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。（1） 公益を害するおそれがあるとき。（2） 管理上支障があると認めるとき。（3） 施設を損傷するおそれがあるとき。（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。（5） その他教育委員会が必要があると認めたとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3日
備考	
根拠規定	大和高田市運動場条例第3条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	特別の設備の設置許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市運動場条例（不許可の条件）第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。（1） 公益を害するおそれがあるとき。（2） 管理上支障があると認めるとき。（3） 施設を損傷するおそれがあるとき。（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。（5） その他教育委員会が必要があると認めたとき。（設備の制限）第5条 使用者は、教育委員会の承認を受けないで施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3日
備考	
根拠規定	大和高田市運動場条例第3条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市運動場条例施行規則（使用料の還付）第7条 条例第6条第2項ただし書に規定する教育委員会が特別の事由があると認めるときとは、次に掲げるときをいう。（1） 天候その他不可抗力により、施設が使用不能のとき。（2） 使用者が、使用を許可された施設の使用日の3日前までに運動場使用許可申請の取下げを申し出た場合において、その取下げに相当の事由があると教育委員会が認めたとき。【参照条文】○大和高田市運動場条例(使用料)第6条（略）2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。3（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	大和高田市運動場条例施行規則第7条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市運動場条例施行規則（使用料の減免）第 8 条 条例第 6 条第 3 項に規定する教育委員会が必要と認めるときとは、国又は県が市民を対象とした事業を実施するために施設を使用するときをいう。この場合において、教育委員会は、その使用料の全額を免除するものとする。【参照条文】○大和高田市運動場条例(使用料)第 6 条（略）2（略）3 教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5 日
備考	
根拠規定	大和高田市運動場条例施行規則第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立総合体育館条例（使用の許可）第4条 総合体育館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。（1）公安又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。（2）建物又は設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。（3）管理上支障があると認めるとき。（4）興業又は営利を目的とする事業を実施すると認めるとき。（5）スポーツ活動以外の事業を実施すると認めるとき。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。（7）その他教育委員会が不相当と認めるとき。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3日
備考	
根拠規定	大和高田市立総合体育館条例第4条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（使用料の還付）第9条 体育館条例第5条第4項ただし書及び武道館条例第8条ただし書の規定により、教育委員会は、次に掲げる場合に限り、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。（1）天候その他不可抗力により、総合体育館又は武道館が使用不能のとき。（2）使用者が、使用を許可された日（総合体育館又は武道館を連続して2日以上使用するときは、その使用の最初の日）の3日前までに使用許可決定の取下げを申し出て、その取下げに相当の理由があるとして使用許可決定の取消しを受けたとき。（3）その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。【参照条文】○大和高田市立総合体育館条例(使用料及び受講料)第5条（略）2・3（略）4 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。5（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則第9条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（使用料の減免）第 10 条 体育館条例第 6 条及び武道館条例第 9 条の規定により、教育委員会は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額を減免することができる。（１） 国又は奈良県が本市に住所を有する者を対象とした事業を実施するために使用するとき 全額（２） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条による学校が使用するとき（課外活動を除く。） 全額（３） その他教育委員会が特に必要と認めたとき 教育委員会が必要と認める額 【参照条文】○大和高田市立総合体育館条例(使用料の減免)第 6 条 教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5 日
備考	
根拠規定	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則第 10 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	大和高田市立武道館条例（使用の不許可）第 5 条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。（１） その使用が武道館の設置の目的に反すると認められるとき。（２） その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。（３） その使用が営利を目的とすると認められるとき。（４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。（５） 武道館の管理運営上支障があると認められるとき。（６） その他教育委員会が不相当と認めるとき。【参照条文】（使用許可）第 4 条 武道館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可に際し、武道館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	大和高田市立武道館条例第 5 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の還付
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（使用料の還付）第9条 体育館条例第5条第4項ただし書及び武道館条例第8条ただし書の規定により、教育委員会は、次に掲げる場合に限り、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。（1）天候その他不可抗力により、総合体育館又は武道館が使用不能のとき。（2）使用者が、使用を許可された日（総合体育館又は武道館を連続して2日以上使用するときは、その使用の最初の日）の3日前までに使用許可決定の取下げを申し出て、その取下げに相当の理由があるとして使用許可決定の取消しを受けたとき。（3）その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。【参照条文】○大和高田市武道館条例(使用料の還付)第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難である。
備考	
根拠規定	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則第9条

審査基準・処分基準票

所管部署名	スポーツ・文化振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請に対する処分
処分名	使用料の減免
処分権者名	教育委員会
審査基準・処分基準	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（使用料の減免）第 10 条 体育館条例第 6 条及び武道館条例第 9 条の規定により、教育委員会は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額を減免することができる。（１） 国又は奈良県が本市に住所を有する者を対象とした事業を実施するために使用するとき 全額（２） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条による学校が使用するとき（課外活動を除く。） 全額（３） その他教育委員会が特に必要と認めたとき 教育委員会が必要と認める額 【参照条文】○大和高田市立武道館条例(使用料の減免)第 9 条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その使用料を減免することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	5 日
備考	
根拠規定	総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則第 10 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	助成金の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（助成の範囲）第3条 医療費の助成は、第2条第1号の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。（1）入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額（2）入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額（3）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給される場合は、その額に相当する額（4）市長が規則で定める額○大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（市長が定める助成金控除額）第2条 条例第3条第4号に規定する額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。（1）外来療養である場合 500円（2）14日未満の入院療養である場合 500円（3）14日以上入院療養である場合 1,000円
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90日
備考	
根拠規定	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条
	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第2条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	助成金の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（助成の範囲）第3条 医療費の助成は、第2条第2号の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。（1）入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額（2）入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額（3）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給される場合は、その額に相当する額（4）市長が規則で定める額○大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（市長が定める助成金控除額）第2条 条例第3条第4号に規定する額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。（1）外来療養である場合 500円（2）14日未満の入院療養である場合 500円（3）14日以上入院療養である場合 1,000円
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	資格確認書の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	申請者が、大和高田市国民健康保険の被保険者の資格を持つ者が属する世帯の世帯主である場合に交付します。(国民健康保険法(以下「法」といいます。)第9条第2項) 1 「大和高田市国民健康保険の被保険者の資格を持つ者」とは、法第5条及び第6条の規定によります。(大和高田市内に住所を有し、他の医療保険の被保険者等でないこと。) 2 国保法上の「世帯」とは、実際に住居と生計を同じくしている者の集団をいうものであり、原則として、住民基本台帳法上の世帯と一致します。このため一般的に親族中心であるが、住込人や同居人等他人が含まれている場合もあります。なお、独立の生計を営む住込人や同居人は、別の世帯として認定します。 3 国保法上の「世帯主」とは、国保被保険者が属する世帯の中で、主として生計を維持し、社会通念上妥当と思われる者であり、一般的に住民基本台帳法上の世帯主と一致します。従って世帯主は必ずしも国保被保険者とは限らないが、その場合でも各種届出の義務、保険料納付の義務を課せられます。 4 資格の取得・喪失の時期については、法第7条、並びに第8条第1項及び第2項の規定によります。 5 申請者が外国人の場合は次の基準によります。 (1) 「大和高田市国民健康保険の被保険者の資格を持つ者」とは法施行規則第1条の適用除外に該当しない者で、次のいずれかに該当する者です。 ① 住民基本台帳第30条の45の規定に該当すること。 ア. 中長期滞在者 ただし、「特定活動」の在留資格で活動内容が、次のいずれかに該当する場合は除く ・ 医療を受ける活動 ・ 医療を受ける活動を行うものの日常生活上の世話をする活動 ・ 観光・保養その他類似する活動 ・ 観光・保養その他類似する活動を行う者に同行する配偶者 イ. 特別永住者 ウ. 一時庇護許可者または仮滞在許可者 エ. 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者 ② 以下の在留資格により入国している者で、在留期間が3カ月以下であるが、当該在留期間から3カ月を超えて滞在すると認められる者。

	ア. 技能実習 イ. 家族滞在 ウ. 特定活動（ただし、「医療を受ける活動」、「医療を受ける活動を行うものの日常生活上の世話をする活動」、「観光・保養その他類似する活動」、「観光・保養その他類似する活動を行う者に同行する配偶者」に該当する場合は除く。） (2) 資格の取得日については、次のとおりです。 ① 入国の場合、住民登録日 ② 市外転入または市内転入の場合、住民登録日 ③ 3 カ月以下の在留期間であるが、3 カ月を超えると認められ資格取得する場合、当該住所地に移転した日 ④ 入国当初、3 カ月以下の在留期間であったため、適用対象としていなかった者が在留期間の更新に伴う在留期間の延長により適用対象となった場合、住民登録をした日 ⑤ 国内で出生した場合、出生の年月日（ただし、親が入国して住民登録を行うまでの間に生まれた子は、親の資格取得日） (3) その他 ① すでに(1)に該当している者が3 カ月以下の在留期間に変更となっても、国保資格の適用対象とします。 ② 入国当初、3 カ月以下の在留期間であった者の在留期限が到来し、再び3 カ月以下の在留期間を更新した結果、事実上我が国に3 月を越えて滞在することとなった場合でも、国保資格は適用除外となります。 ③ 在留資格が公用（外国政府の職員等とその家族）で国保加入を希望する場合、3 月を超えて日本に滞在すると見込まれれば、国保資格は適用対象とします。この場合、住民登録は免除されるため、資格取得日は賃貸借契約書等により居所が確定できた日（入国前に住居を決めていた場合、在留資格の許可日）とします。 《参考》国民健康保険法 第9条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。 2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面

	の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。 3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 5 条;第 6 条;第 7 条;第 8 条
	国民健康保険法施行規則第 1 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	療養費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	1 保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき（国民健康保険法（以下「法」といいます。）第 54 条第 1 項）〔保険者、保険医療機関等の側の理由〕 （例）・コルセットなど治療用装具を作った場合において、保険者（大和高田市）が必要と認めるとき ・生血輸血したとき ・医師の同意を得て、あんま師、はり師、きゅう師、マッサージ師の施術を受けた場合（ただし、はり、きゅうの場合は該当の傷病について並行して医師による治療を受けていない場合に限る。） ・柔道整復師の施術を受けたとき 2 被保険者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、保険者（大和高田市）が必要があると認めるとき（法 54 条第 1 項）〔被保険者の理由〕 （例）・交通事故で負傷し第三者により保険医療機関等以外の医療機関にかつぎこまれたとき 3 被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと保険者が認めるとき（法第 54 条第 2 項） （例）・旅行中に急病にかかって保険医療機関等で受診したが、マイナンバーカードや資格確認書を提出できず、電子資格確認等による被保険者であることの確認を受けられなかったとき ・資格は取得したが、資格確認書の交付を受けないうちに保険医療機関等で診療を受けたとき 4 法第 54 条の 3 第 1 項または 2 項の適用を受けている場合において、同条同項の適用がないとすれば前頁の「1」又は「2」が適用されることとなるとき（法第 54 条の 3 第 7 項） 5 法第 54 条の 3 第 1 項または 2 項の適用を受けている場合において、被保険者が電子資格確認等による被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、電子資格確認等による被保険者であることの確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと保険者が認めるとき（法第 54 条の

3 第8項)

(参考)

国民健康保険法

第 54 条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

3、4 略

第 54 条の 3 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養

	費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 3～6 略 7 第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば第五十四条第一項の規定が適用されることとなるときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。 8 第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、市町村及び組合は、療養費を支給するものとする。 9 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	60 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 54 条の 3、第 7 項、第 8 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	特別療養費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法 第54条の3 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 略

標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	60 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 54 条の 3 第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	移送費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 54 条の 4 第 1 項, 第 2 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 10 (参考) 国民健康保険法 第 54 条の 4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。 2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。 国民健康保険法施行規則 第 27 条の 10 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。 (1)移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2)移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であつたこと。 (3)緊急その他やむを得なかつたこと。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	60 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 54 条の 4 第 2 項
	国民健康保険法施行規則第 27 条の 10

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	特別療養給付の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 55 条第 1 項 国民健康保険法施行規則第 28 条第 1 項 (参考) 国民健康保険法 第 55 条 被保険者が第 6 条第 7 号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。
標準処理期間/聴聞・	60 日

弁明手続	
備考	
根拠規定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	高額療養費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項国民健康保険法施行令第 29 条の 2、3、4 (参考) 国民健康保険法 第 57 条の 2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養費を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 56 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第 1 項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。 2 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	60 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項
	国民健康保険法施行令第 29 条の 2;第 29 条の 3;第 29 条の 4

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	標準負担額減額の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 1 項, 第 2 項, 第 27 条の 14 の 4 第 1 項, 第 2 項, 第 27 条の 14 の 5 第 1 項, 第 2 項 (参考) 国民健康保険法施行規則 第 27 条の 14 の 2 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納していることを確認した場合(第 5 条の 8 第 1 項の規定により世帯主が届書を提出し、当該世帯主が滞納している保険料につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場合を除く。)を除き、有効期限を定めて、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による認定(以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。 2, 3, 4, 5, 6 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 1 項、第 2 項
	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 4 第 1 項、第 2 項
	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 1 項、第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	標準負担額の減額差額の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項から第 3 項に基づき審査しますが、第 1 項中の「減額認定証の提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるとき」とは、申請者の責めによらない理由により減額認定証が提出できなかったと保険者（大和高田市）が認めるときをいいます。 （参考） 国民健康保険法施行規則 第 26 条の 5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。 2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額 (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間 (5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかった理由 (6) 被保険者記号・番号 3 前項の申請書には同項第三号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	3 日
備考	
根拠規定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 2 項、第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	特定疾病の認定
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 1 項及び第 2 項 (参考) 国民健康保険法施行令第 29 条の 2 略 2、3、4、5、6、7 略 8 被保険者が健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 9 略 健康保険法施行令第 41 条第 9 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病 (昭和 59 年 9 月 28 日厚生省告示第 156 号) 1 人工腎臓を実施している慢性腎不全 2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	昭和 59 年 9 月 28 日厚生労働省告示第 156 号
根拠規定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	延滞金の減免
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市後期高齢者医療に関する条例（延滞金）第 5 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。2～4（略）5 市長は、保険料の納付義務者の申請がある場合で、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	実績がないため設定しない。
備考	
根拠規定	大和高田市後期高齢者医療に関する条例第 5 条第 5 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	出産育児一時金の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市国民健康保険条例(出産育児一時金)第 5 条保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 48 万 8 千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当する者による医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに 1 万 2 千円を加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。○大和高田市国民健康保険条例施行規則(出産育児一時金の支給申請)第 12 条 条例第 5 条第 1 項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1 万 2 千円を加算する。 2 条例第 5 条第 1 項の規定により、出産育児一時金の支給を受けようとする者は、法又は社会保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）を総称したものをいう。）の規定による資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けた上で、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。 (1) 出産費用の内訳が確認できる領収書又は明細書の写し (2) 死産又は流産の場合は、妊娠期間が 85 日以上であることを確認できる医師の証明 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市国民健康保険条例第 5 条第 2 項

	大和高田市国民健康保険条例施行規則第 12 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	葬祭費の支給
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市国民健康保険条例(葬祭費)第 6 条 被保険者が死亡したとき、その他の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 3 万円を支給する。2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市国民健康保険条例第 6 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	一部負担金の減免又は徴収猶予
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市国民健康保険条例施行規則(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)第5条 法第44条に規定する一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予を受けようとする者は、一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。2 市長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を調査し、速やかに減額若しくは免除又は支払猶予の可否を決定し、その旨を当該申請をした者及び保険医療機関等の一部負担金減額・免除・徴収猶予承認(不承認)通知書(様式第3号)により通知するものとする。○国民健康保険法第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。(1) 一部負担金を減額すること。(2) 一部負担金の支払を免除すること。(3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。2 前項の措置を受けた被保険者は、第42条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第2号又は第3号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。3 第42条の2の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	30 日
備考	
根拠規定	大和高田市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱第5条

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	助成の決定、助成の更新
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（助成要件）第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、大和高田市に住所を有する者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者であるものとする。（1）大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）第2条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に規定する助成要件に該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）（住所地の特例）第2条の2前条の規定にかかわらず、同条に規定する要件（第2号を除く。）に該当する者が奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）（以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、大和高田市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した場合は、この条例により医療費の助成を受けることができる。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が大和高田市の区域内であったときも、同様とする。○大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（受給資格の通知）第4条 市長は、申請書を受理した場合において、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めるときは重度心身障害老人等医療費受給資格認定通知書（様式第2号）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。（受給資格認定の更新申請等）第7条 対象者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、申請書に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、現況に変更のない場合は、この限りでない。2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1日
備考	
根拠規定	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条、第2条の2
	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第4条、第7条第

	1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	助成の決定、助成の更新
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例（助成要件）第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、大和高田市に住所を有する者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者であるものとする。（2） 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）第2条第1号及び第2号に規定する助成要件に該当し、かつ、同条例第3条の2に規定する支給制限を受けない者（生活保護法による保護を受けている者を除く。）（住所地の特例）第2条の2 前条の規定にかかわらず、同条に規定する要件（第2号を除く。）に該当する者が奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）（以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、大和高田市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した場合は、この条例により医療費の助成を受けることができる。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が大和高田市の区域内であったときも、同様とする。○大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（受給資格の通知）第4条 市長は、申請書を受理した場合において、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めるときは重度心身障害老人等医療費受給資格認定通知書（様式第2号）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、重度心身障害老人等医療費受給資格認定申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。（受給資格認定の更新申請等）第7条 対象者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、申請書に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、現況に変更のない場合は、この限りでない。2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	
備考	
根拠規定	

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	医療費の助成
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市心身障害者医療費助成条例（助成の額）第3条 医療費の助成の額は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）とする。（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額（2）健康保険法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額（3）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額（4）市長が規則で定める額○大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（市長が定める助成金控除額）第4条の2 条例第3条第1項第4号に規定する額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。（1）外来療養である場合500円（2）入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90日
備考	
根拠規定	大和高田市心身障害者医療費助成条例第3条
	大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第4条の2

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	受給資格証の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市心身障害者医療費助成条例（助成要件）第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。（1） 本市内に住所を有する 1 歳以上の者（2） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が 1 級若しくは 2 級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を受け、その程度が A 1 若しくは A 2 の者（3） 前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号）第 52 条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 53 号）第 1 条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第 6 条の 4 第 1 項に規定する額を超えない者（4） 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第 6 条の 4 第 3 項に規定する額を超えないもの 2 前項第 3 号及び第 4 号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第 6 条及び第 6 条の 2 の規定の例による。3 第 1 項第 1 号の場合において、1 歳以上の者とは、1 歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。○大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（社会保険各法）第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律をいう。（1） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（2） 船員保険法（昭和 14

	年法律第 73 号) (3) 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) (4) 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) (5) 私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市心身障害者医療費助成条例第 2 条
	大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	受給資格証の更新
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（受給資格証の更新申請等）第6条 対象者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、福祉医療費受給資格証更新申請書（様式第7号）に第3条に規定する書類を添え、これを市長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1日
備考	
根拠規定	大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第6条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	受給資格証の再交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（受給資格証の再交付）第7条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは申請書により市長に再交付を申請することができる。2・3（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1日
備考	
根拠規定	大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第7条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	助成金の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市子ども医療費助成条例(助成の範囲)第4条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額(3) 市長が規則で定める額 2 第三者行為による医療費の助成は行わないものとする。○大和高田市子ども医療費助成条例施行規則第2条 条例第3条に規定する規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)は、次に掲げる法律をいう。(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)(市長が定める助成金控除額)第3条 条例第4条第1項第3号に規定する額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。(1) 6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる額ア 外来療養である場合 500円イ 入院療養である場合 1,000円(14日未満の入院療養である場合は500円)(2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(前号に掲げる者を除く。) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる額ア 外来療養である場合 1,000円イ 入院療養である場合 1,000円(14日未満の入院療養である場合は500円)
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90日
備考	
根拠規定	大和高田市子ども医療費助成条例第4条
	大和高田市子ども医療費助成条例施行規則第3条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	受給資格証の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市子ども医療費助成条例（定義）第 2 条 この条例において「子ども」とは、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。（助成要件）第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者である子どもを主として養育している者（18 歳以上の子どもにあつては、当該子どもを主として養育していた者）とし、この場合においての子どもは、大和高田市に住所を有する者とする。2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者（2）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する児童福祉施設に入所している子どもの保護者（3）大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 8 年条例第 34 号）の規定により医療費の助成を受けることができる者（4）その子どもが大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成 8 年条例第 33 号）の規定により医療費の助成を受けることができる者○大和高田市子ども医療費助成条例施行規則（社会保険各法）第 2 条 条例第 3 条に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律をいう。（1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（2）船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）（3）国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（4）地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）（5）私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市子ども医療費助成条例第 2 条、第 3 条
	大和高田市子ども医療費助成条例施行規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・ 不利益処分	申請
処分名	受給資格証の再交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市子ども医療費助成条例施行規則（受給資格証の再交付）第 7 条 受給者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは申請書により市長に再 交付を申請することができる。この場合において、破損に伴う再交付の申 請を行うときは、当該破損した受給資格証を添えて申請しなければならない。 2 （略）
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市子ども医療費助成条例施行規則第 7 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	受給資格証の更新
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（受給資格証の更新申請等）第6条 対象者は、毎年7月1日から同月31日までの間に福祉医療費受給資格証更新申請書（様式第7号）に第3条に規定する書類を添え、これを市長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。2（略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1日
備考	
根拠規定	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第6条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・ 不利益処分	申請
処分名	受給資格証の再交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（受給資格証の再交付）第7条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは申請書により市長に再交付を申請することができる。2・3（略）
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	1日
備考	
根拠規定	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条第1項

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	助成金の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（助成の額）第3条 医療費の助成の額は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）とする。（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額（2）健康保険法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額（3）法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額（4）市長が規則で定める額○大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（市長が定める助成金控除額）第4条の2 条例第3条第1項第4号に規定する額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。（1）外来療養である場合 500円（2）入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	90日
備考	
根拠規定	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条
	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第4条の2

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	受給資格証の交付
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（助成要件）第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。（１） 次のいずれかに該当する者ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「子ども」という。）を現に扶養しているものイ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であって子どもを現に扶養しているものウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている子どもエ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条に規定する父母のいない児童のうち子どもオ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子（２） 市内に住所を有する者（市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち市外に住所を有するものを含む。）（３） 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者（４） 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていない者（助成金の支給制限）第 3 条の 2 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。（１） 第 2 条第 1 号ウ又はエに掲げる者を扶養又は養育する者（以下「扶養者等」という。）の前年の所得（１月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない子どもで扶養者等が前年の 12 月 31 日（１月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の 12 月 31 日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 2 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する額以上であるとき。（２） 前号の同一生計配偶者又は第 2 条第 1 号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年の所得（１月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 7 項に規定する額以上であるとき。（３）

	扶養者等の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であつて第 2 条第 1 号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくする者の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 7 項に規定する額以上であるとき。2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第 3 条及び第 4 条の規定の例による。○大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律をいう。（1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（2） 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）（3） 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（4） 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）（5） 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	1 日
備考	
根拠規定	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第 2 条、第 3 条の 2
	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第 2 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	資格確認書の返還命令及び特別療養費の支給対象への変更
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 54 条の 3 国民健康保険法施行規則第 27 条の 5 の 2 国民健康保険法 第 54 条の 3 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条(第四項及び第五項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。)の支給(次項及び第五項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯

	主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 3 市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。 4～9 略 国民健康保険施行規則 第 27 条の5の2 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第五十四条の三第三項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者(法第五十四条の三第一項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等(以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。))を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。)に係る資格確認書(第六条第二項(第二十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により交付されたものに限る。次項及び第三項において同じ。)の返還を求めるものとする。 2 市町村又は組合は、前項の規定により保険料滞納世帯主等に対し資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該保険料滞納世帯主等に通知しなければならない。 一前項の規定により資格確認書の返還を求める旨二 資格確認書の返還先及び返還期限 3 市町村又は組合は、第一項の規定により資格確認書の返還を求められている当該保険料滞納世帯主等に係る資格確認書が第七条の二第四項の規定により無効となったときは、当該世帯に属する全ての特別療養費の対象者に係る資格確認書が返還されたものとみなすことができる。 4 市町村又は組合は、第一項の規定により資格確認書が返還されたときは、保険料滞納世帯主等に対し、次に掲げる事項を記載した様式第一号の六の五から様式第一号の六の十までのいずれかによる資格確認書を交付するものとする。 一被保険者の氏名、性別及び生年月日二 世帯主又は組合員の氏名三 被保険者記号・番号等及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称四 国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日五 有効期限 六法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされている場合には、その旨 大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、特別な事情もなく、施行規則第27条の4の4に規定する取組を実施してなお国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）及び当該世帯に属する被保険者（滞納世帯主を除く。以下「滞納世帯被保険者」という。）に対する法第54条の3第1項に規定する療養の給付等（以下「療養の給付等」という。）に代えて行う特別療養費の支給及びその他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

関連情報

（特別療養費の支給に係る措置）

第2条 市長は、法第54条の3第1項の規定により、同項に規定する保険税納付の勧奨等（以下「保険税納付の勧奨等」という。）を行っているにもかかわらず、納期限から1年を経過してもなお保険税を納付しない滞納世帯主に対して特別療養費を支給しようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与として、当該滞納世帯主に対し、弁明の機会の付与通知書（様式第1号）を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、相当の期限までに弁明がないとき、又は弁明をもってしてもなお特別療養費の支給が正当であると認められるときは、法第54条の3第3項の規定により、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る通知書（様式第2号）を送付する。

3 前2項の規定は、法第54条の3第2項の規定により、市が同条第1項に規定する保険税納付の勧奨等（以下「保険税納付の勧奨等」という。）を行ってもなお滞納世帯主が保険税を納付しない場合に保険税の納期限から1年を経過する前において特別療養費を支給する場合について準用する。

4 市長は、前2項の規定により特別療養費の支給に係る通知を行う場合であって、滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が法第9条第2項（法第22条において準用する場合を含む。）の規定により施行規則第6条第4項各号に掲げる事項が記載された書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「資格確認書」という。）の交付を受けているときは、施行規則第27条の5の2第1項及び第2項の規定により、滞納世帯主に対し資格確認書返還通知書（様式第3号）を送付することにより通知し、その返還を求めるものとする。

5 前項の規定により返還を求めた資格確認書が返還されることなく施行規則第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書は返還されたものとみなす。

	6 市長は、第4項の規定により資格確認書が返還されたとき（前項の規定により資格確認書が返還されたものとみなす場合を含む。）は、施行規則第27条の5の2第4項の規定により、当該資格確認書を返還した滞納世帯主に対し同項各号に掲げる事項が記載された書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「特別療養給付資格確認書」という。）を交付するものとする。 関連情報 （適用除外） 第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する滞納世帯主又は滞納世帯被保険者については、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。 （1） 施行令第28条の6に規定する特別の事情がある滞納世帯主 （2） 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。以下同じ。）を受けることができる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者 （3） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある滞納世帯主又は滞納世帯被保険者 （特別療養費の支給に係る措置の解除） 第4条 市長は、特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る通知書（様式第4号）により滞納世帯主にあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。 （1） 滞納している保険税を完納したとき、又はその額が著しく減少したことを市長が認めたとき。 （2） 前条第1号又は第2号に該当することとなったとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。 2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を解除する場合において、当該解除の対象となる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が特別療養給付資格確認書の交付を受けているときは、施行規則第7条の2第1項及び第3項の規定により、当該券面の記載を更新するものとする。 （特別の事情に関する届出） 第5条 施行規則第27条の5の4第1項及び第2項に規定する届書は、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（様式第5号）とする。 2 市長は、施行規則第27条の5の4第3項の規定により、滞納世帯主に対し、前項に規定する届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出)

第6条 施行規則第27条の5の5第1項及び第2項に規定する届書は、原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書(様式第6号)とする。

2 滞納世帯主は、施行規則第27条の5の5第3項の規定により、前項に規定する届書の提出に際して、当該届書に係る被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

(特別療養費の支給に係る措置の更新)

第7条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者は、特別療養給付資格確認書における有効期間を経過してもなお第4条第1項各号のいずれにも該当しないときは、引き続き特別療養費の支給に係る措置を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を更新しようとするときは、あらかじめ、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る更新通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(世帯員の異動)

第8条 市長は、世帯の合併又は分離、世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は、世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断するものとする。

(特別療養費の支給申請)

第9条 特別療養費の支給の申請は、大和高田市国民健康保険条例施行規則(平成12年規則第73号)第18条の規定により行うものとする。

(保険給付の一時差止め)

第10条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、滞納世帯主が支払うべき保険税の納期限から1年6月が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該滞納世帯主が保険税を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第63条の2第2項の規定により、保険税納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が保険税を納付しないときは、当該滞納世帯主が支払うべき保険税の納期限から1年6月を経過する前においても、当該滞納世帯主に対し保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市長は、前2項の規定により、滞納世帯主に対する保険給付の支払を一時差し止めるときは、保険給付の支払の一時差止通知書(様式第8号)により当該滞納世帯主に通知するものとする。

	(保険給付の支払の一時差止めの解除) 第 11 条 保険給付の支払の一時差止の措置を解除する場合には、第 4 条の規定を準用する。 (保険給付の額からの滞納保険税の控除) 第 12 条 市長は、法第 63 条の 2 第 3 項の規定により、保険給付の支払の一時差止に係る保険給付の額から当該滞納している保険税額を控除することができる。 2 市長は、前項の規定により保険給付の額から保険税の滞納額を控除するときは、当該保険税の控除の対象となる滞納世帯主に対し、保険給付額からの滞納国民健康保険税の控除通知書(様式第 9 号)により、あらかじめ通知するものとする。 (補則) 第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
標準処理期間/聴聞・ 弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 5 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 5 の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	故意の場合の給付制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 60 条により審査しますが、この条文中の「犯罪行為」とは、刑法上刑罰を科せられる行為だけではなく、他の法令又は条例により、処罰の対象となる行為を含みます。 「自己の故意の犯罪行為により」疾病にかかり、又は負傷した例；無免許で自動車を運転し、事故をおこして負傷した場合 「故意に」疾病にかかり、又は負傷した例；自殺未遂により負傷した場合 (参考) 国民健康保険法 第 60 条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 60 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	闘争・泥酔等の場合の給付制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 61 条により審査しますが、この条文中の「闘争」とは、いわゆる喧嘩闘争のことをいいます（正当防衛に当たるときは除きます。）。 また、「泥酔」とは、飲酒による酩酊の程度の著しい状態をいいます。 「著しい不行跡」に当たるかどうかについては、個々の事案ごとに社会通念に従って判断します。 （参考） 国民健康保険法 第 61 条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 61 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法 第 62 条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 62 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	強制診断等拒否の場合の給付制限
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法 第 63 条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第 66 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。 第 66 条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 63 条
	国民健康保険法第 66 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法 第 63 条の 2 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 市町村及び組合は、第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であって、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。 大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱（趣旨） 第 1 条 この告示は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、特別な事情もなく、施行規則第 27 条の 4 の 4 に規定する取組を実施してなお国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）及び当該世帯に属する被保険者（滞納世帯主を除く。以下「滞納世帯被保険者」という。）に対する法第 54 条の 3 第 1 項に規定する療養の給付等（以下「療養の給付等」という。）に代えて行う特別療養費の支給及びそ

の他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

関連情報

（特別療養費の支給に係る措置）

第2条 市長は、法第54条の3第1項の規定により、同項に規定する保険税納付の勧奨等（以下「保険税納付の勧奨等」という。）を行っているにもかかわらず、納期限から1年を経過してもなお保険税を納付しない滞納世帯主に対して特別療養費を支給しようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与として、当該滞納世帯主に対し、弁明の機会の付与通知書（様式第1号）を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、相当の期限までに弁明がないとき、又は弁明をもってしてもなお特別療養費の支給が正当であると認められるときは、法第54条の3第3項の規定により、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る通知書（様式第2号）を送付する。

3 前2項の規定は、法第54条の3第2項の規定により、市が同条第1項に規定する保険税納付の勧奨等（以下「保険税納付の勧奨等」という。）を行ってもなお滞納世帯主が保険税を納付しない場合に保険税の納期限から1年を経過する前において特別療養費を支給する場合について準用する。

4 市長は、前2項の規定により特別療養費の支給に係る通知を行う場合であって、滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が法第9条第2項（法第22条において準用する場合を含む。）の規定により施行規則第6条第4項各号に掲げる事項が記載された書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「資格確認書」という。）の交付を受けているときは、施行規則第27条の5の2第1項及び第2項の規定により、滞納世帯主に対し資格確認書返還通知書（様式第3号）を送付することにより通知し、その返還を求めるものとする。

5 前項の規定により返還を求めた資格確認書が返還されることなく施行規則第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書は返還されたものとみなす。

6 市長は、第4項の規定により資格確認書が返還されたとき（前項の規定により資格確認書が返還されたものとみなす場合を含む。）は、施行規則第27条の5の2第4項の規定により、当該資格確認書を返還した滞納世帯主に対し同項各号に掲げる事項が記載された書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「特別療養給付資格確認書」という。）を交付するものとする。

関連情報

（適用除外）

	第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する滞納世帯主又は滞納世帯被保険者については、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。 (1) 施行令第28条の6に規定する特別の事情がある滞納世帯主 (2) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。以下同じ。）を受けることができる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者 (3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある滞納世帯主又は滞納世帯被保険者 （特別療養費の支給に係る措置の解除） 第4条 市長は、特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る通知書（様式第4号）により滞納世帯主にあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。 (1) 滞納している保険税を完納したとき、又はその額が著しく減少したことを市長が認めたとき。 (2) 前条第1号又は第2号に該当することとなったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。 2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を解除する場合において、当該解除の対象となる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が特別療養給付資格確認書の交付を受けているときは、施行規則第7条の2第1項及び第3項の規定により、当該券面の記載を更新するものとする。 （特別の事情に関する届出） 第5条 施行規則第27条の5の4第1項及び第2項に規定する届書は、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（様式第5号）とする。 2 市長は、施行規則第27条の5の4第3項の規定により、滞納世帯主に対し、前項に規定する届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。 （原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出） 第6条 施行規則第27条の5の5第1項及び第2項に規定する届書は、原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書（様式第6号）とする。 2 滞納世帯主は、施行規則第27条の5の5第3項の規定により、前項に規定する届書の提出に際して、当該届書に係る被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。 （特別療養費の支給に係る措置の更新）

	第7条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者は、特別療養給付資格確認書における有効期間を経過してもなお第4条第1項各号のいずれにも該当しないときは、引き続き特別療養費の支給に係る措置を受けるものとする。 2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を更新しようとするときは、あらかじめ、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る更新通知書（様式第7号）により通知するものとする。 （世帯員の異動） 第8条 市長は、世帯の合併又は分離、世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は、世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断するものとする。 （特別療養費の支給申請） 第9条 特別療養費の支給の申請は、大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）第18条の規定により行うものとする。 （保険給付の一時差止め） 第10条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、滞納世帯主が支払うべき保険税の納期限から1年6月が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該滞納世帯主が保険税を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第63条の2第2項の規定により、保険税納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が保険税を納付しないときは、当該滞納世帯主が支払うべき保険税の納期限から1年6月を経過する前においても、当該滞納世帯主に対し保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 市長は、前2項の規定により、滞納世帯主に対する保険給付の支払を一時差し止めるときは、保険給付の支払の一時差止通知書（様式第8号）により当該滞納世帯主に通知するものとする。 （保険給付の支払の一時差止めの解除） 第11条 保険給付の支払の一時差止の措置を解除する場合においては、第4条の規定を準用する。 （保険給付の額からの滞納保険税の控除） 第12条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、保険給付の支払の一時差止に係る保険給付の額から当該滞納している保険税額を控除することができる。 2 市長は、前項の規定により保険給付の額から保険税の滞納額を控除す

	るときは、当該保険税の控除の対象となる滞納世帯主に対し、保険給付額からの滞納国民健康保険税の控除通知書（様式第 9 号）により、あらかじめ通知するものとする。 （補則） 第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 号第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法施行令第 29 条の 5
	国民健康保険法施行規則第 32 条の 2

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険医療課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	被保険者に対する不正利得の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 65 条第 1 項により審査しますが、この条文中の「偽りその他不正の行為」とは、例えば詐欺（刑法第 246 条）などがありますが、必ずしも犯罪に当たる行為に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為をいいます。 また、「保険給付を受けた者」とは、被保険者であるかどうかを問わず、本来受けることができない保険給付を受けたすべての者があてはまります。 以上によりこの処分の対象となることにより、偽りその他不正の行為により受けた保険給付の価額の全部又は一部は強制徴収されます。 （参考） 国民健康保険法 第 65 条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 2， 3， 4 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 65 条第 1 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	保険医等に対する連帯納付命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 65 条第 2 項により審査しますが、この条文中の「診断書」とは、療養費の支給を申請する場合等に申請書に添付する意見書、同意書等、及び申請書に記載される医師又は歯科医師の意見等も含みます。 (参考) 国民健康保険法 第 65 条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第 88 条第 1 項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。 3, 4 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 65 条第 2 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	保険医療機関の費用返納命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	国民健康保険法第 65 条第 3 項により審査しますが、この条文中の「偽りその他不正の行為」とは、例えば詐欺（刑法第 246 条）などがありますが、必ずしも犯罪に当たる行為に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為をいいます。 （参考） 国民健康保険法 第 65 条 略 2 略 3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第 52 条第 3 項(第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。)若しくは第 54 条の 2 第 5 項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。 4 略
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	国民健康保険法第 65 条第 3 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	延滞金の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市後期高齢者医療に関する条例（延滞金）第 5 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。3 前 2 項の延滞金の計算において、納付金額が 2,000 円未満である場合はその全額を、納付金額が 2,000 円以上である場合で 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを納付金額として計算する。4 前 3 項の規定により計算した延滞金が 1,000 円未満である場合はその全額を、当該延滞金が 1,000 円以上である場合で 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金の確定金額とする。5 （略）
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の適用により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市後期高齢者医療に関する条例第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項

審査基準・処分基準票

所管部署名	保険年金課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	過料の徴収
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市後期高齢者医療に関する（罰則）第6条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他当該世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示の命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。第7条 市は、偽りその他不正な行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第2項第4号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市後期高齢者医療に関する条例第6条、第7条

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	助成金の返還命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市心身障害者医療費助成条例（助成金の返還）第 7 条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市心身障害者医療費助成条例第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	障害福祉課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	受給資格登録の停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市心身障害者医療費助成条例（受給者資格登録等の停止）第 8 条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者となる者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市心身障害者医療費助成条例第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	助成金の返還命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市子ども医療費助成条例（助成金の返還）第 8 条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 2 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市子ども医療費助成条例第 8 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	受給者資格登録等の停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市子ども医療費助成条例（受給者資格登録等の停止）第9条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市子ども医療費助成条例第9条

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	受給者資格登録等の停止
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（受給者資格登録等の停止）第6条の2　市長は、別に定める医療費貸付制度の対象となる者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の2

審査基準・処分基準票

所管部署名	こども施策課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	助成金の返還命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（助成金の返還）第 7 条 偽り その他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があ るときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	大和高田市行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定により適用除外
備考	
根拠規定	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第 7 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	商店街振興組合の設立認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(商店街振興組合の地区)第 6 条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第 11 条第 2 項及び第 88 条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。2 商店街振興組合の地区は、2 以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。(商店街振興組合の設立)第 9 条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の 3 分の 2 以上が組合員となり、かつ、総組合員の 2 分の 1 以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。(連合会の設立)第 11 条 連合会は、会員たる資格を有する組合の 2 分の 1 以上が会員となるのでなければ、設立することができない。2 市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。(設立の認可)第 36 条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第 6 条及び第 9 条又は第 11 条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。 商店街振興組合法施行令(認可の要件)第 1 条 商店街振興組合法(以下「法」という。)第 36 条第 2 項(第 62 条第 3 項、第 73 条第 4 項又は附則第 3 条第 6 項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。(1) 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。(2) 事業を行うために必要な経営的基盤を

	有していること。(3) 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(1 又は 2 以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日 何に基づいているのかわからない
備考	
根拠規定	商店街振興組合法施行令第 1 条
	商店街振興組合法第 6 条;第 9 条;第 11 条;第 36 条第 2 項;
	商店街振興組合法施行規則

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	組合員による総会招集の承認
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(総会の招集)第 58 条 (略)2 組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から 20 日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。第 59 条 前条第 2 項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から 10 日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得たときも、同様とする。商店街振興組合法施行規則(総会の招集の承認の申請)第 62 条 法第 59 条(法第 55 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により組合の総会の招集について承認を受けようとする者は、様式第 3 又は様式第 4 による申請書 2 通に、それぞれ組合員の名簿及びその総数の 5 分の 1 以上の同意を得たことを証する書面(役員改選の請求に係る場合は、その総数の 5 分の 1 以上の連署があつたことを証する書面)を添えて提出しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	商店街振興組合法;第 58 条第 2 項;第 59 条
	商店街振興組合法施行規則第 62 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	組合員による総会招集の承認
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(総会の招集)第 59 条 前条第 2 項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から 10 日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得たときも、同様とする。商店街振興組合法施行規則(総会の招集の承認の申請)第 62 条 法第 59 条(法第 55 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により組合の総会の招集について承認を受けようとする者は、様式第 3 又は様式第 4 による申請書 2 通に、それぞれ組合員の名簿及びその総数の 5 分の 1 以上の同意を得たことを証する書面(役員改選の請求に係る場合は、その総数の 5 分の 1 以上の連署があったことを証する書面)を添えて提出しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	7 日
備考	
根拠規定	商店街振興組合法第 59 条
	商店街振興組合法施行規則第 62 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	定款変更の認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(総会の議決事項)第 62 条 (略)2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。3 前項の認可については、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。4 (略) 商店街振興組合法(商店街振興組合の地区)第 6 条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第 11 条第 2 項及び第 88 条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。2 商店街振興組合の地区は、2 以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。(商店街振興組合の設立)第 9 条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の 3 分の 2 以上が組合員となり、かつ、総組合員の 2 分の 1 以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。(連合会の設立)第 11 条 連合会は、会員たる資格を有する組合の 2 分の 1 以上が会員となるのでなければ、設立することができない。2 市(地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。(設立の認可)第 36 条 (略)2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第 6 条及び第 9 条又は第 11 条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。3 行政庁は、第 1 項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。 商店街振興組合法施行令(認可の要件)第 1 条 商店街振興組合法(以下「法」という。)第 36 条第 2 項(第 62 条第 3 項、第 73 条第 4 項又は附則第 3 条第 6 項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。(1) 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容

	が法令に違反していないこと。(2) 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。(3) 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(1 又は 2 以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	商店街振興組合法第 6 条;第 9 条;第 11 条;第 36 条第 2 項;第 62 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
	商店街振興組合法施行令第 1 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	組合合併の認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(合併の手續)第 73 条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。2 組合の合併については、第 66 条並びに第 67 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。4 前項の認可については、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。 (商店街振興組合の地区)第 6 条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第 11 条第 2 項及び第 88 条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。2 商店街振興組合の地区は、2 以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。 (商店街振興組合の設立)第 9 条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の 3 分の 2 以上が組合員となり、かつ、総組合員の 2 分の 1 以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。 (連合会の設立)第 11 条 連合会は、会員たる資格を有する組合の 2 分の 1 以上が会員となるのでなければ、設立することができない。2 市(地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。 (設立の認可)第 36 条 (略)2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第 6 条及び第 9 条又は第 11 条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。3 (略) 商店街振興組合法施行令(認可の要件)第 1 条 商店街振興組合法(以下「法」という。)第 36 条第 2 項(第 62 条第 3 項、第 73 条第 4 項又は附則

	第 3 条第 6 項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。(1) 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。(2) 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。(3) 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(1 又は 2 以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	商店街振興組合法第 6 条;第 9 条;第 11 条;第 36 条第 2 項、第 3 項;第 66 条、第 67 条第 1 項、第 2 項;第 73 条第 3 項
	商店街振興組合法施行令第 1 条
	商店街振興組合法施行規則第 69 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	検査の請求
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(検査の請求)第 81 条 組合員は、その総数の 10 分の 1 以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。商店街振興組合法施行規則（検査の請求）第七十四条 法第八十一条第一項の規定により組合に対する検査を請求しようとする者は、様式第九による請求書に、組合員の名簿及びその総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面を添えて提出しなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	14 日
備考	
根拠規定	商店街振興組合法第 81 条
	商店街振興組合法施行規則第 74 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	申請
処分名	業務方法書の変更の認可
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	信用保証協会法施行規則(業務方法書の記載事項)第3条 法第8条第2項に規定する業務方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 法第20条第1項各号に掲げる中小企業者等1人に係る保証の金額の最高限度(2) 保証料に関する事項(3) 保証債務の履行に関する事項(4) 求償権の償却に関する事項(5) 保証の申込み方法及び保証条件の変更に関する事項(6) 定款に定める金融機関の範囲に関する事項(7) 資金の運用に関する事項(8) 業務の執行及び会計に関する事項(定款で定められたものを除く。)(9) その他必要な事項(業務方法書変更の認可申請)第7条 協会は、法第33条の規定により業務方法書の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に左の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事(市町村の区域を越えない区域を法第20条第4項に規定する協会の区域とする協会にあつては、当該市町村長。以下同じ。)に提出しなければならない。(1) 理由書(2) 最近の日計表(3) その他必要な書類 【参照条文】信用保証協会法(主務大臣の認可)第33条 協会は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	過去に処分実績がなく又は稀であつて、あらかじめ標準処理期間を設けることは困難である。
備考	
根拠規定	信用保証協会法施行規則第3条;第7条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	組合への業務改善命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	商店街振興組合法(行政庁の命令)第 85 条 行政庁は、前条第 1 項の規定により報告を徴し、又は第 81 条第 2 項若しくは前条第 1 項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与
備考	
根拠規定	商店街振興組合法第 85 条

審査基準・処分基準票

所管部署名	産業振興課
申請に対する処分・不利益処分	不利益
処分名	組合の解散命令
処分権者名	市長
審査基準・処分基準	(組合に対する解散の命令)第 86 条 行政庁は、組合が第 36 条第 2 項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。 商店街振興組合法(商店街振興組合の地区)第 6 条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第 11 条第 2 項及び第 88 条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の 30 人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。2 商店街振興組合の地区は、2 以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。(商店街振興組合の設立)第 9 条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の 3 分の 2 以上が組合員となり、かつ、総組合員の 2 分の 1 以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。(連合会の設立)第 11 条 連合会は、会員たる資格を有する組合の 2 分の 1 以上が会員となるのでなければ、設立することができない。2 市(地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。(設立の認可)第 36 条 (略)2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第 6 条及び第 9 条又は第 11 条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。3 (略)商店街振興組合法施行令(認可の要件)第 1 条 商店街振興組合法 (以下「法」という。)第 36 条第 2 項 (第 62 条第 3 項、第 73 条第 4 項又は附則第 3 条第 6 項において準用する場合を含む。)の政令で定める要

	件は、次のとおりとする。(1) 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。(2) 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。(3) 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(1又は2以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。
標準処理期間/聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞手続
備考	
根拠規定	商店街振興組合法第6条;第9条;第11条;第36条第2項
	商店街振興組合法施行令第1条